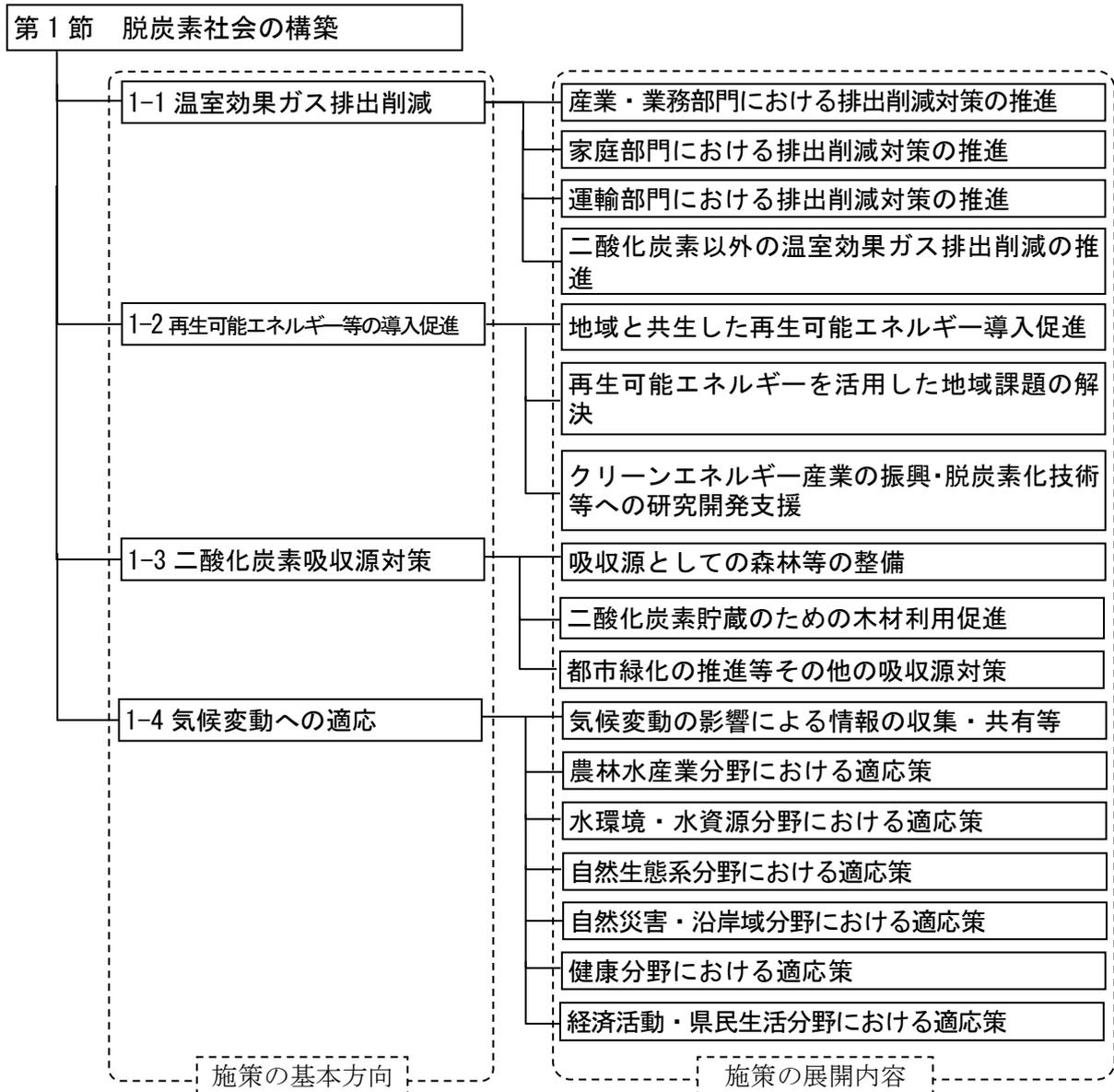
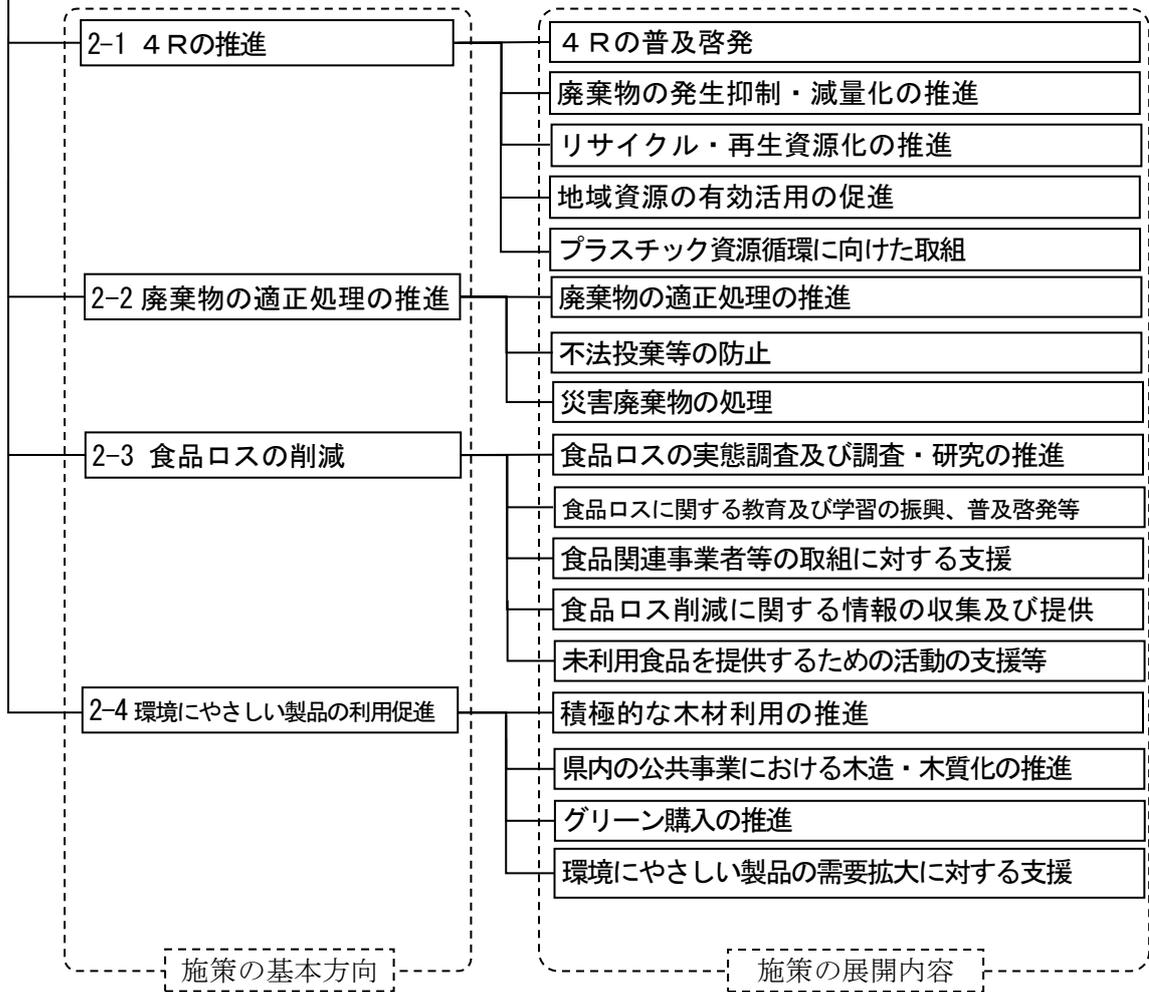


## 第4章 分野別の施策の展開

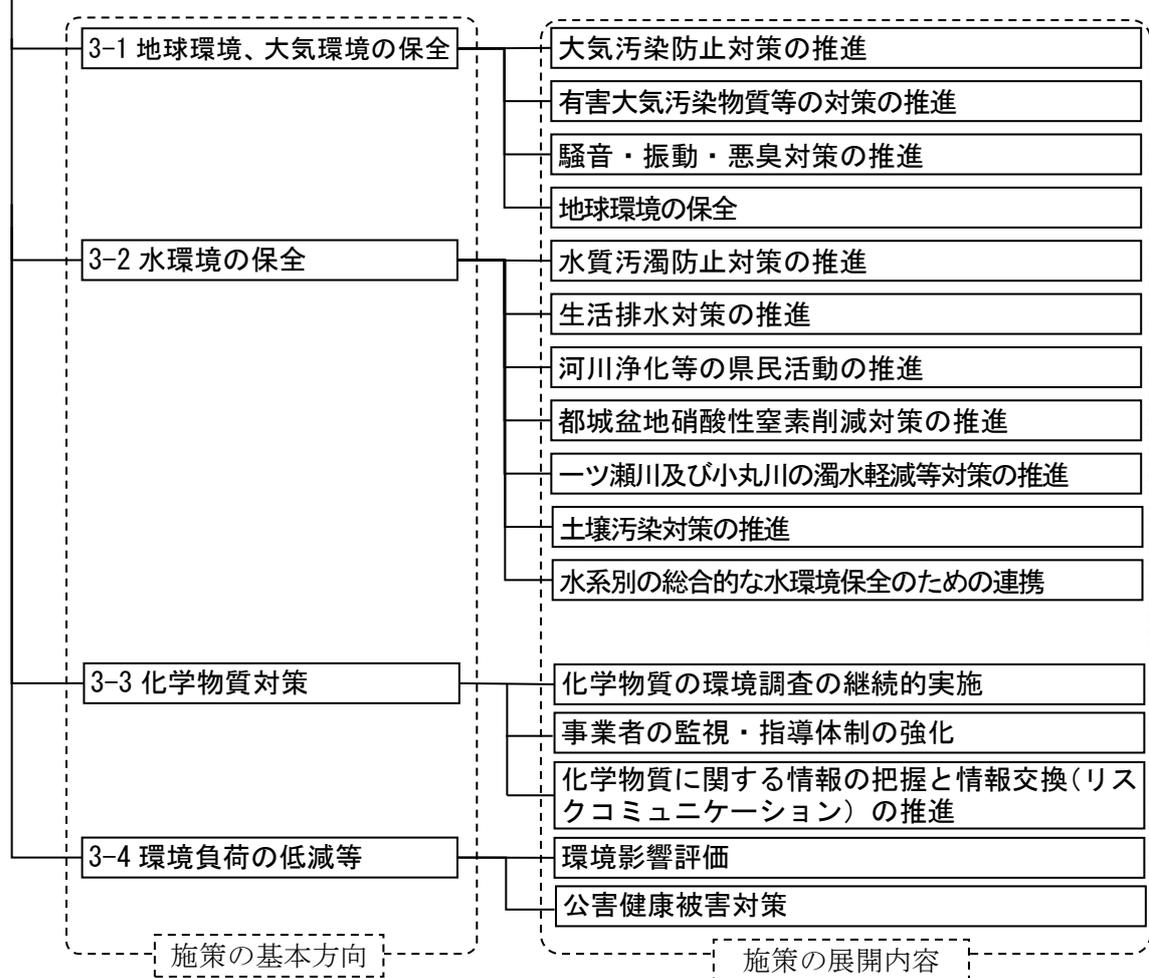
第3章に掲げた目指すべき環境像「ひと・自然・地域がともに輝く 持続可能なみやざき」に向け、次の6つの分野別施策を計画的に展開します。



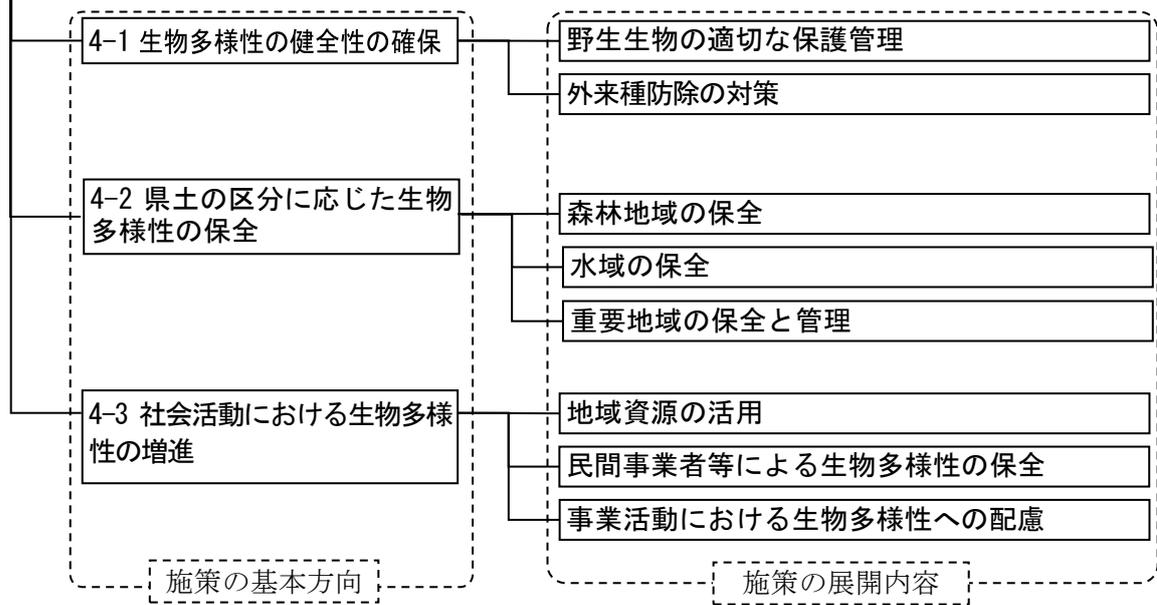
第2節 循環型社会の形成



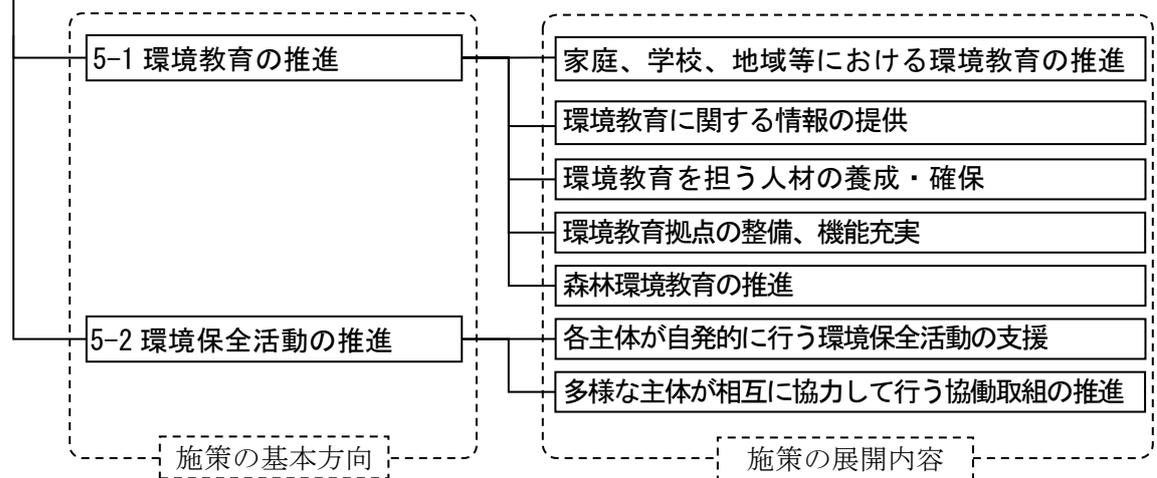
第3節 地球環境、大気・水環境等の保全



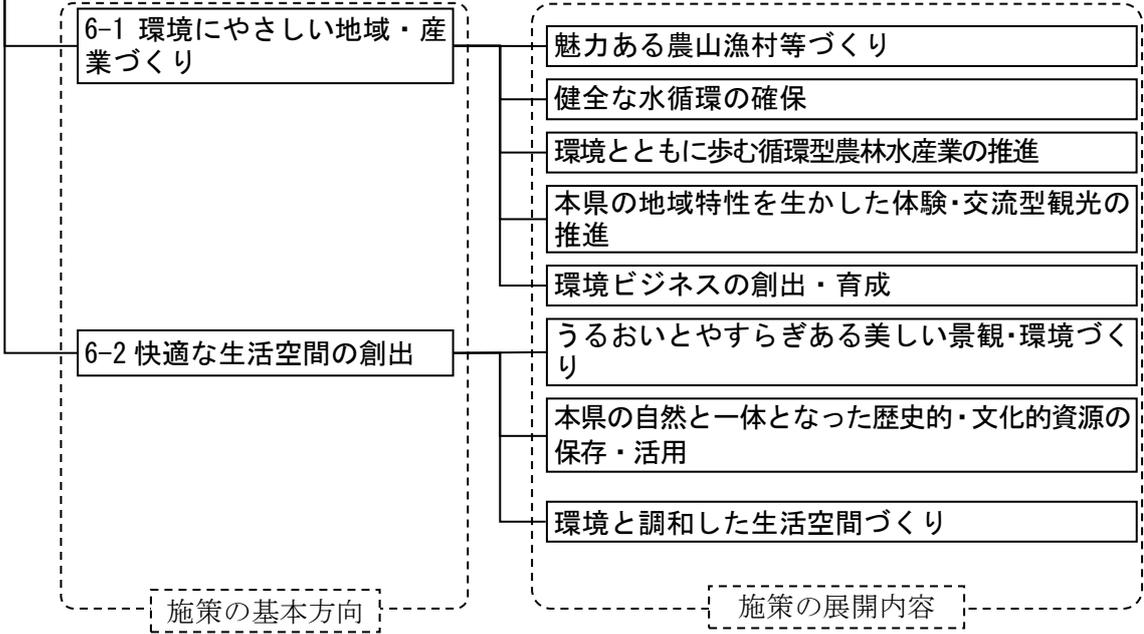
第4節 生物多様性の保全



第5節 環境保全のために行動する人づくり



第6節 環境と調和した地域・社会づくり



## 第 1 節 脱炭素社会の構築

### 1-1 温室効果ガス排出削減



#### (1) 現状と課題

##### 現 状

○脱炭素社会の構築に向けた国及び本県の動向

- ・我が国では、令和 2（2020）年 10 月に、内閣総理大臣の所信表明演説において、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しました。
- ・また、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部改正法が令和 3（2021）年 5 月に成立し、2050 年カーボンニュートラルの基本理念の明確化、地方公共団体実行計画への施策実施に関する目標の追加、地域の再生可能エネルギーを活用し脱炭素化を推進する「促進区域」の市町村による設定努力義務等が定められました。
- ・令和 3（2021）年 10 月には国の地球温暖化対策計画が改定され、2050 年カーボンニュートラル実現に向け、中期目標として令和 12（2030）年度に、温室効果ガスを平成 25（2013）年度比 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向け挑戦を続けていくことが明記されました。さらに、令和 7（2025）年 2 月の改定では、温室効果ガスを平成 25（2013）年度比で令和 17（2035）年度に 60%、令和 22（2040）年度に 73%削減する新たな目標値が設定されました。
- ・令和 3（2021）年 6 月に策定された地域脱炭素ロードマップでは、令和 12（2030）年度までに集中して行う取組、施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策が示され、今後 5 年間で集中期間として政策を総動員し、令和 12（2030）年度までに少なくとも 100 か所の「脱炭素先行地域<sup>36)</sup>」をつくるとともに、全国で重点対策を実行していくこととしています。
- ・国の動きに対応し、本県においても令和 3（2021）年 3 月に、2050 年までに温室効果ガスの排出量を吸収量と均衡させて実質ゼロとする、ゼロカーボンを目指すことを表明しました。
- ・県内においても、脱炭素社会の実現を目指す動きは広がりを見せ、令和 7（2025）年 12 月現在、17 市町が「2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロ（ゼロカーボンシティ宣言）」を表明してい

<sup>36)</sup> 脱炭素先行地域：2050 年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO<sub>2</sub> 排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の令和 12(2030)年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域のこと。

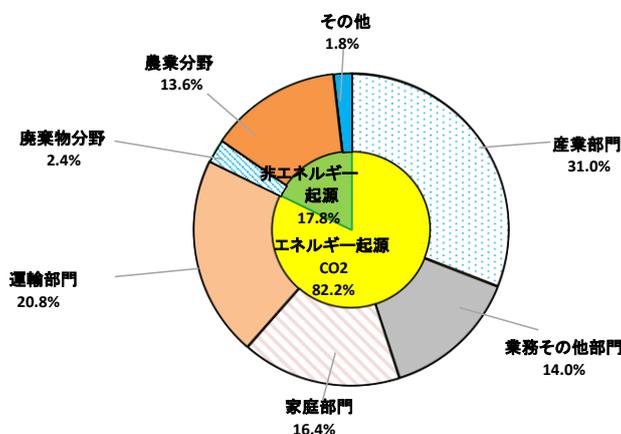
ます。

#### ○日本国内の温室効果ガスの排出状況

- ・我が国の令和 5（2023）年度の温室効果ガス排出・吸収量は約 10 億 1,700 万 t-CO<sub>2</sub> と、前年度比で 4.2%減少し、平成 25（2013）年度比で 27.1%減少しています。前年度からの減少要因としては、電源の脱炭素化や製造業の国内生産活動の減少によるエネルギー消費量の減少等が挙げられます。

#### ○宮崎県内の温室効果ガスの排出状況

- ・本県の令和 4（2022）年度の温室効果ガス総排出量は 969 万 t-CO<sub>2</sub> で、基準年度である平成 25（2013）年度に比べ 23.4%減少しています。温室効果ガス排出量が減少した主な要因は、電化製品の効率化や電力の低炭素化（再生可能エネルギーの拡大等）に伴う電力由来の排出量の減少によるものです。
- ・令和 4（2022）年度に本県から排出された温室効果ガスのうち、約 82%はエネルギー起源の二酸化炭素<sup>37)</sup>です。温室効果ガス排出量を部門別に見ると、産業部門が約 31%と最も割合が高く、次に運輸部門が約 21%、家庭部門が約 16%、業務その他部門が約 14%となっており、全国と比較すると、本県は運輸部門に占める割合が高いことが特徴です（全国：運輸部門約 17%（令和 4（2022）年度））。

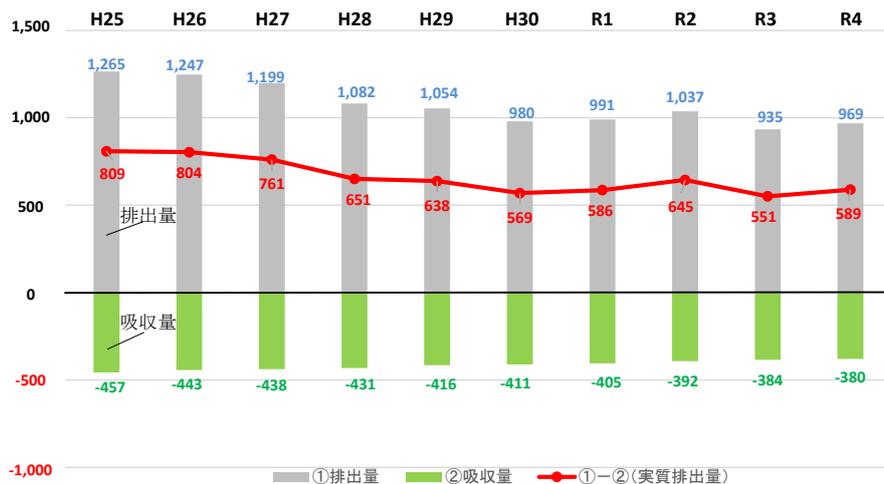


※産業部門にはエネルギー転換部門及び廃棄物の原燃料使用等を含む。

※非エネルギー起源…非エネルギー起源の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、代替フロン類（ハイドロフルオロカーボン（HFC<sub>s</sub>）、パーフルオロカーボン（PFC<sub>s</sub>）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>））

図 14-1 令和 4（2022）年度の温室効果ガス排出量の部門別割合

<sup>37)</sup> エネルギー起源の二酸化炭素：石炭や石油などの化石燃料を燃焼して作られたエネルギーを、産業や家庭が利用・消費することによって生じる二酸化炭素のこと。



※算定に使用している国の統計データの遡及修正等に伴い、再計算を行っており、過去に公表した数値と異なる場合があります。

図 14-2 本県における温室効果ガス排出量の推移（単位：万 t-CO<sub>2</sub>）

#### ○産業・業務部門における温室効果ガス排出削減の取組

- ・令和 4（2022）年度の産業部門における二酸化炭素排出量は 300.0 万 t-CO<sub>2</sub> であり、基準年（平成 25（2013）年度）比で 30.6%減少しています。また、業務部門における二酸化炭素排出量は 136.0 万 t-CO<sub>2</sub> であり、基準年（平成 25（2013）年度）比で 31.3%減少しています。
- ・産業部門における二酸化炭素排出量のうち、製造業が約 7 割を占めています。カーボンニュートラルの実現に向けた大手製造業者等の取組が進む中、県内製造業者が今後もその取引の維持・拡大を図るためには、排出削減に向けた取組が重要です。
- ・県では、企業に対する伴走支援や、研究開発支援を通じて排出削減の取組を促進しています。
- ・農業は本県における基幹産業の一つであり、特に冬季の温暖多日照な気候を生かした施設園芸は全国でも有数の産地となっています。今後は施設園芸における省エネ設備の導入やエネルギー源の転換など、環境に配慮した農業生産の基盤づくりを進めていくことが大切です。
- ・業務部門は、主に商業やサービス業等の事業所の活動を対象にしています。業務部門における省エネルギーを実現するためには、建物の断熱強化や冷暖房効率の向上、照明等の機器の効率化を行うとともに、更なるエネルギー管理の徹底が必要です。
- ・県庁においては、事務事業に係る環境負荷を低減させるため、「宮崎県地球温暖化対策実行計画」等の取組を推進しています。

#### ○家庭部門における温室効果ガス排出削減の取組

- ・家庭部門における二酸化炭素排出量は令和元（2019）年に 108.4 万 t-CO<sub>2</sub>（基準年（平成 25（2013）年度）比 46.8%減少）でしたが、令和 2（2020）年以降コロナ禍に伴い家庭内電力消費が増加傾向となり、令和 4（2022）年度は 159.2 万 t-CO<sub>2</sub> でした（基準年（平成 25（2013）年度）比 21.9%

減少)。

- ・家庭から排出される二酸化炭素のうち、約8割は家電製品など電気の使用によるものです。
- ・県では、環境みやざき推進協議会や宮崎県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、省エネ・省資源の重要性のPRなど地球温暖化防止に関する普及啓発を行っています。
- ・また、令和3(2021)年度からは九州7県で連携してスマートフォンアプリ(九州エコファミリー応援アプリ「エコふぁみ」)を配信し、環境にやさしい行動に対しポイントを付与するなど、家庭における二酸化炭素排出量の削減促進を図っています。

#### ○運輸部門における温室効果ガス排出削減の取組

- ・令和4(2022)年度の運輸部門における二酸化炭素排出量は201.4万t-CO<sub>2</sub>であり、基準年(平成25(2013)年度)比で16.3%減少しています。
- ・運輸部門の温室効果ガス排出量のうち、自動車等によるガソリン及び軽油使用に伴う二酸化炭素排出量が約9割を占めています。また、本県の自動車保有台数は、令和6(2024)年3月末で955,881台、人口千人当たりの自動車保有台数は全国第7位と移動手段として自動車への依存度が高くなっています。
- ・県では、環境みやざき推進協議会と連携し、エコドライブ<sup>38)</sup>やノーマイカーデー<sup>39)</sup>等の取組を推進しています。
- ・国は、令和17(2035)年までに軽自動車を含む乗用車の新車販売の全てを電動車(電気自動車(EV)、ハイブリッド自動車(HV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)<sup>40)</sup>、燃料電池自動車(FCV)<sup>41)</sup>)とする目標を掲げており、今後、電動車の普及が進むことが予想されます。

#### ○二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の取組

- ・二酸化炭素以外の温室効果ガスとしてフロン<sup>42)</sup>類、メタン等がありますが、フロン類については業務用のエアコン及び冷蔵・冷凍機器の管理者や第一種フロン類充填回収業者等に対して指導や立入検査を実施し、フロン類の管理の適正化を図っています。

---

<sup>38)</sup> エコドライブ：省エネルギーで、かつ、二酸化炭素や大気汚染物質の排出を抑制するための運転のこと。主に、アイドリングストップ、経済速度での運転、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などを行う。

<sup>39)</sup> ノーマイカーデー：事業者、行政などが、普段、自家用車通勤している人に対し、公共交通機関等を利用して通勤することを呼びかける日のこと。大気汚染物質や二酸化炭素の排出を抑制する効果が期待される。

<sup>40)</sup> プラグインハイブリッド車(PHEV)：外部電源からの充電が可能なハイブリッド自動車(HV)のこと。

<sup>41)</sup> 燃料電池自動車(FCV)：燃料電池内で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のこと。

<sup>42)</sup> フロン：フルオロカーボン(炭素とフッ素の化合物)の総称。これらのうち、CFC(クロロフルオロカーボン)とHCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)は一般に「特定フロン」といい、オゾン層破壊物質である。また、HFC(ハイドロフルオロカーボン)のことを一般に「代替フロン」といい、塩素原子を持たないためオゾン層を破壊しないが、代替フロンは二酸化炭素の数百倍～数万倍の温室効果があることから、地球温暖化の原因になるとして問題となっている。

## 課題

- 本県の温室効果ガス排出量は減少傾向にありますが、令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比 50%削減という目標を達成するためには、国、地方公共団体、事業者、県民等すべての主体で一層の排出削減の取組が必要です。
- 産業・業務部門では、省エネルギーなど地球温暖化対策に関する助言・情報提供を行うなど、環境に配慮した事業活動等の取組を積極的に進めていくことが求められます。
- 家庭部門では、脱炭素社会の構築に向けた意識啓発を充実させ、脱炭素型ライフスタイルへの転換を促進する必要があります。また、新築住宅の ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）<sup>43)</sup> 化や既存住宅の断熱改修など、住宅の省エネ性能を向上させる必要があります。
- 運輸部門では、交通環境の整備・改善や公共交通機関の利用促進等の取組を進めていく必要があります。また、EV 等の電動車の普及促進及び EV 充電施設等のインフラを強化する必要があります。
- 化石燃料（重油、石炭等）の使用は、多くの二酸化炭素を排出することから、家庭や産業・業務部門を中心に電力など二酸化炭素の排出量が少ないエネルギー源への転換等、エネルギー利用の効率化を図る必要があります。
- 二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の取組としては、温室効果の高いフロン類の管理の適正化を推進し、温暖化対策に資する取組を進めていく必要があります。

## （2）施策の方向

### ①産業・業務部門における排出削減対策の推進

- 事業者の脱炭素経営を推進するため、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の可視化や削減計画の策定を支援します。
- 宮崎県地球温暖化防止活動推進センターを中心として、環境保全 NPO・団体や地球温暖化防止活動推進員等と連携しながら、事業者の行う省エネルギー活動の取組を支援します。
- 国の補助事業等を活用した、公共施設等への再生可能エネルギー設備の導入を支援します。
- 事業者としての県庁においては、「宮崎県地球温暖化対策実行計画」及び「宮崎県グリーン購入基本方針」に基づき、県有施設において LED<sup>44)</sup> 等の省エネ設備や、公用車に電気自動車などの環境性能に優れている電動車の導入に努めるとともに、高効率設備の導入及び再生可能エネルギーの活用により年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなる ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー

<sup>43)</sup> ZEH (Net Zero Energy House) : ZEH (ゼッチ) はネット・ゼロ・エネルギー・ハウスのことで、20%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した住宅について、その削減量に応じて、①ZEH (100%以上達成)、②Nearly ZEH (75%以上100%未満削減)、③ZEH Oriented (再生可能エネルギー導入なし) と定義している。

<sup>44)</sup> LED (Light - Emitting Diode) (発光ダイオード) : LED は電気を光に変える作用を持っており、電子エネルギーを直接光に変えるため、小型で電気の消費量も少ないという特徴がある。

ギー・ビル)<sup>45)</sup> 化を推進するなど、率先して温室効果ガスの排出削減等の環境負荷の低減に取り組めます。

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく市町村の地方公共団体実行計画の策定や取組の推進のため、技術的助言や情報提供などの支援を行います。
- 事務所・店舗等における高効率機器・設備の導入及び建物の ZEB 化について普及啓発を図り、導入を促進します。
- 既存建築物の省エネ改修について、普及啓発・導入支援を図ります。
- スマートメーター<sup>46)</sup> の設置や BEMS (ビルエネルギーマネジメントシステム)<sup>47)</sup>、FEMS (ファクトリーエネルギーマネジメントシステム)<sup>48)</sup> の導入などによるエネルギーの見える化を促進します。
- 事業所や工場等における空調、ボイラー設備等の電化とともに、バイオマス燃料、天然ガス等の二酸化炭素排出量が少ない燃料や未利用熱の利用などについて、普及啓発を図り、エネルギー利用の効率化を促進します。
- 一般財団法人省エネルギーセンター及び国の採択を受けた省エネルギー支援事業者と連携し、省エネに取り組む自治体及び事業者を支援します。
- 中小企業等を対象とした省エネルギー診断を活用し、現地アドバイスや運用改善支援によるエネルギー使用の無駄を減らし、二酸化炭素削減とコスト削減を図ります。
- 省エネルギー対策に関する取組事例や国・自治体などの助成制度等について、セミナーやホームページ等を通じて情報提供を行います。
- 省エネ・再エネ設備等の導入に取り組む中小企業に対して、信用保証料の負担軽減による資金調達支援などを行います。
- 施設園芸における省エネ資材や省エネ機器の導入、家畜排せつ物など地域の未利用資源を活用したエネルギーの利用などにより、農業における脱炭素化を推進します。
- AI、IoT 等のデジタル技術を活用した生産工程の効率化やエネルギー活用の最適化など、省エネ・省資源化にもつながるデジタルトランスフォーメーション (DX)<sup>49)</sup> の取組を推進します。
- 脱炭素化に向けた世界の動きを経済成長の機会ととらえ、温室効果ガス排出削減と産業競争力

---

<sup>45)</sup> ZEB (Net Zero Energy Building) : ZEB (ゼブ) はネット・ゼロ・エネルギー・ビルのことで、50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①ZEB (100%以上削減)、②Nearly ZEB (75%以上100%未満削減)、③ZEB Ready (再生可能エネルギー導入なし) と定義しており、また、30~40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のものを④ZEB Oriented と定義している。

<sup>46)</sup> スマートメーター：電力使用量を30分ごとに計測し、遠隔での検針が可能な通信機能を備えた電力メーター。

<sup>47)</sup> BEMS (Building and Energy Management System) : 建築物全体での徹底した省エネルギー・省CO<sub>2</sub>を促進するため、エネルギーの使用状況を表示し、照明や空調等の機器・設備について、最適な運転の支援を行うビルのエネルギー管理システム。

<sup>48)</sup> FEMS (Factory Energy Management System) : 工場のピーク電力の調整や状況に応じた空調、照明機器、生産ライン等の運転などを制御し、最適なエネルギー管理を行うシステムのこと。

<sup>49)</sup> デジタルトランスフォーメーション (DX) : 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

向上の両立を目指すグリーン転換（GX）<sup>50)</sup>、デジタル転換（DX）による両面での取組を推進します。

## ②家庭部門における排出削減対策の推進

- 二酸化炭素等の温室効果ガス排出の現状及び削減目標について周知するとともに、温室効果ガス排出削減のための取組事例やその効果などを県民に示すことにより、効果的な普及啓発を図ります。
- 環境みやぎ推進協議会と連携して、日常生活における省エネルギー活動として、冷暖房時の室温の適正化を図る「クールビズ<sup>51)</sup>」や「ウォームビズ<sup>52)</sup>」の推進など家庭での取組について普及啓発を行います。
- 九州各県が一体となり、家庭や地域での温室効果ガス排出削減に取り組むため、スマートフォンアプリ「エコふぁみ」を活用し、家庭での電気使用量削減などの取組を促進します。
- 宮崎県地球温暖化防止活動推進センターを中心として、環境保全 NPO・団体や地球温暖化防止活動推進員等と連携しながら、省エネルギーに対する県民の意識を高め、実践を働きかけるなど地域住民と協働した普及啓発を実施します。
- 地球温暖化防止活動推進員への研修や情報の提供等を行うことで、普及啓発活動のサポートを行います。
- ゼロカーボン社会の実現に向けて、県民や事業者の気運醸成や行動変容を促すため、訴求効果の高いプロモーションを展開します。
- 太陽光発電設備等の導入支援を行うことで、再生可能エネルギー由来電源への切り替えを促進します。
- 省エネ家電への買換えや LED 照明への切替え等について普及啓発を図り、家庭での省エネ設備・機器等の導入を促進します。
- エネファーム<sup>53)</sup>（家庭用燃料電池）の普及促進のため、その特徴について周知を図るとともに、設置者に対する支援を行います。
- 住宅の高断熱化・高气密化や高効率設備の導入及び再生可能エネルギーの活用により年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなる ZEH について普及啓発を図り、導入を促進します。
- 今後新築する県営住宅は ZEH 基準<sup>54)</sup> に準拠し整備を行います。
- エネルギーの使用状況を表示して空調、照明等の機器が最適な運転となることを促す HEMS（ホー

<sup>50)</sup> グリーン転換（GX）：再生可能エネルギーなど温室効果ガスを発生させないクリーンエネルギーに転換することで、経済社会システムや産業構造を変革させて成長につなげること。

<sup>51)</sup> クールビズ：冷房時の室温を適正に管理し、軽装などの取組で夏を快適に過ごすこと。

<sup>52)</sup> ウォームビズ：暖房時に室温を適正に管理し、重ね着などの取組で冬を快適に過ごすこと。

<sup>53)</sup> エネファーム：家庭で電気とお湯を同時につくり出す家庭用燃料電池。都市ガス・LP ガスから燃料となる水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて発電するシステムで、発電時の排熱を給湯に利用する。

<sup>54)</sup> ZEH 基準：強化外皮基準への適合及び再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネルギー基準値から 20%削減。

ムエネルギーマネジメントシステム)<sup>55)</sup>の導入を促進します。

- ガス給湯器を電気給湯器に切り替えるなど、家庭部門における化石燃料から電気へのエネルギーシフト（電化）に向けた普及啓発を図り、導入を促進します。
- 県民自らが環境負荷の低減に取り組むという観点から、フードマイレージ（食料の総輸送量・距離）の短い地産地消を推進します。

### **③運輸部門における排出削減対策の推進**

- アイドリングストップ<sup>56)</sup>、急発進・急加速の抑制など、自動車運転時の環境負荷低減に効果があるエコドライブについて普及啓発を行い、自動車使用における省エネルギーの取組を促進します。
- 高規格道路をはじめとする国県道の整備など、渋滞緩和により環境の保全に寄与する道づくりを推進します。
- 交通管制センターや信号機の高度化、道路交通のIT化等により、道路の渋滞緩和を図ります。
- エコ通勤割引制度、ノーマイカーデー、バスレーンの適正化等により公共交通機関の利用を促進するとともに、集約型の都市構造の実現に向けたまちづくりを促進します。
- 宮崎県自転車活用推進計画に基づき、自転車を利用しやすい都市環境の形成推進や交通ルールの啓発などを行うことで、自転車の活用及び適切な交通安全の促進に努め、環境への負荷の低減はもとより、サイクルツーリズムの推進、県民の健康増進にもつなげます。
- EVやPHEV、FCVなどの電動車に関する普及啓発を図り、導入を促進するとともに、充電施設等のインフラの整備に向けた取組を推進します。
- EV等の導入促進に当たっては、災害による停電時に非常用電源としての有効性についても啓発します。
- 公用車の更新時には、使用目的や費用対効果等を勘案しつつ、電動車化が可能な車両については、率先して電動車を導入します。
- 荷主企業や運送事業者等と連携しながら、トラック輸送から鉄道・船舶による輸送に転換するモーダルシフト<sup>57)</sup>や貨客混載など物流の効率化に向けた取組を推進します。
- 関係機関とともに共同配送の促進や物流拠点の集約化を検討するなど脱炭素化に向けた取組を推進します。
- 重要港湾のカーボンニュートラルポート<sup>58)</sup>の形成について、国が示す施策等に関する情報収集

---

<sup>55)</sup> HEMS (Home Energy Management System) : 住宅全体での省エネルギー・省CO<sub>2</sub>を促進するため、エネルギーの使用状況を表示し、空調や照明等の機器が最適な運転となることを促す住宅のエネルギー管理システム。

<sup>56)</sup> アイドリングストップ : 車両停止時にエンジンの作動を停止すること。大気汚染や地球温暖化の防止に効果があると言われている。

<sup>57)</sup> モーダルシフト : 貨物輸送について、トラック等による自動車輸送から、環境への負荷の少ない大量輸送機関である鉄道輸送や海上輸送に転換すること。

<sup>58)</sup> カーボンニュートラルポート : 温室効果ガスの排出をゼロにすることを目指す港湾のこと。国土交通省では、水素・燃料アンモニア等の大量・安定・安価な輸入・貯蔵等を可能とする受入環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、集積する臨海部産業との連携等を通じてカーボンニュートラルポートを形成することとしている。

を行うとともに、港湾脱炭素化推進計画を作成し脱炭素化に向けた取組を推進します。

○タクシー、バス等について、事業者とともにEVなど温室効果ガスの排出が少ない車両への転換に向けた検討に取り組みます。

○再配達防止の普及啓発を実施し、宅配便の1回受け取りを推進します。

#### ④二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の推進

○業務用のエアコン及び冷蔵・冷凍機器からのフロン類の排出を抑制するため、管理者や第一種フロン類充填回収業者等に対して指導や立入検査を実施し、フロン類の管理の適正化を図ります。

○使用済自動車からのフロン類の排出を抑制するため、事業者に対して必要な指導や助言を実施し、フロン類を適正に回収します。

○グリーン購入<sup>59)</sup>の取組などを通じてノンフロン製品の普及を推進します。

○住民・事業者によるごみの分別を徹底し、メタン、一酸化二窒素の排出抑制を推進します。

○家畜排せつ物の有効利用や堆肥の適切な利用に努めるなど、環境に優しい農業に取り組みます。

### (3) 各主体に求められる役割

#### 県民・団体

- 住宅の高断熱化・高气密化による住まいの省エネルギー化や家電製品買換え時に省エネルギー性能の高い商品の購入、エコドライブの実践など日常生活での温室効果ガス排出量の少ないライフスタイルへの転換
- 化石燃料由来電源から再生可能エネルギー由来電源への切替え
- HEMSやスマートメーターの設置による家庭からの温室効果ガス排出量の把握
- 地球温暖化防止に関する講習会や、行政、団体、事業者等の地域の各主体が実施する地球温暖化対策の活動への参加
- 自家用車から公共交通機関の利用や自転車などへの転換、ガソリン車から電気自動車などの環境性能に優れている電動車への買換え

#### 事業者

- 節電やクールビズ、ウォームビズ、環境負荷の少ない製品の購入など省エネ行動の実践
- 温室効果ガス排出量の把握や環境マネジメントシステム<sup>60)</sup>による事業活動の改善

<sup>59)</sup> グリーン購入：製品やサービスを購入する際、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入すること。

<sup>60)</sup> 環境マネジメントシステム：事業者等が環境に関する方針を自ら設定し、この方針に基づいて取り組んでいくための体制、手続きであり、国際標準化機構（ISO）が発行したISO14001に基づくものや、EUのEMASに基づくものが代表的な事例である。ISO14001に基づく環境マネジメントシステムは、経営層が策定した環境方針に沿って、PDCAサイクル（Plan → Do → Check → Action）を繰り返すことにより、環境の継続的な改善を図っていくものである。規格を遵守していることについて、外部機関による第三者認証、自己宣言等がある。

- 省エネ診断の実施やエネルギー管理システムの導入
- 建物の断熱化や高効率機器・設備等の導入による省エネルギー化
- 二酸化炭素排出量が少ない燃料への転換や設備の電化などエネルギー利用の効率化
- 電気自動車など環境性能に優れている電動車の導入やエコドライブの実践、外出時の社用車から公共交通機関等の利用への転換
- 公共交通の運行サービスの向上
- 貨物輸送における大量輸送機関の積極的な活用

#### 市町村

- 行政における事務・事業活動や公共事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の削減
- 公用車に電気自動車などの環境性能に優れている電動車の導入やエコドライブの実践
- 住民や事業者の自主的な地球温暖化対策の実践活動の支援や、各主体が一体となった取組の促進
- 集約型の都市構造の実現に向けたまちづくりの推進
- 省エネルギー性能の高い機器・設備等の率先導入や、国の補助事業等を活用した公共施設の省エネルギー化、再生可能エネルギーの自家消費の推進
- 自家用車から公共交通機関や自転車などへの転換を図る意識の啓発
- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画の策定や取組の推進

#### (4) 環境指標 (数値目標)

環境指標項目	単位	基準値	現況値	目標値 (R12年度)	
					H25年度比
温室効果ガス総排出量 (CO <sub>2</sub> 換算) ※森林等吸収量を控除後の値	千 t-CO <sub>2</sub>	8,086 [H25]	5,890 [R4]	4,008	-50%
産業部門	千 t-CO <sub>2</sub>	4,322 [H25]	3,000 [R4]	2,710	-37%
業務部門	千 t-CO <sub>2</sub>	1,980 [H25]	1,360 [R4]	909	-54%
家庭部門	千 t-CO <sub>2</sub>	2,039 [H25]	1,592 [R4]	648	-68%
運輸部門	千 t-CO <sub>2</sub>	2,406 [H25]	2,014 [R4]	1,657	-31%
その他	千 t-CO <sub>2</sub>	1,907 [H25]	1,721 [R4]	1,639	-14%

※ 環境省が令和7(2025)年6月に公表した「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」に基づき排出量の推計方法を見直したこと、また、算定に使用している国の統計データの遡及修正等のに伴い、再計算を行っているため、過去に公表した数値と異なる場合がある。

※ 産業部門にはエネルギー転換部門及び廃棄物の原燃料使用等を含む。

※ その他は、非エネルギー起源の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、代替フロン類(ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)、三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>)。

## 1-2 再生可能エネルギー等の導入促進



### (1) 現状と課題

#### 現 状

##### ○再生可能エネルギーに関する国の動向

- ・令和7（2025）年2月に公表されたGX2040ビジョンでは、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化の影響、DXの進展や電化による電力需要の増加の影響、経済安全保障上の要請によるサプライチェーンの再構築のあり方、カーボンニュートラルに必要とされる革新技術の導入スピードやコスト低減の見通しなど、将来の見通しに対する不確実性が高まる中、GXに向けたより長期的な方向性が示されています。
- ・令和7（2025）年2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」は、我が国を取り巻くエネルギー情勢の変化も踏まえ、2040年度温室効果ガス73%削減目標と整合する「エネルギー基本計画」として策定されました。同計画では、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していくこととしています。

##### ○本県の再生可能エネルギーの導入状況

- ・本県の令和6（2024）年度の再生可能エネルギー総出力電力は約3,062MWであり、太陽光発電が5割を超えています。
- ・県内の再生可能エネルギーによる年間発電量は、令和6（2024）年度時点で約50億kWh（固定買取価格制度及び県外への直接送電分も含む。）と推定され、県内需要電力量の約72%にあたります。

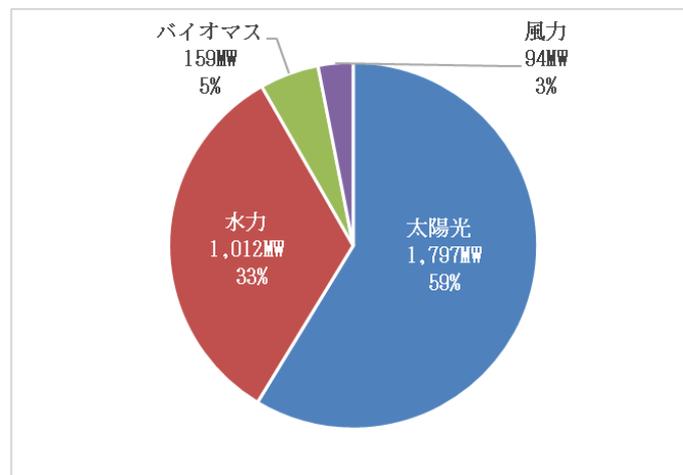


図 15-1 令和6（2024）年度の再生可能エネルギー発電分野別の割合

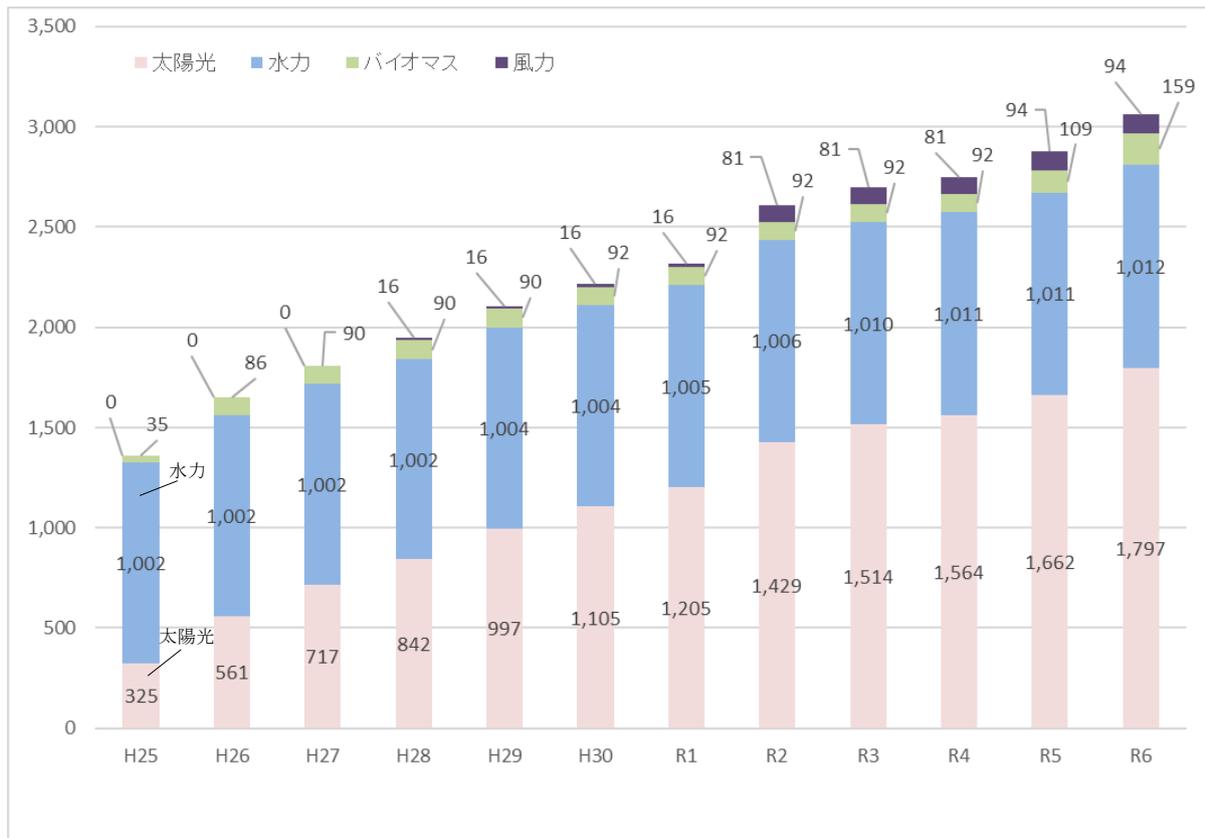


図 15-2 再生可能エネルギー導入の推移 (単位: MW)

表 3-3 再生可能エネルギー等の利用促進に係る環境指標の現状

環境指標項目	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
再生可能エネルギー総出力電力	MW	2,608	2,697	2,748	2,876	3,062

- ・ 太陽光発電は、固定価格買取制度の影響や日照時間が長いこと、設備の設置に要する期間が他の再生可能エネルギーと比較すると短いこと等が要因となり、近年も増加傾向にあります。
- ・ バイオマス発電は、平成 26 (2014) 年度以降おおむね横ばいで推移していましたが、令和 6 (2024) 年度に大型バイオマス発電所が整備されたことから、大幅に増加しました。
- ・ 風力発電は、平成 25 (2013) 年度時点では導入が進んでいませんでしたが、平成 28 (2016) 年度、令和 2 (2020) 年度、令和 5 (2023) 年度にそれぞれ 1 件ずつ導入されています。
- ・ 小水力発電の多くは農業用水施設に設置されていますが、近年、農業用ダムにおいて設置が増加しました。
- ・ 地熱発電は、適地が限られること、開発コストが高いこと、環境アセスメントが必要であること等から時間を要し、導入は進んでいません。

○再生可能エネルギー等の導入促進

- ・ 県では、事業を検討する市町村・事業者に対して、専門知識を持つアドバイザーの派遣や、県

民や事業者への普及啓発セミナーなどを行っています。

- ・農業用施設を利用した小水力発電に関する可能性調査の実施や、研修会や先進事例の情報共有などを行い、小水力発電の導入を促進しています。
- ・再生造林の促進とともに木質バイオマス資源である林地残材等の安定的・効率的な供給に向けた支援をしています。
- ・再生可能エネルギーを最大限利用する水素社会の実現に向けて、企業や大学等への研究支援や県民への水素利活用の普及啓発を行っています。
- ・畜産バイオマスの利用拡大に向けた基礎調査や施設整備等の取組支援を行っています。

#### ○本県の再生可能エネルギー導入見込み

- ・太陽光パネルについては、近年、発電効率や設置方法等に関する技術の進展、低価格化が進んでいます。今後は、自家消費型太陽光発電設備、設置場所を選ばないペロブスカイト太陽電池の設置拡大などにより、さらに太陽光発電の導入が拡大すると考えられます。
- ・今後見込まれる風力発電やバイオマス発電、小水力発電等の再生可能エネルギーの導入量を踏まえると、令和12(2030)年度には再生可能エネルギー由来の発電容量は約3,600MWに達する見込みです。
- ・地域のエネルギー会社が地域の資源を活用してエネルギーを供給する事例が全国的に増えており、エネルギーの地産地消を促進し、経済を地域内で循環できる取組として期待されています。

### 課題

- 今後も本県の豊かな資源を活用しながら、景観や自然環境に配慮し地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進し、エネルギーの地産地消を推進するため、適地の確保や地域の理解を得るための取組などを促進することが必要です。
- 再生可能エネルギーの導入促進により、エネルギー自給率の向上をはじめ、再生可能エネルギーの地産地消による災害に強い地域づくりなどを進める必要があります。
- 太陽光発電設備の拡大に伴い出力制御による未利用電力が発生していることから、蓄電設備の導入を推進するとともに、自家消費型・地産地消型のエネルギー利用など、発電した電力を有効に活用する取組を推進する必要があります。
- 導入済みの設備について、より長期間の利用が可能となるよう、発電事業者に対し、維持管理に関する情報提供を行う必要があります。
- 発電設備の再利用や再資源化その他適正処理の取組を促進するとともに、設備の放置や不法投棄を防止するための指導体制を構築する必要があります。
- 産学官連携などによるエネルギー関連産業の活性化や、指導者や技術者の育成を図り、将来に向けた取組を展開する必要があります。
- 使用する電力の再生可能エネルギーへの転換を推進するには、県民や事業者等に対し再生可能エネルギーの利用や導入の促進を図る必要があります。

○水素は、脱炭素化の重要なエネルギーの一つであるため、本県の地域資源や特性を生かした水素の製造や利活用を促進する必要があります。

## (2) 施策の方向

### ①地域と共生した再生可能エネルギー導入促進

- 再生可能エネルギーの利用を拡大するため、全国でもトップクラスの日照環境や豊かな水、森林等の本県に豊富に存在する多様な地域資源を活用し、地域と共生した太陽光発電や小水力発電、バイオマス発電などの再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 再生可能エネルギーの導入に対する県民・事業者の気運を醸成するため、セミナーの開催や地域で開催する研修会等に対し、環境保全アドバイザーを派遣します。
- 再生可能エネルギーに関する最新の法令等の情報収集を行い、事業者に対する遵守の徹底を図りつつ、自然環境に配慮した再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 市町村が行う、地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業の促進区域の指定を支援し、環境と調和した再生可能エネルギー設備の導入を支援します。
- 優良農地の確保を前提に、営農が見込まれない荒廃農地への太陽光発電設備の導入や、営農を継続しながら発電を行う営農型太陽光発電の適正な制度運用と普及を図ります。
- 設備の設置事業者が初期費用を負担し、住宅所有者の負担なしで設置する、いわゆる「ゼロ円ソーラー<sup>61)</sup>」の普及啓発や共同購入等の取組について検討を進め、各家庭や事業者への太陽光発電設備の導入を促進します。
- 畜産バイオマスエネルギーの利活用について、鶏ふん焼発電施設やメタン発酵発電施設を活用したエネルギー利用の支援や牛ふん等の焼技術に関する調査及び検討を行うなど、畜産バイオマス利活用を推進します。
- 木質バイオマスを活用する施設のバイオマス燃料の調達や使用計画について、助言や情報提供等を行うとともに、バイオマス燃料の安定的な供給体制の整備を促進します。
- 県営水力の電気事業については、スマート保安技術の導入により設備の状態を的確に把握しながら設備の更新（発電効率の向上）計画を策定するとともに、未開発地点の可能性調査を実施し新規開発に取り組みます。また、電気事業で培った水力発電等のノウハウを活かし、小水力発電の可能性調査や技術支援を行うことで市町村等を支援します。
- 農業用水利施設等を活用した小水力発電については、発電可能箇所公表を通じて、事業の参入を促し、また、支援制度や開発事例等の情報を積極的に提供し、導入を推進します。
- 風力・地熱発電については、国が実施したポテンシャル調査の結果について情報提供を行います。
- 温度差熱利用については、熱利用の効果的活用に関する情報の提供を行い、導入を促進します。

<sup>61)</sup> ゼロ円ソーラー：事業者が初期費用を一時負担して、太陽光発電設備を設置し、住宅所有者は電気料金又はリース料金を支払うことで、初期費用0円で太陽光発電を設置すること。

- 発電設備を長期間使用するための O&M<sup>62)</sup>（維持管理方法）に関する情報提供を行います。
- 発電設備の処分時における手続き等について情報提供を行います。
- 耐用年数を過ぎた太陽光パネルの大量廃棄に備え、国のガイドラインに基づいた適正処理が確保されるよう排出事業者に対する指導を行います。
- 県内の排出事業者や産業廃棄物処理業者が、資源の循環的利用を目的として廃太陽光パネルなどの産業廃棄物のリサイクル施設を設置する経費の一部を支援します。
- 使用電力を 100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示す「再エネ 100 宣言 RE Action」など、電力のグリーン化に関する取組について情報提供を行います。
- 公共施設における太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の設置や再生可能エネルギー由来電力の購入など、県が率先して再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 地域の再生可能エネルギーを活用した電力供給会社との電力契約などにより、二酸化炭素排出の少ない電力を選択することができるだけでなく、地域経済へ貢献することを周知し、県民や事業者に対する再エネ電力の利用促進に向けた啓発を行います。

## **②再生可能エネルギーを活用した地域課題の解決**

- 災害等の非常時に備え、再生可能エネルギーの利活用について情報提供を行います。
- 防災拠点や避難所となる施設について、再生可能エネルギーや燃料電池、蓄電池の導入などにより非常時の電力の確保に努めます。
- 地域や企業の抱えている課題解決を図るため、国や県などが実施している再生可能エネルギー導入支援策を地域の経済団体等へ積極的に PR します。
- 再生可能エネルギー施設の開発設置について、関係法令に基づき土砂災害及び水害の防止や環境保全に配慮した許認可に取り組みます。
- 再生可能エネルギーの活用が、災害時のレジリエンス<sup>63)</sup>強化や生活の利便性の向上、地域経済の活性化につながることを周知し、地域企業や住民の参画を促進します。
- 住宅や事業所における太陽光発電の導入に当たっては、発電した電力の自家消費を促進するとともに、蓄電池の普及促進を図ります。
- 国の「地域脱炭素ロードマップ」を踏まえた「脱炭素先行地域づくり」など、地域の脱炭素化を目指す市町村を支援します。
- 将来にわたって地域における安定電源を確保するため、再生可能エネルギーを活用した地域の自立分散型エネルギーシステム構築を支援します。
- 環境産業又はエネルギー産業に関する事業を行う中小企業等に対し、低利な融資を行います。

<sup>62)</sup> O&M (Operation and Maintenance) : オペレーション&メンテナンスの略で、太陽光発電施設等について、運用管理（安定的な利用）と保守点検（整備・維持）を行うことで、安全安心を前提とした設備の長期的な安定稼働を目指すもの。

<sup>63)</sup> レジリエンス : 弾力性、回復力のこと。「災害時のレジリエンス」とは、災害が起きても、そこからしなやかに復興できる力のこと。

### ③クリーンエネルギー<sup>64)</sup> 産業の振興・脱炭素化技術等への研究開発支援

- 2050年カーボンニュートラルの実現のため、再生可能エネルギーの利用拡大に資する研究・技術開発や産業部門における水素活用の調査など、本県の豊かな資源を生かした脱炭素化技術の実用化に向けた取組を支援します。
- 県が主催するエネルギー関連のセミナーを通じて市場動向及び法改正状況等の最新情報を提供し、エネルギー関連産業を支援します。

### (3) 各主体に求められる役割

#### 県民・団体

- 本県の特長である日照時間の長さを生かした太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入と自家消費の推進
- 再生可能エネルギーの導入の意義、目的についての理解向上と行政等が実施する再生可能エネルギーの普及啓発への協力
- 蓄電池等を組合せた自家消費による、平時と災害時のエネルギー確保
- 再生可能エネルギー由来電力の購入

#### 事業者

- 景観や自然環境に配慮した再生可能エネルギーの導入
- 太陽光等の電力のみならずバイオマス等熱利用も含めた使用エネルギーの複合的なグリーン化の検討
- 事業所や工場等への太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入と自家消費の推進
- 再生可能エネルギー施設の開発設置における関係法令の遵守及び環境保全への配慮
- 再生可能エネルギー由来の電力の購入
- 再生可能エネルギー発電設備等の導入
- 再生可能エネルギーの地産地消や、水素関連産業への参入検討
- 再生可能エネルギー発電設備の適切な維持管理による長期間使用と廃棄物の抑制

#### 市町村

- 太陽光発電、太陽熱、バイオマスエネルギー、風力、小水力等の利用など、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入
- 国、県、市町村の再生可能エネルギー導入支援策に関する情報の積極的な提供
- 避難所となる施設への再生可能エネルギーと蓄電池の導入による非常時の電力確保
- 再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消などの取組支援
- 関係法令を遵守し、災害の防止や環境保全に配慮した許認可

<sup>64)</sup> クリーンエネルギー：窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) や二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) など環境に負荷がかかる物質を排出しない、もしくは排出したとしても問題にならない程度に少ないエネルギーを示し、再生可能エネルギーや、有害物質の少ない天然ガス、水素などを燃料にする「燃料電池」など環境に優しいエネルギーが含まれる。

- 再生可能エネルギー由来電力の積極的な購入
- 国の「地域脱炭素ロードマップ」を踏まえた「脱炭素先行地域づくり」の検討

#### (4) 環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	基準値	現況値	目標値 (R12年度)
再生可能エネルギー総出力電力	MW	2,318 [R1]	3,062 [R6]	3,600

## 1-3 二酸化炭素吸収源対策

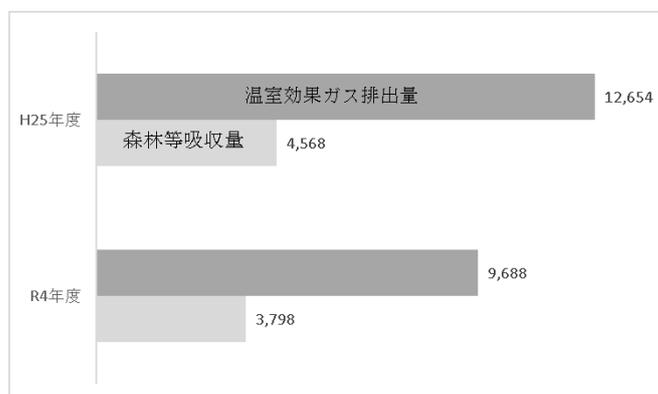


### (1) 現状と課題

#### 現 状

○本県の森林等の吸収量

- ・脱炭素社会の実現のためには、高温の熱が必要な産業など再生可能エネルギーへの転換が難しい分野で排出が避けられない二酸化炭素を吸収することが必要です。
- ・令和4（2022）年度の森林吸収量は379万 t-CO<sub>2</sub>、都市緑化による吸収量は0.4万 t-CO<sub>2</sub>でした。同年の温室効果ガス総排出量969万 t-CO<sub>2</sub>のうち、39.2%が森林等に吸収されていることとなります。



※算定に使用している国の統計データの遡及修正等に伴い再計算を行っており、過去に公表した数値と異なる場合がある。

図 16 森林等吸収量と温室効果ガス総排出量の比較（単位：千 t-CO<sub>2</sub>）

○森林の適切な整備・保全

- ・本県の森林面積は5,855km<sup>2</sup>で県土の76%を占めています。森林は、県民の日常生活に身近な二酸化炭素の吸収源であるとともに、蒸散作用により気温の上昇を抑える効果があり、ヒートアイランド現象の緩和にも有効となるため、森林の適切な整備・保全を図っています。
- ・森林は、成長する過程で大気中の二酸化炭素を吸収・固定しますが、高齢化すると成長量が減少し、1 ha 当たりの二酸化炭素吸収量も減少します。
- ・このような中、本県の主要樹種であるスギの民有人工林の面積は、収穫期を迎えた36年生以上の割合が76%となっています。

表 4 二酸化炭素吸収源対策に係る環境指標の現状

環境指標項目	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
間伐実施面積	ha	5,319	3,229	2,629	3,118	2,991

## ○森林の整備・保全の推進

- ・「森林地理情報システム」(森林 GIS<sup>65)</sup>) を活用した県民、事業者等への森林資源情報の提供を行っています。
- ・森林づくり活動によって得られた二酸化炭素吸収量を認証するなど、企業の森づくりを推進しています。

## ○その他の吸収源対策

- ・都市における吸収源対策として、都市公園の整備や道路緑化等により緑地空間を創出し、都市緑化等を推進しています。
- ・新たな吸収源対策として、藻場<sup>66)</sup> などのブルーカーボン<sup>67)</sup> や農地の炭素貯蔵機能などが注目されています。また、国においては新たな技術として二酸化炭素の回収・有効利用・貯留 (CCS<sup>68)</sup>) に関する取組が進められています。

## 課題

- 森林吸収量を確保するためには、森林の適切な保全・管理に努めるとともに、伐採して木材として利用し、植え替えることにより、森林資源の循環システムの確立を図る必要があります。
- 森林の有する二酸化炭素の吸収・固定機能を持続的発揮するには、計画的な伐採や速やかな再造林、適切な間伐<sup>69)</sup> による森林の若返り等を推進する必要があります。
- 二酸化炭素を吸収・固定した森林から生産された木材を利用することで、炭素を長期間貯蔵することになるため、森林整備等と併せて、県産材の安定供給や利用拡大を図るとともに、林地残材等の未利用資源の利用などに取り組む必要があります。
- 都市緑化等を推進し、都市における吸収源対策を進める必要があります。
- ブルーカーボンの増加に向けた取組をはじめ、農地の炭素貯蔵機能の発揮など、森林以外のその他の吸収源対策もあわせて推進する必要があります。

## (2) 施策の方向

### ①吸収源としての森林等の整備

- 適切な間伐の実施により、二酸化炭素吸収・固定機能の高い健全な森林づくりを推進します。
- 計画的な伐採や速やかな再造林を実施して、伐採量の平準化や主伐林齢の多様化により balan

<sup>65)</sup> 森林地理情報システム (森林 GIS) : 森林の位置・形状等の図面情報と林齢、樹種、蓄積等の数字や文字の情報を一元的に管理し、これらの情報について検索や分析を行うとともに、目的に応じた様々な地図、帳簿等を出力することができるシステムのこと。

<sup>66)</sup> 藻場 : 大型底生植物 (海藻・海草) の群落を中心とする浅海域生態系の一つであり「海の森」とも呼ばれる。水生生物の産卵場や餌場となるほか、海水の浄化など重要な役割を果たしている。

<sup>67)</sup> ブルーカーボン : 沿岸域や海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素を指し、その吸収源としては、浅海域に分布する藻場や干潟などがある。

<sup>68)</sup> CCS (Carbon dioxide Capture and Storage) : 発電所や化学工場などから排出された二酸化炭素をほかの気体から分離して集め、地中深くに貯留・圧入する技術のこと。

<sup>69)</sup> 間伐 : 育成段階にある森林内における樹木の混み具合に応じて、育成目的の樹木の密度を調整するために伐採 (間引き) する作業のこと。

スのとれた年齢構成に誘導し、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を推進します。

- 森林の保安林<sup>70)</sup>への指定促進、保安林の適正な整備・保全に努めます。
- 「森林地理情報システム」(森林GIS)を活用した森林資源情報により、森林所有者の適正な森林整備・保全を促進します。
- 公益的機能<sup>71)</sup>の高い森林の公有化や保安林整備事業の実施など、公的関与による森林の適正な整備・保全に努めます。
- 初期成長の早いエリートツリー<sup>72)</sup>など品種が明確な優良苗木や、活着が良く、通年植栽が可能なコンテナ苗の生産拡大を図り、安定供給体制の整備に取り組みます。
- 森林の公益的機能を回復させるため、公益性が高いにも関わらず、所有者自ら整備することが困難な荒廃森林の再生を推進します。
- 森林の無秩序な開発を防ぐ林地開発許可制度や伐採・造林届出制度を適切に運用します。
- J-クレジット制度<sup>73)</sup>を活用したカーボン・オフセットにより、二酸化炭素の吸収及び削減効果を経済的価値として評価し、森林への資金循環を促すことで森林整備の推進に努めるとともに、制度の情報提供等を行います。
- 森林情報管理の基盤となる森林クラウドシステム<sup>74)</sup>の構築やデジタル高精度森林情報の整備と活用支援などのプラットフォームの強化により、森林分野のDXを促進します。
- 森林経営管理制度や森林環境譲与税による市町村が行う森林管理・整備の円滑な実施を支援します。
- 林業への新規就業を促進するとともに、就業者の知識や技術・技能の習得を支援し、林業就業者の確保及び育成を図ります。
- 県民の理解促進のための森林・林業に関する広報・情報発信や、関連イベントを通じた普及啓発、水と緑の森林づくり税を活用した県民・企業等による森林ボランティア活動への支援を行います。
- 森林づくり活動によって得られた二酸化炭素吸収量を認証するなど、企業の森づくりを推進します。

## ②二酸化炭素貯蔵のための木材利用促進

- 炭素を貯蔵し、他の材料に比べ加工に要するエネルギーが少なく、再生産が可能な木質資源の

---

<sup>70)</sup> 保安林：水源<sup>かん</sup>の涵養や災害の防止等の公共の利益に対し有益なものを農林水産大臣又は都道府県知事が指定する森林のことで、伐採や土地の形質の変更が制限されるが、所有者には税制等の優遇措置がある。

<sup>71)</sup> 公益的機能：森林・農地の持つ様々な機能のうち、環境保全機能（生物多様性保全、水質浄化、二酸化炭素吸収・固定等の機能）、水源涵養機能（水を貯える機能）、土砂崩壊防止機能、保健文化機能（保健・休養の場の提供、芸術・宗教等の育みの場等としての機能）のこと。

<sup>72)</sup> エリートツリー：地域の人工造林地において、最も成長が優れた木として選抜された「精英樹」のうち、優良なもの同士を人工交配によりかけ合わせ、その中からさらに優れた個体を選んだもの。

<sup>73)</sup> J-クレジット制度：省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用によるCO<sub>2</sub>等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO<sub>2</sub>等の吸収量を、クレジットとして国が認証する制度のこと。

<sup>74)</sup> 森林クラウドシステム：自治体間の連携、林業経営体へのデータ提供を効率的に出来るよう森林簿や森林基本図等の情報をデジタル化して、一元的に管理するシステムのこと。

利用を促進します。

- 長期間の炭素貯蔵に貢献するため、民間建築物を含めた建築物全体において県産材による木造化・木質化を推進します。

### ③都市緑化の推進等その他の吸収源対策

- 市町村と連携を図りながら、都市公園の整備等、都市の緑化を進めます。
- 国県道における緑地空間や街路樹の良好な維持管理等に取り組みます。
- 新たな吸収源対策として期待されるブルーカーボンに関する技術革新に注視しつつ、算定方法に関する情報収集やブルーカーボン生態系の造成等の取組を推進します。
- たい肥等の有機物を投入した土づくりを推進することにより、農地土壌による炭素貯留を促進し、二酸化炭素の排出抑制に寄与します。
- 二酸化炭素回収・有効利用・貯留（CCS）等の技術開発等の情報収集に取り組みます。

### (3) 各主体に求められる役割

<b>県民・団体</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○二酸化炭素を吸収・固定し、地球温暖化の緩和に貢献している森林の役割についての知識向上と、森林の整備・保全活動への自主的・積極的な参加</li><li>○森林所有者等による植栽や間伐などの適切な森林施業の実施</li><li>○県産材を用いた住宅等の建設・購入とリフォームの実施</li></ul>
<b>事業者</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○二酸化炭素を吸収・固定し、地球温暖化の緩和に貢献している森林の役割についての知識向上と、森林の整備・保全活動への自主的・積極的な参加</li><li>○効率的な間伐、下刈り<sup>75)</sup>等の実施や人材の育成</li><li>○J-クレジット制度の活用など、温室効果ガス排出削減に寄与する取組の推進</li><li>○非住宅建築物等における県産材利用の促進</li></ul>
<b>市町村</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○森林の保全や育成のための林業の振興</li><li>○森林所有者やボランティア等が行う森林整備の支援</li><li>○公益的機能の高い森林の公有化</li><li>○公共施設の木造化・木質化の推進</li><li>○公共事業等における県産材利用の推進</li></ul>

<sup>75)</sup> 下刈り：植栽した造林木の生育の支障となる草木などを刈り払うこと。

#### (4) 環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	基準値	現況値	目標値 (R12 年度)
森林等の二酸化炭素吸収量 (CO <sub>2</sub> 換算)	千 t-CO <sub>2</sub>	4,156 [H29]	3,798 [R4]	3,555
間伐実施面積	ha	2,606 [R1]	2,991 [R6]	6,000

※ 環境省が令和 7 (2025) 年 6 月に公表した「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に基づき排出量の推計方法を見直したこと、また、算定に使用している国の統計データの遡及修正等の伴い、再計算を行っているため、過去に公表した数値と異なる場合がある。

## 1-4 気候変動への適応

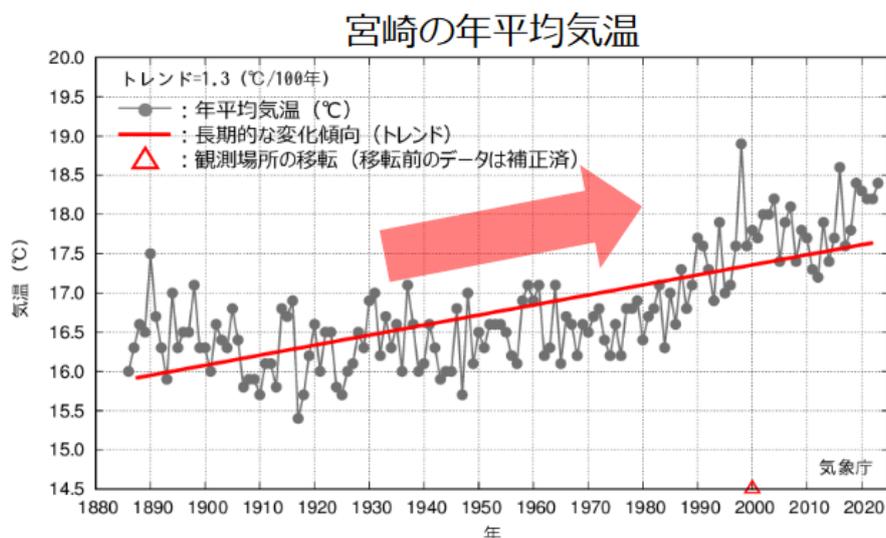


### (1) 現状と課題

#### 現状

##### ○気候変動の現状

- 世界的に温室効果ガスの排出削減対策に取り組んでいるところですが、令和5（2023）年に公表された国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次評価報告書によると、人間活動による地球温暖化は疑う余地がなく、世界平均気温は産業革命前（1850～1900年）と比べて既に約1.1℃上昇しています。さらに同報告書では、現在の温室効果ガス排出水準が継続した場合、世界平均気温の上昇は2030年代前半に1.5℃に到達し、これを超える可能性が高いとされています。加えて、各国が提出している国が決定する貢献（NDCs）に基づく排出削減が実施された場合であっても、21世紀中に1.5℃を超える可能性が高く、2℃未満に抑えることも一層困難になるとされています。
- すでに近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や農作物の品質低下、熱中症の搬送者数の増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。
- 本県においても、宮崎市（宮崎地方気象台所在地のデータ）の気温は100年あたり1.3℃の割合で昇温しています。
- 宮崎県の1時間降水量50mm以上（滝のように降る雨）の年間発生回数は、1976年から1985年の平均回数（約0.45回）と比べて、2010年から2019年の平均回数（約0.70回）は約1.5倍に増加しています。



出典：宮崎地方気象台・福岡管区気象台

図 17 宮崎市の年平均気温の経年変化

○気候変動の将来予測

- ・現状を上回る温室効果ガスの排出削減をとらなかった場合、21世紀末の宮崎県の平均気温は20世紀末と比べて約4.0℃程度上昇すると予想されており、季節別には冬の上昇が最も大きい傾向がみられます。(福岡管区気象台「九州・山口県の地球温暖化予測情報第2巻」)
- ・21世紀末の宮崎県の猛暑日は20世紀末と比べて年間約26日増加、熱帯夜は約70日増加すると予想されています。

○各分野における気候変動の影響と将来予測

- ・農林水産業分野では、すでに気候変動の影響による農作物の生育障害や品質低下が一部において見られます。今後も、農作物の生育障害や品質低下、病害虫の発生増加や害虫の種類の変化等による農作物被害の増加、拡大が懸念されます。
- ・水環境・水資源分野では、公共用水域<sup>76)</sup>の水温上昇による水質の悪化が懸念されます。また、少雨化・降水量の変動幅の増大により、渇水の深刻化が懸念されます。
- ・自然生態系分野では、気候変動との直接の因果関係等は明らかではありませんが、三訂・宮崎県版レッドデータブック<sup>77)</sup>(2020年度版)には絶滅のおそれのあるものとして1,343種が掲載されており、生物多様性が損なわれる危機を迎えています。今後、気候変動の進行に伴い、植生や野生生物の生育・生息域の分布の変化等が懸念されます。
- ・自然災害・沿岸域分野では、近年、全国各地で局所的な大雨が頻発しており、今後、大雨や短時間強雨の頻度の増加による河川氾濫、土砂災害、台風の強度の増加による高潮災害等が懸念されます。

表5 気候変動への適応に係る環境指標の現状

環境指標項目	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画を策定している市町村の割合(累計)	%	7.7	7.7	7.7	7.7	42.3
河川改修が必要な区間の河川整備率	%	49.9	50.1	50.2	50.3	50.6

- ・健康分野では、本県でも熱中症により多くの方が救急搬送されています。今後も気温上昇に伴い熱中症リスクの増大や、蚊が媒介するデング熱等の動物由来感染症への影響が懸念されます。
- ・経済活動・県民生活分野では、気温上昇による夏季の冷房需要の拡大に伴い、電力供給のピーク負荷の増加が懸念されます。また、風水害によるライフラインの機能低下や旅行者への影響、気温上昇に伴うヒートアイランド現象の進行が懸念されます。

<sup>76)</sup> 公共用水域:「水質汚濁防止法」では、公共用水域について、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路(「下水道法」第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を有しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。)を除く。)という。」と定義されている。

<sup>77)</sup> レッドデータブック:絶滅のおそれのある野生生物の種について、それらの絶滅の危険度、生息状況等を取りまとめたもの。

## ○適応策の推進

- ・気候変動適応法第13条に基づき、気候変動適応を一層推進するために必要な情報を取り扱う拠点として、「宮崎県気候変動適応センター」を環境森林課内に設置し、県内の気候変動の影響や適応に関する情報の収集・整理・分析や事業者、県民等への情報提供等を行っています。
- ・気候変動適応九州・沖縄広域協議会に参加し、分科会における共同調査や、自治体職員を対象とした研修会の開催など普及啓発活動を行っています。
- ・宮崎県農水産業温暖化研究センターや林業技術センターにおいて、気候変動が農林水産業に及ぼす影響について調査しています。

## 課題

- 県民や市町村等に対する普及啓発を通じて、適応策への理解の浸透を図る必要があります。
- 各分野において、気候変動影響に関する情報の把握・検証・評価を行い、気候変動影響の現状や将来予測を踏まえた適応策を実施する必要があります。

## (2) 施策の方向

### ①気候変動の影響による情報の収集・共有等

- 宮崎県気候変動適応センターにおいて、県内の気候変動影響や適応策に関する情報の収集を行うとともに、収集した情報をホームページ等で県民に積極的に発信します。
- 宮崎県気候変動適応センターを中心に、本県における将来的な気候変化やそれによる影響を把握し、庁内関係部局において情報の共有や連携を図り、変化する影響を踏まえた順応的な適応策の見直しや新たな適応策について検討します。
- 市町村に対して技術的助言、情報提供などを行い、気候変動適応法に基づく市町村の計画の策定や取組を促進します。
- 気候変動予測や影響評価においては様々な不確実性（将来の温室効果ガス排出量の不確実性、気候変動予測の不確実性等）があることを前提に適応策を進めるとともに、最新の科学的知見の収集に努め、社会・環境の変化に順応しながら取り組みます。
- 宮崎県農水産業温暖化研究センターや林業技術センターによる、農林水産業における気候変動の影響調査等を継続的に実施します。

### ②農林水産業分野における適応策

- 温暖化に対応した新品種の育成並びに新品目の導入、気候変動に対応した農作物栽培管理技術の開発・普及及び新奇病害虫に対する防除技術の開発等を進めます。
- 暑熱ストレスを軽減する畜舎環境及び飼養管理技術の開発と普及に努めます。
- 環境変化に適応する水産動植物の種苗生産・養殖技術の開発・普及や増殖を推進します。
- 地球温暖化に対応したスギの育種や森林病害虫等の防除に取り組むとともに、遮光や散水管理等によるシイタケの栽培方法の検討や病害虫対策を推進します。

### **③水環境・水資源分野における適応策**

- 公共用水域における水質の常時監視、水質の把握、汚濁原因等の調査に取り組みます。
- 渇水による取水制限を極力回避するため、水資源の確保に向けた電力会社、土地改良区、水道事業者などの利害関係者との適宜適切な調整を行います。
- 水資源の大切さについて理解を深めてもらうため、県民に対する啓発活動等により節水の取組を推進します。
- 植栽や除・間伐などの森林整備事業により水源地域の森林の整備と保全を推進し、水源涵養機能を高めます。

### **④自然生態系分野における適応策**

- 県内の動植物について広範囲な調査を継続的に実施し、生息状況等の把握に努めるとともに、特に保護の必要がある種の捕獲・採取規制の対策を講じます。
- 気候変動の影響により生息が可能となった外来生物に関する発見情報を収集し、必要に応じ関係機関と連携して対策を進めるとともに、適切な対応を県民に周知します。

### **⑤自然災害・沿岸域分野における適応策**

- 洪水・土砂災害ハザードマップ<sup>78)</sup>の策定・見直し及び住民への周知を促進します。
- 洪水、高潮、津波などによる被害を防止、軽減するため、河川・海岸・港湾などの施設整備を推進します。
- ハード・ソフト対策の両面から、総合的な土砂災害対策を推進します。
- 防災知識の普及及び防災意識の啓発に努め、自助・共助による防災・減災対策を推進します。
- 避難場所、避難所、避難経路の確保及び住民への周知や避難訓練の実施等の取組を促進します。
- 気象警報などの気象情報や、避難指示などの防災情報を多様な媒体を通じて、適時適切に県民に提供します。

### **⑥健康分野における適応策**

- 熱中症の予防策、対処法等の情報発信や普及啓発を推進するとともに、新しい生活様式を取り入れつつ、クールビズやエアコンの適正利用等、温暖化に適応したライフスタイルを推進します。特に、熱中症に注意が必要な高齢者や子どもへの熱中症予防の普及啓発等の推進に取り組みます。
- 住宅や事業所等において、高断熱化・高气密化を促進することで建築物の省エネルギー化を図るとともに、気候変動にも適応した健康で快適な暮らしの普及啓発等の推進に取り組みます。
- 蚊が媒介するデング熱などの動物由来感染症に関する正しい知識や予防対策について、情報発

---

<sup>78)</sup> ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生日点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらに避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されたもの。

信や普及啓発を行うとともに、感染症発生時における感染源探索やまん延防止対策を実施します。

### ⑦経済活動・県民生活分野における適応策

- 夏季の冷房需要の増大に対応するため、家庭や事業所における省エネ活動の推進に取り組み、電力のピークカット<sup>79)</sup>を促進します。
- 自然災害時の電源確保の観点から、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 都市の緑化によるヒートアイランド対策に取り組みます。
- クールビズの実施など、個人のライフスタイルを変えることによる熱ストレス軽減対策に取り組みます。

## (3) 各主体に求められる役割

<p><b>県民・団体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○気候変動への適応の重要性に対する関心・理解の促進</li> <li>○日頃の節水、雨水利用設備の導入</li> <li>○食料や飲料水の備蓄、非常持出品の準備、避難所や避難経路の確認等の災害に対する備えの実践</li> <li>○こまめな水分・塩分補給や休息、扇風機やエアコンの利用等による熱中症予防と高齢者、障がい者（児）、小児等に対する見守りの実践</li> <li>○蚊の幼虫が発生しないよう水たまりをなくすなど、自宅等での蚊の発生源対策や蚊が発生しにくい環境づくりの推進</li> <li>○緑のカーテン、クールビズ等、温暖化に適応したライフスタイルへの転換</li> </ul>
<p><b>事業者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○耐暑性品種の利用及び栽培技術の改良促進</li> <li>○気候変動に対応した畜舎等の環境管理の実践</li> <li>○災害発生時に備え、BCP（事業継続計画）の策定や定期的な防災訓練の実施</li> <li>○蚊媒介感染症に罹患する仕組みを理解し、蚊が発生しにくい環境づくりの実践</li> <li>○暑熱環境下の従業員に対する熱中症対策</li> <li>○適応に関する技術・製品・サービスの提供等、新たなビジネス機会の開拓</li> <li>○事業活動の内容に即した気候変動への適応策の検討・実施</li> </ul>
<p><b>市町村</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住民に対する「適応策」の啓発</li> <li>○気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画の策定</li> </ul>

<sup>79)</sup> ピークカット：ピーク時の使用電力をカットして電力最大需要を低減する手法。

- 気候変動による生態系への影響把握
- ハザードマップの策定及び住民への周知、災害時における住民の円滑かつ安全な避難の確保
- 蚊などの発生抑制対策や感染予防策についての住民への啓発
- 気候変動に適応したライフスタイルの普及促進

#### (4) 環境指標 (数値目標)

環境指標項目	単位	基準値	現況値	目標値 (R12年度)
気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画を策定している市町村の割合 (累計)	%	7.7 [R1]	42.3 [R6]	50.0
河川改修が必要な区間の河川整備率	%	49.7 [R1]	50.6 [R6]	51.9

## 第2節 循環型社会の形成

### 2-1 4Rの推進



#### (1) 現状と課題

##### 現状

##### ○ 4Rの推進

- ・本県では、国が推進するリデュース（廃棄物の量を減らす）、リユース（修理などをして繰り返し使う）、リサイクル（再生できるものは資源として再生利用する）の3Rに、リフューズ（ごみになるものは買わない、断る）を加えた4Rを推進し、循環型社会の形成に向けて取り組んでいます。

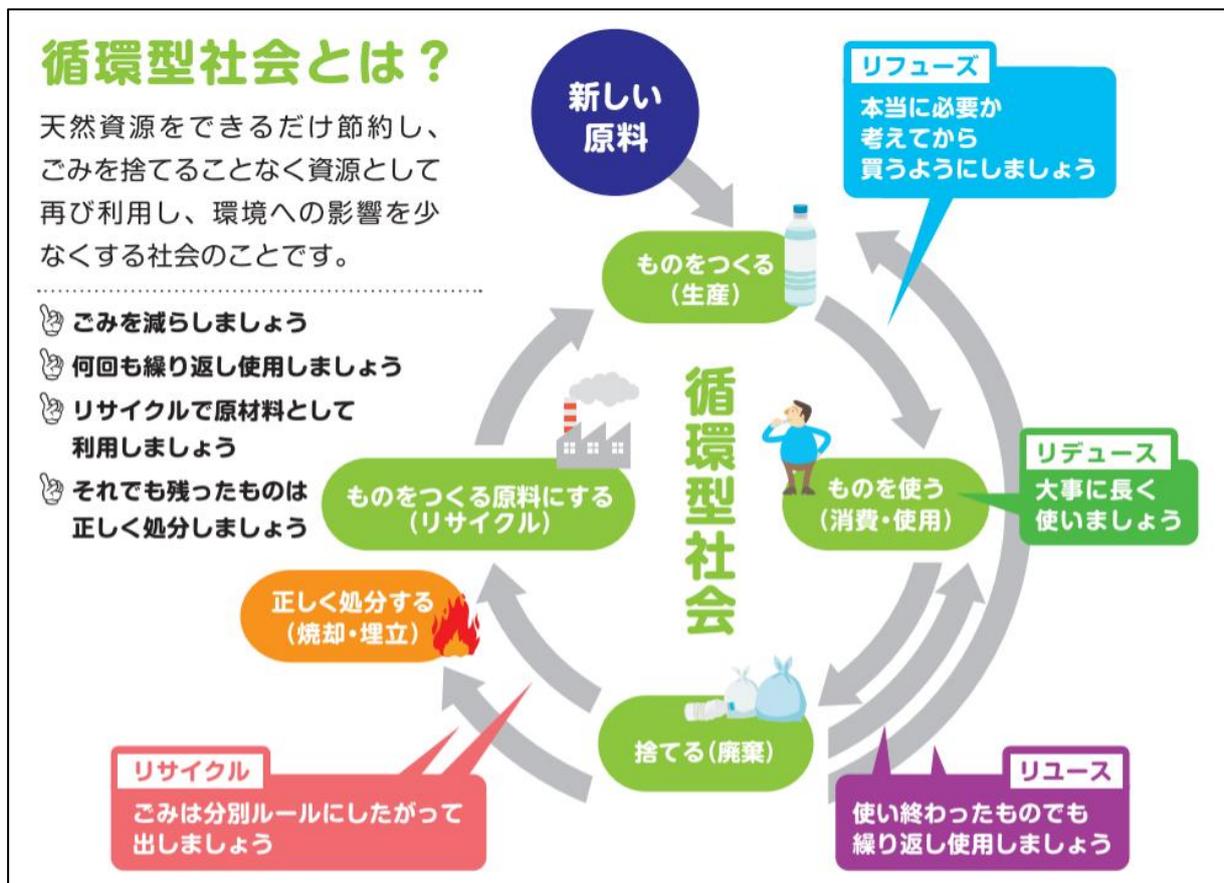
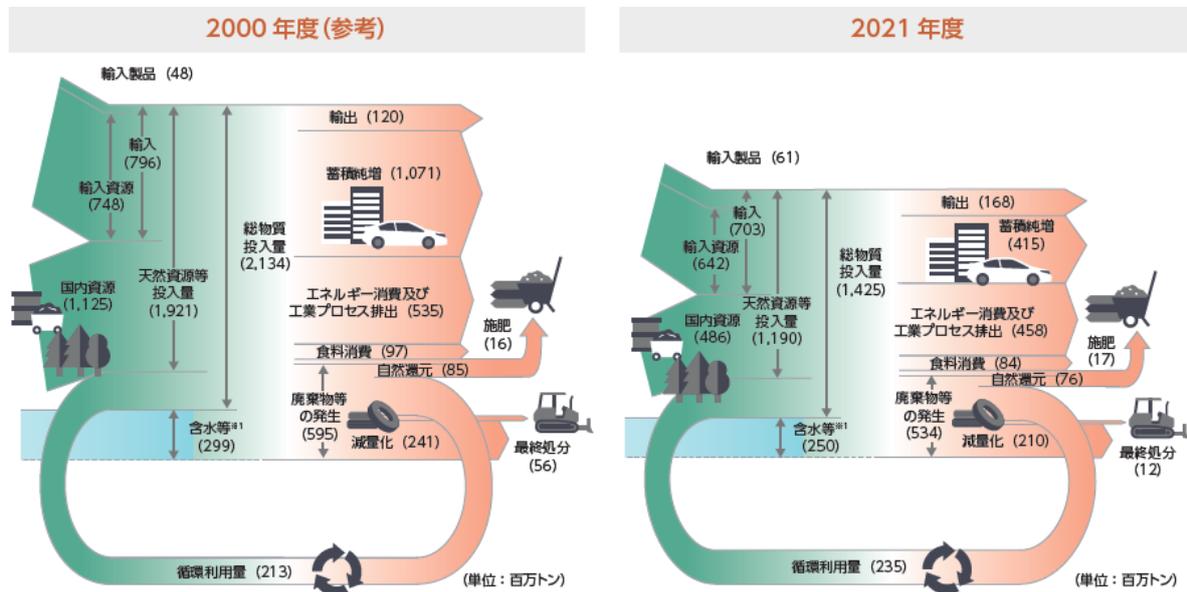


図 18 循環型社会の概念図

○国内の物質フロー

- ・物質フローとは、どれだけの資源を採取、消費、廃棄しているかを表した指標です。令和3（2021）年度の国内における物質フローは次のとおりとなっています。



注：含水等：廃棄物等の含水等（汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ）及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入（鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい）。  
資料：環境省

図 19 国内の物質フロー（令和3（2021）年度）

○廃棄物の排出状況

- ・令和5（2023）年度に県内で排出された廃棄物は6,439千トンで、事業活動に伴って排出される産業廃棄物が6,077千トン、家庭などから排出される一般廃棄物が362千トンとなっています。

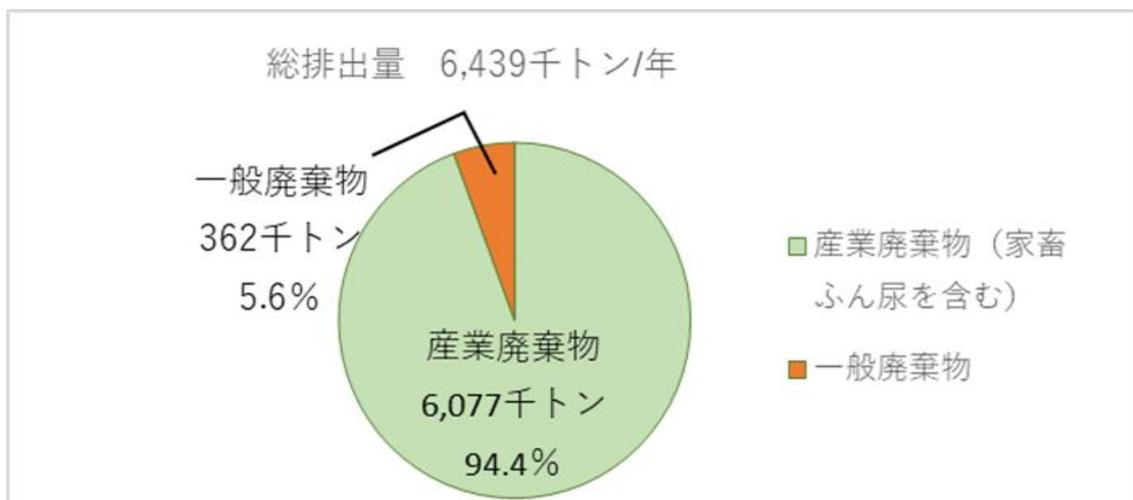


図 20 県内における令和5（2023）年度の廃棄物の総排出

○産業廃棄物の状況

- ・令和5（2023）年度の産業廃棄物（家畜ふん尿を含む。）排出量は、6,077千トンとなっています。

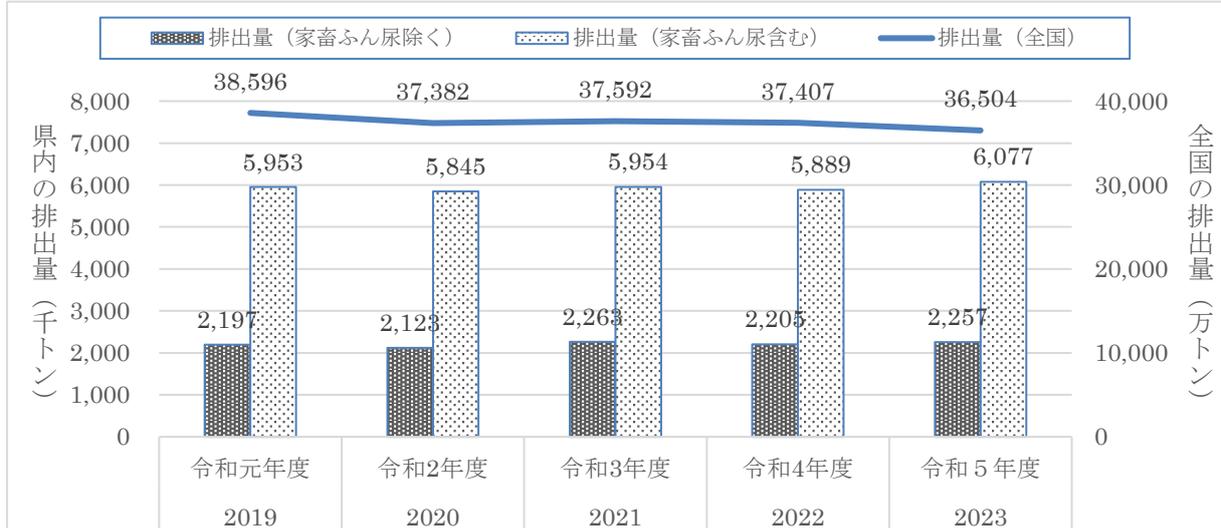


図 21 産業廃棄物の総排出量の推移

- ・排出量を種類別にみると、家畜ふん尿が3,820千トン（62.9%）と最も多く、以下、汚泥840千トン（13.8%）、がれき類649千トン（10.7%）の順となっています。
- ・排出元を業種別にみると、農業が3,835千トン（63.1%）と最も多く、以下、建設業814千トン（13.4%）、製造業782千トン（12.9%）、電気・水道業582千トン（9.6%）の順となっています。

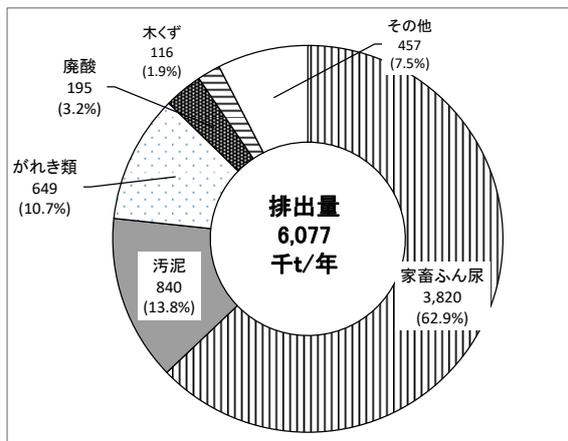


図 22 産業廃棄物の種類別排出量

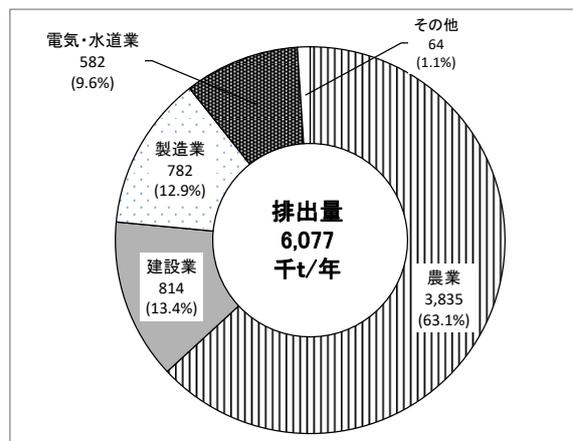


図 23 産業廃棄物の業種別排出量

- ・令和5（2023）年度の産業廃棄物（家畜ふん尿を含む。）の再生利用率は68.6%で、全国平均（54.4%）を上回っています。

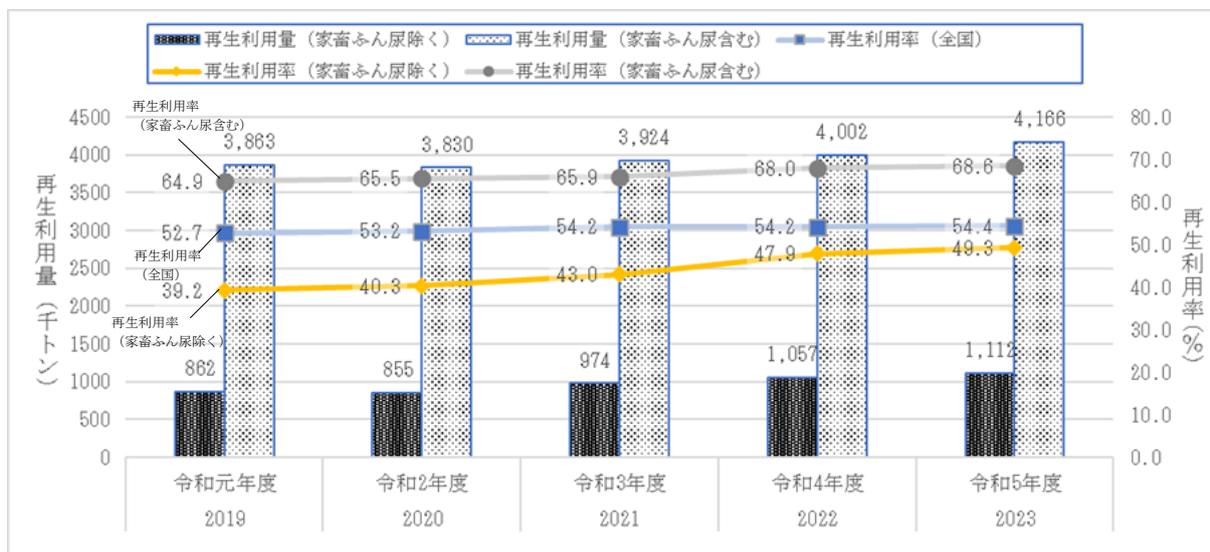


図 24 産業廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移

- ・令和5（2023）年度の産業廃棄物（家畜ふん尿を含む。）の最終処分量は159千トンで、最終処分率は2.6%となっています。

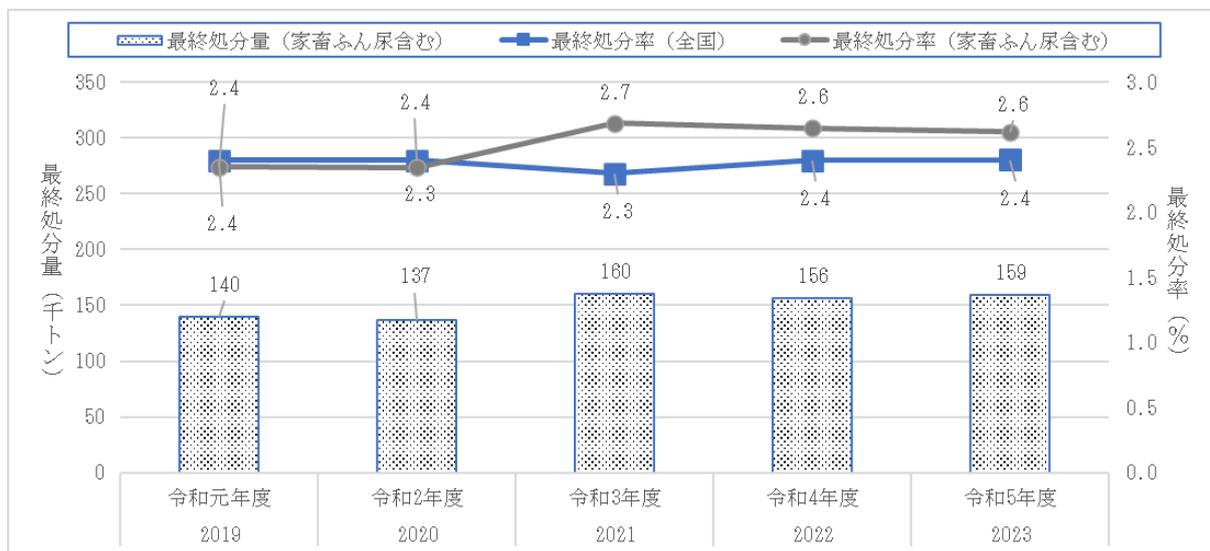


図 25 産業廃棄物の最終処分量及び最終処分率の推移

- 令和5（2023）年度の業種別の処理状況をみると、再生利用率の高い業種は、建設業（85.1%）、農業（80.0%）、卸・小売業（76.2%）で、脱水や焼却等の中間処理による減量化率の高い業種は、電気・水道業（90.4%）と製造業（54.7%）となっており、最終処分率の高い業種は、建設業（12.7%）、卸・小売業（11.9%）、製造業（5.6%）となっています。

表6 産業廃棄物の業種別処理状況

単位：千トン

業種	区分	排出量	再生利用量		中間処理による減量化量		最終処分量	
				割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)
農業		3,835	3,068	80.0	767	20.0	0	0.0
建設業		814	693	85.1	17	2.1	103	12.7
製造業		782	310	39.6	428	54.7	44	5.6
電気・水道業		582	52	8.9	526	90.4	4	0.7
卸・小売業		42	32	76.2	5	11.9	5	11.9
その他業種		22	10	45.5	8	36.4	3	13.6
合計		6,077	4,166	68.6	1,752	28.8	159	2.6

※割合 (%) は、排出量に対する割合。

※その他業種とは、林業、漁業、運輸・郵便業、医療・福祉、サービス業等。

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

出典：宮崎県産業廃棄物情報収集・分析事業に係る実態調査（宮崎県）

- 令和5（2023）年度の種類の処理状況をみると、再生利用率の高い種類は、がれき類（92.3%）と家畜ふん尿（79.9%）で、中間処理による減量化率の高い種類は、汚泥（84.2%）と廃酸（61.5%）となっており、最終処分率の高い種類は、廃プラスチック類（23.7%）と燃え殻（8.6%）となっています。

表7 産業廃棄物の種類別処理状況

単位：千トン

業種	区分	排出量	再生利用量		中間処理による減量化量		最終処分量	
				割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)
家畜のふん尿		3,820	3,053	79.9	767	20.1	0	0.0
汚泥		840	113	13.5	707	84.2	21	2.5
がれき類		649	599	92.3	3	0.5	47	7.2
廃酸		195	74	37.9	120	61.5	0	0.0
木くず		116	77	66.4	33	28.4	6	5.2
廃プラスチック類		76	44	57.9	14	18.4	18	23.7
燃え殻		58	18	31.0	35	60.3	5	8.6
その他種類		323	187	57.9	74	22.9	62	19.2
合計		6,077	4,166	68.6	1,752	28.8	159	2.6

※割合 (%) は、排出量に対する割合。

※その他種類とは、廃油、廃アルカリ、ガラス・コンクリート・陶磁器くず等。

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

出典：宮崎県産業廃棄物情報収集・分析事業に係る実態調査（宮崎県）

○一般廃棄物の状況

- ・令和5（2023）年度の一般廃棄物排出量は362千トンとなっています。

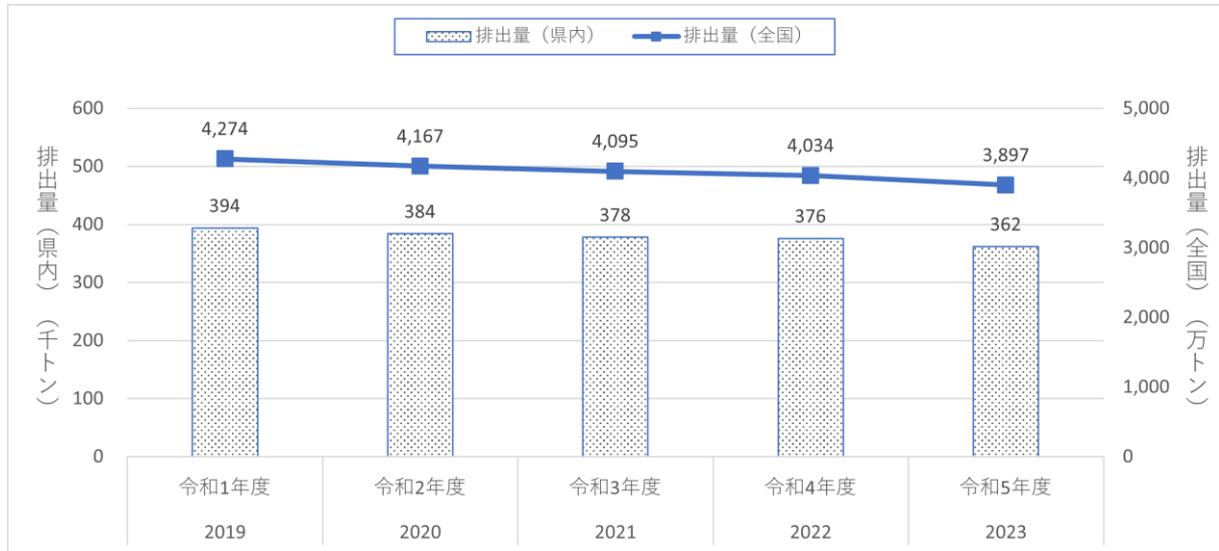


図 26 一般廃棄物の排出量の推移

- ・令和5（2023）年度の一般廃棄物の再生利用率は16.6%で、全国平均（19.5%）を下回っています。

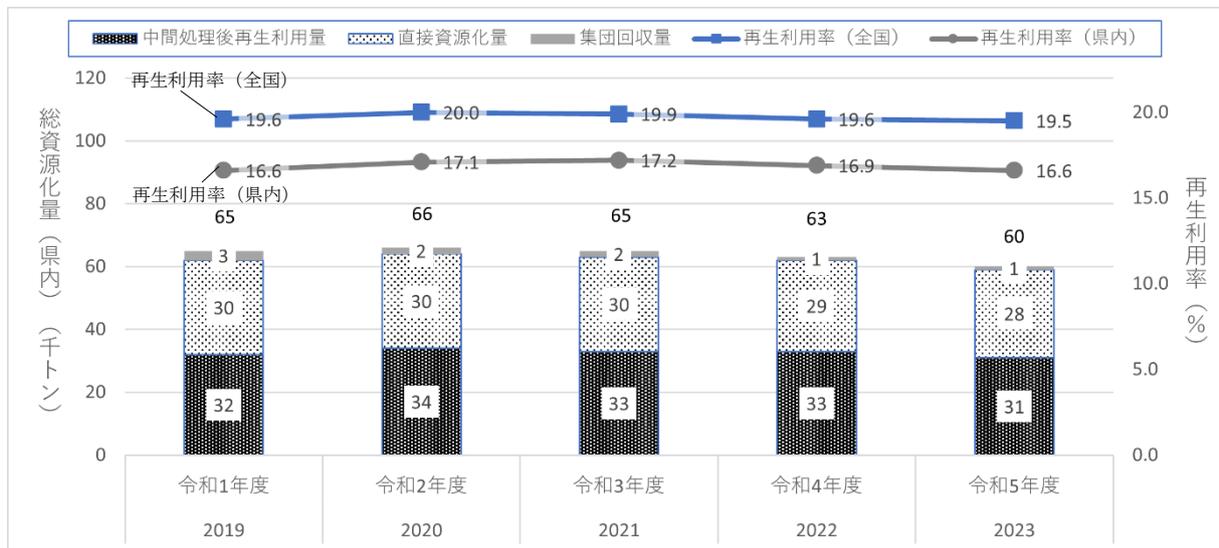


図 27 一般廃棄物の再生利用量・再生利用率の推移

- ・令和5（2023）年度の一般廃棄物の最終処分量は48千トンで、最終処分率は13.2%となっています。

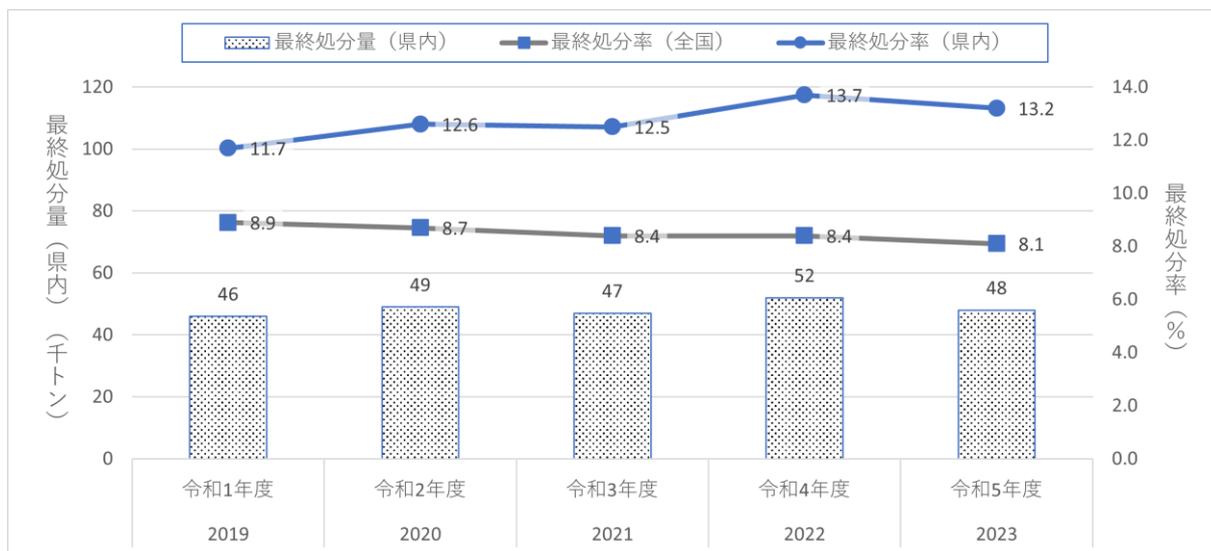


図 28 一般廃棄物の最終処分量の推移

- ・令和5（2023）年度の市町村及び一部事務組合等のごみ処理に要する経費のうち、処理及び維持管理に係る経費は約137億円となっています。

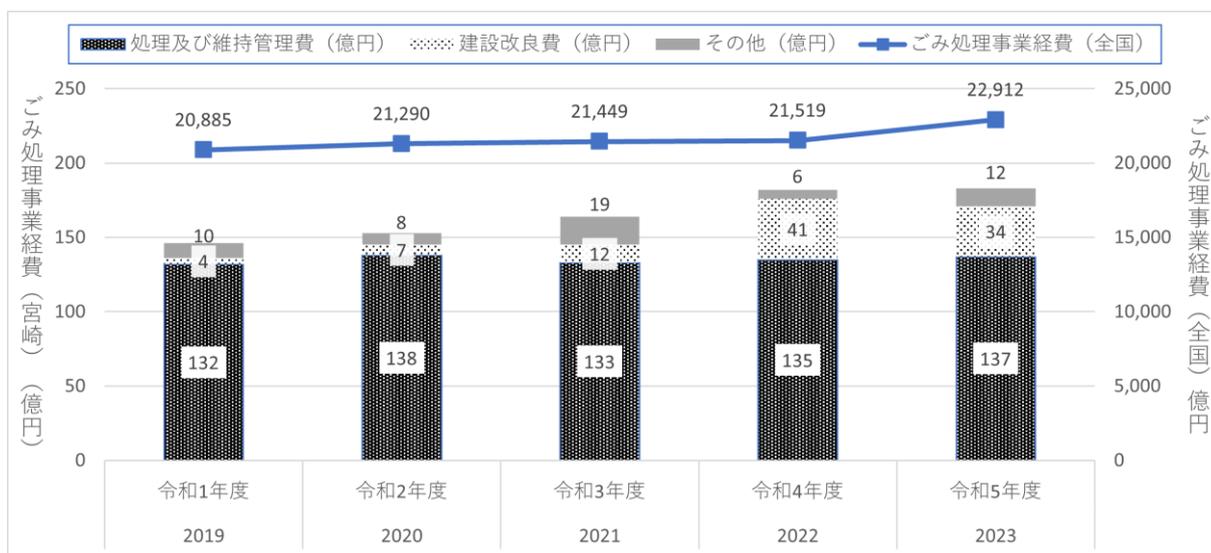


図 29 市町村等のごみ処理経費の推移

## 課題

- 循環型社会を形成するためには、リサイクルだけでなくリフューズ、リデュース、リユースに取り組み、これらの4 Rの推進を効率的・効果的に展開するためには、民間団体、事業者、行政など多様な主体が一体となって組織的に行う必要があります。
- 産業廃棄物については、最終処分率の高い廃プラスチック類などの再資源化に向けた取組を重点的に支援する必要があります。
- 一般廃棄物については、再生利用率の向上に向けて取り組んでいく必要があります。

## (2) 施策の方向

### ① 4 Rの普及啓発

- 4 Rを推進するため、NPO等の民間団体、事業者、行政など多様な主体で構成する「宮崎県4 R推進協議会」と連携し、普及啓発等の施策を展開します。
- 4 Rについて、イベントの実施やテレビ・ラジオ、新聞、インターネット等を効果的に活用し、県民に分かりやすく周知するとともに、排出事業者や産業廃棄物処理業者に対する意識啓発を実施します。
- 民間団体等が自主的に行う実践活動など4 Rに関する取組を支援します。
- 廃棄物の発生抑制の観点から、県民に繰り返し使用できるマイバッグやマイボトルなどの利用を促します。
- 生活環境の保全を目的として、産業廃棄物の適正処理、再生利用、資源循環等の事業を行う一般社団法人宮崎県産業資源循環協会と連携し、循環型社会の形成に取り組みます。
- 市町村における一般廃棄物処理が円滑に実施されるよう、市町村に対する情報提供その他必要な支援を行います。
- 市町村の分別収集計画に基づき、ごみの分別収集が円滑に実施されるよう、市町村に対する情報提供その他必要な支援を行います。
- 産業廃棄物の排出抑制及び再生利用の促進、その他適正な処理の推進のため、産業廃棄物税を適切に活用します。

### ② 廃棄物の発生抑制・減量化の推進

- 4 Rについて、イベントの実施やテレビ・ラジオ、新聞、インターネット等を効果的に活用し、県民に分かりやすく周知するとともに、排出事業者や産業廃棄物処理業者に対する意識啓発を実施します。(再掲)
- リデュースの一環として食品ロスの削減に取り組みます(2-3で詳述します)。
- 廃棄物の発生抑制の観点から、県民に繰り返し使用できるマイバッグやマイボトルなどの利用を促します。(再掲)
- 市町村における一般廃棄物処理が円滑に実施されるよう、市町村に対する情報提供その他必要な支援を行います。(再掲)

### **③リサイクル・再生資源<sup>80)</sup> 化の推進**

- 県内の排出事業者や産業廃棄物処理業者が、資源の循環的利用を目的として産業廃棄物のリサイクル施設を設置する経費の一部を支援します。
- 知事が認定する「みやざきリサイクル製品」の対象品目に生活関連用品を追加するなど充実を図り、その利用拡大とともに県民に広く浸透するよう取り組みます。
- 市町村の分別収集計画に基づき、ごみの分別収集が円滑に実施されるよう、市町村に対する情報提供その他必要な支援を行います。（再掲）
- 家電リサイクル法、自動車リサイクル法などのリサイクル関連各法で定める役割分担に基づき、適正処理を推進します。

### **④地域資源の有効活用の促進**

- し尿や浄化槽<sup>81)</sup> 汚泥を生ごみなどの有機性廃棄物と併せて処理することで堆肥化等を促進し、できる限り資源化を図ります。
- 食料品製造業者などの事業所から排出される食品残さを飼肥料化して、地域の農業での活用等を推進します。
- 林地残材等の木質バイオマスを有効に活用するため、発電等のエネルギー利用や畜産敷料等のマテリアル利用を推進します。
- 堆肥の利用・流通促進を図るため、耕種農家のニーズに対応した高品質の堆肥生産支援や、家畜ふん尿等のエネルギー利用を推進します。また、農林水産業の盛んな本県の特性を生かし、家畜ふん尿や木質資源等を地域で有効利用するためのシステムづくりやリサイクル施設の整備を推進します。
- 農業用廃プラスチックの適正処理・リサイクルを推進します。
- 公共工事で発生する建設発生土の有効利用の促進、再資源化施設や建設リサイクルに関する新技術の情報提供を行うほか、民間の建設工事におけるリサイクル意識の啓発を図ります。
- 県内の廃棄物等の効率的な循環を実現するため、その実態把握に努め、他の地域のモデルとなるような優良事例をホームページなどで情報提供します。
- 県試験研究機関や大学等が連携し、県内企業による廃棄物の焼却残さの有効活用技術など各種リサイクル技術や排出抑制に関する研究開発を支援します。
- 県内の排出事業者や産業廃棄物処理業者が、資源の循環的利用を目的として産業廃棄物のリサイクル施設を設置する経費の一部を支援します。（再掲）

---

<sup>80)</sup> 再生資源：一度製品などの原材料として使用した後、再び原材料に戻して利用する資源のこと。

<sup>81)</sup> 浄化槽：し尿等を微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、公共用水域等に放流するための設備又は施設をいう。し尿のみを処理する設備又は施設を単独処理浄化槽、し尿及び生活排水（厨房排水、洗濯排水等）を一緒に処理する設備又は施設を合併処理浄化槽という。

### ⑤プラスチック資源循環に向けた取組

- 国が策定したプラスチック資源循環戦略に基づく国の動向を踏まえながら、プラスチック資源の循環に向けた取組を推進します。
- プラスチックごみの発生抑制の観点から、県民に繰り返し使用できるマイバッグやマイボトルなどの利用を促します。
- 家庭や事業者から排出されるプラスチック製容器包装・使用製品がリサイクルされるよう、市町村や事業者に対して必要な情報提供を行います。
- プラスチックの排出抑制に積極的な事業者との連携により、普及啓発などに取り組みます。
- 農業用廃プラスチックの適正処理・リサイクルを推進します。（再掲）
- 漁業者等が実施する漂流ごみや海底に堆積したプラスチックごみなどの回収に関する活動に対して支援します。
- 家庭から排出されるプラスチックの資源循環の促進について、市町村での分別収集及び再商品化の体制構築が推進されるよう、市町村に対する情報提供その他必要な支援を行います。
- 市町村や関係団体と連携し、プラスチックごみなど海岸漂着物の発生抑制や円滑な処理に向けた対策を推進します。

### (3) 各主体に求められる役割

#### 県民・団体

- マイバッグの持参によるレジ袋の削減、マイボトルの持参、簡易包装への協力
- ごみの分別の徹底、ポイ捨ての禁止
- 食品ロスの削減や水分量の多い生ごみの水切りの徹底、コンポスト化の推進
- ごみの適正処理や環境に係る学習会等の開催・参加
- 環境に配慮した製品の購入による資源の再生利用や修理等での再使用
- 各種リサイクル法に基づいた廃棄物の適正処理の遵守
- みやざきリサイクル製品など環境にやさしい製品の利用

#### 事業者

- ごみ減量化の推進と排出者責任の徹底
- 簡易包装の実施やレジ袋有料化に伴う売上金の有効活用、再利用可能な容器への転換
- 耐久性に優れた商品の製造、販売の推進
- みやざきリサイクル製品など環境にやさしい製品の利用

#### 【排出事業者】

- 排出量の削減
- 廃棄物の適正処理に関する社内の研修体制やチェック体制の整備
- 自ら排出する廃棄物の積極的な再資源化、リサイクル製品の開発、提供

#### 【処理業者】

- 適正処理の徹底と信頼性の確保
- 処理施設の安定的確保と維持管理の徹底
- 処理体制の整備
- 長期的視点に立った計画的な事業経営及び経営基盤の強化

#### 市町村

- 一般廃棄物処理計画に基づくごみの減量化や再生利用の推進、地域住民に対する分別方法の周知等による一般廃棄物の適正処理の推進
- 一般廃棄物の安定的な処理体制の確保
- 分別回収したごみの再資源化に向けた取組の推進やごみ処理費用等の削減
- 4Rの推進やごみの適正処理等に関し、広報での周知や環境学習会等の開催
- 増加傾向にある事業系廃棄物の減量化のための働きかけや事業者への情報提供
- 消費者に対するマイバッグの利用、簡易包装の呼びかけ及び事業者に対するレジ袋削減や販売方法見直しの働きかけ
- 生ごみの堆肥化など再生利用の推進
- ポイ捨てや廃家電の不法投棄を未然に防止するための監視や普及啓発の実施
- 庁内や公共事業におけるみやざきリサイクル製品など環境にやさしい製品の利用、消費者への普及・啓発

#### (4) 環境指標 (数値目標)

環境指標項目	単位	基準値	現況値	目標値 (R12年度)
最終処分量	千t	186 [H30]	207 [R5]	164
産業廃棄物(家畜ふん尿を含む。)の排出量	千t	6,001 [H30]	6,077 [R5]	5,946
〃の再生利用量(率)	千t (%)	3,828 (63.8%) [H30]	4,166 (68.6%) [R5]	4,394 (73.9%)
〃の最終処分量(率)	千t (%)	143 (2.4%) [H30]	159 (2.6%) [R5]	136 (2.3%)
産業廃棄物(家畜ふん尿を除く。)の排出量	千t	2,216 [H30]	2,257 [R5]	2,131
〃の再生利用量(率)	千t (%)	802 (36.2%) [H30]	1,112 (49.3%) [R5]	1,383 (64.9%)
一般廃棄物の排出量	千t	397 [H30]	362 [R5]	309
1人1日当たりの一般廃棄物の排出量 (うち生活系ごみ)	g/人・日	987 (669) [H30]	933 (646) [R5]	866 (597)
一般廃棄物の再生利用量(率)	千t (%)	63 (15.9%) [H30]	60 (16.6%) [R5]	77 (25.0%)
〃の最終処分量(率)	千t (%)	43 (10.8%) [H30]	48 (13.2%) [R5]	28 (9.0%)

## 2-2 廃棄物の適正処理の推進



### (1) 現状と課題

#### 現 状

##### ○産業廃棄物の適正処理の推進

- ・令和6（2024）年度末現在の産業廃棄物処理業の許可件数は、産業廃棄物処理業が1,980件、特別管理産業廃棄物処理業が251件となっています。このうち、産業廃棄物収集運搬業が1,754件、特別管理産業廃棄物収集運搬業が240件となっており、収集運搬業が全体の約89%を占めています。
- ・令和6（2024）年度末現在の産業廃棄物の中間処理施設の設置許可数は、305施設となっており、その内訳は破砕施設（木くず、がれき類）が220施設、汚泥の脱水施設が38施設、破砕施設（廃プラスチック類）が25施設、焼却施設が13施設などとなっています。同じく、最終処分場<sup>82)</sup>の設置許可数は50施設で、その内訳は安定型最終処分場が42施設、管理型最終処分場が8施設となっています。
- ・県外からの産業廃棄物の搬入は、原則として認めていませんが、九州内で排出された産業廃棄物であって、排出される県において処理する施設がない場合や処理能力が不足している場合など、真にやむを得ない場合に限り、搬入を認めています。
- ・産業廃棄物の処理の適正化を図るため、優良産廃処理業者認定制度の周知などに取り組んでいます。
- ・PCB<sup>83)</sup>廃棄物については、「PCB廃棄物処理計画」に基づき、県外の高濃度PCB廃棄物処理施設や無害化処理認定施設で処理されています。

##### ○産業廃棄物の不適正処理の現状

- ・令和6（2024）年度の不法投棄量は3,302トンとなっています。

<sup>82)</sup> 最終処分場：廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立処分が原則とされている。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型最終処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）に分類される。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められている。

<sup>83)</sup> PCB：PCBは、Poly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称で、ポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在する。なかでも、コプラナーPCB（コプラナーとは、共平面状構造の意味）と呼ばれるものは毒性が極めて強く、ダイオキシン類として総称されるものの一つとされている。熱により分解しにくい、不燃性、絶縁性がよいなど、化学的に安定した性質を有していたことから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙等様々な用途で利用されてきたが、昭和43（1968）年のカネミ油症事件を契機に毒性が確認され、現在では製造・輸入ともに禁止されている。

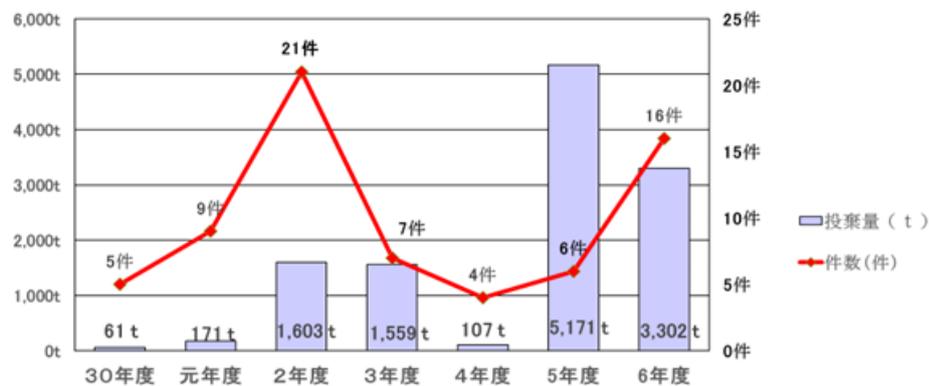


図 30 産業廃棄物の不法投棄量及び不法投棄件数の推移

- ・産業廃棄物の不適正処理に対応するため、本庁及び中央、都城両保健所の出向警察官と本庁及び7保健所の廃棄物監視員により、排出事業者や産業廃棄物処理業者への立入検査、監視パトロールを行っています。
- ・「廃棄物の不法投棄の情報提供に関する協定」を締結した団体等や県民からの通報に基づき、不法投棄等への迅速な対応を図っています。

#### ○一般廃棄物の適正処理の推進

- ・最終処分場の確保、リサイクルの推進、ダイオキシン類<sup>84)</sup>対策等の高度な環境保全対策など、適正なごみ処理を推進するため策定した「宮崎県ごみ処理広域化計画」に基づき、市町村のごみ処理の広域化を進めています。
- ・市町村のインフラ長寿命化計画の策定や計画に基づく施設の的確な維持管理・更新等に対して技術的支援を行っています。

#### ○大規模災害時における災害廃棄物処理体制

- ・豪雨など頻発する大規模災害によって発生した災害廃棄物の迅速な処理ができるよう、平時から市町村や民間団体との協力体制の維持・確立に取り組んでいます。

### 課題

- 産業廃棄物の不適正処理が依然として後を絶たない状況にあることから、監視活動や通報体制を充実させることで、不法投棄等の早期発見・早期原状回復を図り、警察等と連携して厳正に対処することが必要です。併せて、排出事業者や処理業者を対象とした講習会などを通じて法

<sup>84)</sup> ダイオキシン類：「ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン (PCDD)」(75 種類)、「ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)」(135 種類) 及び「コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB)」(13 種類) の総称で、化学物質の合成過程や焼却過程で非意図的に生成される。その毒性は、動物実験において急性毒性や発ガン性、催奇形性などが報告されている。

令等を周知し、遵守させることが求められます。

- 災害廃棄物について、迅速かつ適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための体制を構築し、事前に備える必要があります。
- 県外からの産業廃棄物の搬入制限については、本県の産業廃棄物最終処分場の延命化や県内の生活環境の保全、廃棄物処理の安全性・適正性の確保のための措置として必要ですが、一方で、処理の停滞やそれによる不法投棄等を防止するため広域処理を推進すべきとの声があります。

## (2) 施策の方向

### ① 廃棄物の適正処理の推進

- 廃棄物の不適正処理を防止するため、出向警察官や廃棄物監視員による廃棄物処理業者や処理施設等への立入検査等を適切に実施し、保管基準、処理基準及び維持管理基準に沿った適正処理を指導するとともに、悪質な不適正処理については、行政処分により厳正に対処します。
- 焼却施設の排出ガスや最終処分場の浸透水等について、ダイオキシン類等の検査を適切に実施することにより、排出事業者や産業廃棄物処理業者に対して環境基準<sup>85)</sup>の遵守を徹底します。
- 排出事業者や産業廃棄物処理業者に対して、講習会や企業訪問、各種広報による啓発活動を通じ、法令等を周知し、廃棄物の適正処理の推進に努めます。
- PCB 廃棄物については、保管中又は使用中の事業者に対する適切な情報提供や指導を行い、処理期限までの適正な処理を促進します。
- 感染性廃棄物をはじめとする特別管理産業廃棄物については、排出事業者に対する講習会を通じ、分別や保管基準を周知するとともに、特別管理産業廃棄物処理業者による適正処理がなされるよう監視指導を徹底します。
- 農業用廃プラスチックの適正処理・リサイクルを推進します。(再掲)
- 県外からの産業廃棄物の搬入は、原則として認めないこととします。ただし、九州内で排出された産業廃棄物であって、排出される県において処理する施設がない場合や処理能力が不足している場合など、真にやむを得ないと判断されるもの、及び隣接3県(大分県・熊本県・鹿児島県)から排出された産業廃棄物であって、その処理において優良産廃処理業者が関与することで、安全性・適正性の確保がより徹底されるものに限り認めることとし、その場合には、事前協議等を適切に運用することにより、県内における適正処理体制の確保に努めます。
- 産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、関係地域における生活環境が保全されるよう市町村と連携しながら対応していきます。
- 産業廃棄物の処理の適正化を図るため、優良産廃処理業者認定制度の周知などに取り組みます。
- 生活環境の保全を目的として、産業廃棄物の適正処理、再生利用、資源循環等の事業を行う一

<sup>85)</sup> 環境基準：「環境基本法」において、「環境基準とは、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義している。環境基準は行政上の目標基準であり、直接に工場排水等を規制するための規制基準とは異なる。

般社団法人宮崎県産業資源循環協会と連携し、循環型社会の形成に取り組みます。（再掲）

- ごみ処理の効率化、適正化のために市町村等が整備する広域的な廃棄物処理施設について、交付金等の有効な活用による施設整備を促します。また、将来にわたって持続可能な廃棄物の適正処理を確保するため、資源循環や災害対策の強化、民間活力の活用などの観点も含め、「宮崎県ごみ処理広域化計画」の見直しを行います。
- 市町村の一般廃棄物処理施設におけるインフラ長寿命化計画の策定や維持管理・更新等に向けた取組に対し、情報提供その他必要な支援を行います。
- 宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、市町村、関係団体等と連携しながら、海岸漂着物の円滑な処理に取り組みます。
- 家庭から排出されるプラスチックの資源循環の促進について、市町村での分別収集及び再商品化の体制構築が推進されるよう、市町村に対する情報提供その他必要な支援を行います。（再掲）
- 家庭から排出されるリチウム蓄電池の適正処理について、市町村での分別・回収体制の構築及び火災事故等防止設備の整備が推進されるよう、市町村に対する情報提供その他必要な支援を行います。
- 産業廃棄物の排出抑制及び再生利用の促進、その他適正な処理の推進のため、産業廃棄物税を適切に活用します。（再掲）

## **②不法投棄等の防止**

- 県民や事業者を対象とした広報活動等を通じて、不法投棄防止への関心を高めます。
- 講習会や立入検査を通じて、事業者に対する電子マニフェスト導入メリットの周知を図り、その利用を促進します。
- 不法投棄に関する協定を締結している団体等や県民からの情報提供に対して、迅速に対応し、生活環境の悪化を防止します。
- 産業廃棄物の不法投棄等については、行為者に対して早期の原状回復を強く指導するとともに、悪質な事案については、警察等と連携して厳正に対処します。

## **③災害廃棄物の処理**

- 市町村の災害廃棄物処理計画をより実効あるものにするため、技術的支援や広域処理に向けた体制づくりを推進します。
- 廃棄物関係団体など民間団体と連携し、大量の災害廃棄物が広域で発生した場合でも迅速に対応できる広域処理体制づくりに努めます。

### (3) 各主体に求められる役割

#### 県民・団体

- ごみの散乱や不法投棄のない地域社会づくりの推進
- ごみの適正処理や環境に係る学習会等の開催・参加
- 廃棄物の不適正処理や不法投棄を発見した場合の行政への速やかな通報

#### 事業者

##### 【排出事業者】

- 自ら排出する廃棄物の適正な処理
- 廃棄物の適正処理に関する事業所内の研修体制やチェック体制の整備

##### 【処理業者】

- 適正処理の実施と信頼性の確保
- 処理施設の安定的確保と維持管理の徹底
- 処理体制の整備
- 長期的視点に立った計画的な事業経営及び経営基盤の強化

#### 市町村

- ポイ捨てや廃家電の不法投棄を未然に防止するための監視や普及啓発の実施
- 処理施設の安定的確保と維持管理の徹底
- 災害時における廃棄物処理の実効性を高めるための「災害廃棄物処理計画」の改定

### (4) 環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	基準値	現況値	目標値 (R12年度)
最終処分量	千 t	186 [H30]	207 [R5]	164
産業廃棄物（家畜ふん尿を含む。）の排出量	千 t	6,001 [H30]	6,077 [R5]	5,946
〃 の再生利用量（率）	千 t (%)	3,828 (63.8%) [H30]	4,166 (68.6%) [R5]	4,394 (73.9%)
〃 の最終処分量（率）	千 t (%)	143 (2.4%) [H30]	159 (2.6%) [R5]	136 (2.3%)
産業廃棄物（家畜ふん尿を除く。）の排出量	千 t	2,216 [H30]	2,257 [R5]	2,131
〃 の再生利用量（率）	千 t (%)	802 (36.2%) [H30]	1,112 (49.3%) [R5]	1,383 (64.9%)
一般廃棄物の排出量	千 t	397 [H30]	362 [R5]	309
1人1日当たりの一般廃棄物の排出量 (うち生活系ごみ)	g/人・日	987 (669) [H30]	933 (646) [R5]	866 (597)
一般廃棄物の再生利用量（率）	千 t (%)	63 (15.9%) [H30]	60 (16.6%) [R5]	77 (25.0%)
〃 の最終処分量（率）	千 t (%)	43 (10.8%) [H30]	48 (13.2%) [R5]	28 (9.0%)

## 2-3 食品ロスの削減



### (1) 現状と課題

#### 現状

##### ○食品ロスの発生状況

- ・農林水産省及び環境省の推計によると、令和5（2023）年度の国内の食品廃棄物発生量は2,104万トンで、そのうち本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」は464万トンとなっています。
- ・世界の一部地域では人口が急増し、深刻な飢えや栄養不良の問題が存在する一方、我が国では食料を海外からの輸入に大きく依存しているにもかかわらず、大量の食品が廃棄されています。
- ・本県の発生状況については、平成28（2016）年度に実施した家庭系可燃ごみの組成調査で、食品ロスの発生量は約31,100トンと推計されています。
- ・食品ロスの削減により、家計負担や廃棄物処理に係る市町村の財政支出の軽減、CO<sub>2</sub>排出量の削減による気候変動の抑制が図られ、食品の生産や廃棄に関わるエネルギーや労働力等の無駄が少なくなることや、生物多様性の損失を抑えることも期待できるため、食品ロス削減を一人ひとりが自分自身の課題だと捉え、行動を変革していくことが求められています。
- ・国民運動として食品ロスの削減を推進するため、国では「食品ロスの削減の推進に関する法律」を制定し、都道府県に「都道府県食品ロス削減推進計画」の策定を求めています。

##### ○食品ロスの削減対策

- ・テレビCMの放映や、フォーラム・各種イベント等の開催を通じて県民向けの普及啓発を行う「みやざき食べきり宣言プロジェクト」を推進しています。
- ・家庭で使いきれない食品や、企業が生産する食品のうち、通常の販売は難しいがまだ食べられる食品等を回収し、こども食堂等へ提供する活動について、各種団体や県民が行う取組を支援しています。

#### 課題

- 食品ロスが発生する原因とその量を調査し、原因に応じた対応策を講じることが求められます。
- 食品ロス削減には市町村の積極的な取組も必要であり、今後は、県と市町村による情報共有・意見交換の場を設け、地域における実情を踏まえつつ、それぞれの市町村における食品ロス削減の取組を推進・支援する必要があります。

## **(2) 施策の方向**

### **①食品ロスの実態調査及び調査・研究の推進**

- ごみの組成調査やアンケート調査を通じて食品ロス発生量を把握し、さらに食品ロスの内容や発生要因を分析し、「宮崎県4R推進協議会」と連携を図りながら、原因に応じた対策を講じます。

### **②食品ロスに関する教育及び学習の振興、普及啓発等**

- 「みやざき食べきり宣言プロジェクト」や、「30・10（さんまるいちまる）運動」の推進を図り、10月の「食品ロス削減月間」や飲食の機会が増える年末年始の時期を中心として全県的な普及啓発を行います。
- 県内各地において、学校や自治会等で食品ロスに関する出前講座を行います。
- 5月の消費者月間等において消費者向け普及啓発資材を活用し、周知を図ります。
- 食育及び地産地消の推進と連動した、幅広い世代向けの食品ロスに関する普及啓発を行います。
- 国内及び世界の食品ロスの現状・課題等について、家庭科の授業で取り扱います。また、調理実習において食品ロス削減に取り組みます。
- 児童生徒が、環境保全や食品ロスの視点も含めて、感謝の気持ちや食べ物を大事にする心を育むことができるよう、食に関する指導の手引に基づいた指導の充実を図るよう各学校に働きかけます。

### **③食品関連事業者等の取組に対する支援**

- 食品ロス削減は4Rの「リデュース」に当たることから、「宮崎県4R推進協議会」と連携を図りながら食品関連事業者、消費者及び行政がそれぞれの立場における食品ロスの現状について情報を共有し、その発生抑制や各分野が連携した対策の検討を進めます。
- 食品ロス削減に取り組む食品販売店や飲食店等を「食べきり協力店」として登録し、ホームページで公表します。食べきり協力店にポスターやPOP等を提供し、食品ロスに配慮した店舗であることが消費者にPRできるよう支援します。
- 国が策定した「食べ残し持ち帰りガイドライン」を周知し、飲食店と消費者双方の協力と理解の下、食べ残し持ち帰りの取組を広め、食品ロスの削減を進めます。
- 消費者、食品事業者、関係団体に対して、食品ロス削減の周知や情報提供を行います。

### **④食品ロス削減に関する情報の収集及び提供**

- 食品ロス削減は4Rの「リデュース」に当たることから、「宮崎県4R推進協議会」と連携を図りながら食品関連事業者、消費者及び行政がそれぞれの立場における食品ロスの現状について情報を共有し、その発生抑制や各分野が連携した対策の検討を進めます。（再掲）

### ⑤未利用食品を提供するための活動の支援等

- 規格外の農産物や未利用食品をフードバンク<sup>86)</sup>等へ円滑に提供する仕組みづくりを進めます。
- 国が提唱する「食の環(わ)」プロジェクトの趣旨を踏まえ、環境部局、福祉部局、農政水産部局が連携し、フードバンクや生産者、食品関連事業者等に必要な情報を適切に提供できる体制を整えます。
- フードバンクに食品を寄贈する取組である「フードドライブ<sup>87)</sup>」を市町村や学校、自治体、サークル等で実施してもらうためフードドライブ実施マニュアルの普及に努めるとともに、実施するための資材の貸出しを行います。
- 県内で活動する民間団体等のフードバンクの取組を支援します。

### (3) 各主体に求められる役割

<b>県民・団体</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについての理解・把握</li> <li>○県民一人ひとりの身近な食品ロス削減のための行動の実践</li> <li>○自治会等の小さな単位での、未利用食品の譲合いやフードバンクへの寄贈等</li> </ul>
<b>事業者</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○食品ロス削減の必要性について理解促進</li> <li>○消費者に対する、自らの取組に関する情報提供や啓発の実施</li> <li>○県や市町村が実施する食品ロス削減に関する施策への積極的な関与</li> </ul>
<b>市町村</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○国の基本方針及び本計画を踏まえた、「市町村食品ロス削減推進計画」の策定</li> <li>○地域住民や地元企業・団体に対する食品ロス削減に関する普及啓発や各種施策の実施</li> <li>○地域住民や地元企業・団体の取組に対する積極的な支援</li> </ul>

### (4) 環境指標(数値目標)

環境指標項目	単位	基準値	現況値	目標値 (R12年度)
食品ロス量(家庭系)	t	—	—	見直し予定
食品ロス量(事業系)	t	—	7,978 [R6]	見直し予定

※ 基準値(R1年度)は調査を行っていないため不明。  
 食品ロス量(家庭系)の現況値(R7年度)は、令和8年3月に調査結果が判明する予定。  
 目標値(R12年度)は、令和8年度に見直し予定。

<sup>86)</sup> フードバンク：家庭で消費しきれず余っている食品、まだ安全に食べられるが、賞味期限が迫っている食品、包装に印字ミスがある等の理由で廃棄されてしまう食品等を個人や企業などから提供してもらい、こども食堂や福祉施設等へ無償で提供する団体のこと。

<sup>87)</sup> フードドライブ：各家庭で使い切れない未利用食品を持ち寄り、こども食堂や福祉施設等に寄贈する活動のこと。

## 2-4 環境にやさしい製品の利用促進



### (1) 現状と課題

#### 現 状

##### ○県産材の利用促進

- ・木材は、製造過程において地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、炭素を長期間にわたって貯蔵することから、地球温暖化の緩和に効果があります。また、木材は再利用・再生産可能な資源であり、循環型社会の形成を実現する環境にやさしい素材です。
- ・本県では、公共事業において積極的な木材利用に努めておりますが、公共建築物における木造率は令和5（2023）年度で19.1%となっています。
- ・県内では、団体、事業者、行政などが連携し、県産材への理解や消費拡大に向けた普及啓発などの取組により、令和6（2024）年次1年間の新築住宅着工に占める木造住宅の割合が約69.7%と全国（約57.1%）に比べ高くなっています。

##### ○環境への負荷の少ない製品の利用促進

- ・持続可能な社会を構築するため、製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービスを選ぶ「グリーン購入」の促進が重要となっています。
- ・県では、「宮崎県グリーン購入基本方針」に基づき、県自ら環境への負担の少ない製品やサービスの優先的な購入を推進しています。
- ・廃棄物などを資源として有効利用して作られた製品のうち、安全安心なものを知事が「みやざきリサイクル製品」として認定しています。認定された製品は展示会への出展やパンフレット等により県民や事業者に周知しています。

表8 環境にやさしい製品の利用促進に係る環境指標の現状

環境指標項目	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
公共建築物における木造率	%	24.7 [R1]	24.3 [R2]	15.9 [R3]	22.4 [R4]	19.1 [R5]
グリーン購入実施率（県庁）	%	93.5	91.4	91.7	88.3	91.3
みやざきリサイクル製品認定数	品目	111	117	128	131	130

## 課題

- 人口減少を迎え、新設住宅着工戸数の減少が見込まれる中で、これまで、あまり木材が使われてこなかった中高層や非住宅建築物への木材需要を拡大する必要があります。
- 団体、事業者、行政などが連携し、県産材への理解や消費拡大に向けた普及啓発などの取組により、県民生活のあらゆる場面での県産材の積極的な利用を促す必要があります。
- 本県では公共土木事業において積極的な木材利用に努めていますが、今後とも継続的な取組が求められており、木材の耐久性の検証、利用工法の検討・開発など、県産材の利用促進のための環境整備に取り組む必要があります。
- 県が率先してグリーン購入の推進や公共事業におけるみやざきリサイクル製品の利用を進めるとともに、県民や事業者に対し、環境にやさしい製品やサービスの購入を促進するための普及啓発を行う必要があります。

## (2) 施策の方向

### ①積極的な木材利用の推進

- 建築物の木造化・木質化の拡大に向け、木造建築物の設計スキル等を有する技術者の育成を推進します。
- 木材の良さや木材利用による環境保全効果に関する情報提供、消費拡大に向けたPR等の取組など、官民一体の県産材利用促進の普及啓発を推進します。
- 環境に優しく温もりのある木製品の開発や普及を推進します。
- 子どもから大人まで、多くの県民に木に触れ親しむ機会を提供し、木材の良さや森林・林業の大切さについてわかりやすく伝えることを目的に、県産材を活用した木育<sup>88)</sup>空間の整備や木製おもちゃの導入等による継続的な木育活動を推進します。

### ②県内の公共事業における木造化・木質化の推進

- 公共事業に関し、「県産材利用推進に関する基本方針」における明確な判断基準等に基づき木材利用を推進します。
- 県有施設の木造化や内装の木質化を図るとともに、市町村等が整備する公共施設等の木造・木質化を推進し、県産材の利用を促進します。
- 県の公共土木工事において木材利用を積極的に進めるとともに、その工法等について広く市町村や民間事業者等へ情報を発信し、官民あわせて土木分野における木材利用を推進します。

### ③グリーン購入の推進

- 「宮崎県グリーン購入基本方針」に基づき、県自ら環境への負担の少ない製品やサービスの優

<sup>88)</sup> 木育：子どもから大人までを対象に、木材や木製品とのふれあいを通じて木への親しみや木の文化への理解を深めて、木の良さや利用の意義を学んでもらうための教育活動。

先的な購入を推進します。

- 県民や事業者に対しグリーン購入に関する普及啓発を進め、環境負荷低減に資する製品・サービスの調達を促進します。

#### ④環境にやさしい製品の需要拡大に対する支援

- 知事が認定する「みやざきリサイクル製品」の対象品目に生活関連用品を追加するなど充実を図り、その利用拡大とともに県民に広く浸透するよう取り組みます。(再掲)
- 長期優良住宅などの高い省エネ性能を有する環境にやさしい建築物の普及に努めます。

### (3) 各主体に求められる役割

#### 県民・団体

- 住宅建築の際、地域の気候・風土・慣習などを考慮するとともに、環境への負荷を低減した木材を利用する環境配慮型住宅を選択するなど、木のある暮らしの実現
- 木材を利用した公共施設等の有効活用や、木材への関心の向上、木材の利用を通じた森林づくりの重要性の認識
- 地域の「木育」活動に積極的に参加し、森林や木の大切さを学ぶことによる、木のある暮らしの実現と健全な森林づくりへの協力
- より信頼できる製品の供給を求め、県内企業等の技術力向上への協力
- 廃木材・チップを用いたリサイクルやリサイクル製品の利用
- みやざきリサイクル製品やグリーン購入など環境にやさしい製品やサービスの利用

#### 事業者

- 【環境にやさしい製品を利用する企業】
  - みやざきリサイクル製品やグリーン購入など環境にやさしい製品やサービスの利用
- 【環境にやさしい製品を供給する企業】
  - 自ら排出する廃棄物の積極的な再資源化、リサイクル製品の開発、提供
- 【木材を利用する企業等】
  - 消費者の県産材利用を支援するため、県産材を利用した環境配慮型商品の開発・製品カタログの作成・品揃えなど消費者の利便性の向上
  - 「合法伐採木材等の流通及び利用に関する法律（クリーンウッド法）」に基づく、合法伐採木材の利用
  - 公共施設等の建設における木材利用に関する技術等の習得、必要に応じた積極的な利用の提案
- 【木材を供給する企業等】
  - 廃木材・チップを利用した取組事例発表会の開催、消費者に対するリサイクルやリサイクル製品のPR活動

○木材の強度的性質や耐久性能等の向上に向けた技術向上、その成果等を着実に地域産業へと結びつけることによる木材製品の規格・品質の向上

#### 市町村

- 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市（まち）の木造化推進法）」に基づく各市町村の方針による県産材の積極的な利用
- 県産材を一般消費者に普及させるための供給体制の整備、一般消費者に対するグリーン購入法（合法性、持続可能性の証明）に関する普及啓発、消費者への木材利用に対する理解の向上
- グリーン購入調達方針に基づく、公共事業の資材として木材の優先的利用
- 名札、テーブル、椅子、案内板の設置等、庁用物品等の調達における環境配慮型製品の利用
- 間伐材パルプを含んだ紙製品の導入
- 廃木材・チップを用いたリサイクルやリサイクル製品の積極的な情報発信
- 庁内や公共事業におけるみやざきリサイクル製品やグリーン購入など環境にやさしい製品やサービスの利用、消費者への普及・啓発

#### （４）環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	基準値	現況値	目標値 (R12年度)
公共建築物における木造率	%	24.7 [R1]	19.1 [R5]	35.0
グリーン購入実施率（県庁）	%	92.4 [R1]	91.3 [R6]	100
みやざきリサイクル製品認定数	品目	101 [R1]	130 [R6]	200

## 第3節 地球環境、大気・水環境等の保全

### 3-1 地球環境、大気環境の保全



#### (1) 現状と課題

##### 現 状

##### ○大気汚染の状況

- ・本県では、環境基準が定められている物質のうち、二酸化硫黄<sup>89)</sup>、二酸化窒素<sup>90)</sup>、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質<sup>91)</sup>、微小粒子状物質 (PM2.5)<sup>92)</sup> 及び一酸化炭素<sup>93)</sup> の6項目について、24時間、通年の常時監視を行っています。
- ・監視測定体制としては、一般環境測定局16局、自動車排出ガス測定局5局、発生源監視局5局を設置し、これらの測定結果は、テレメータシステム<sup>94)</sup>により常時監視を行っています。
- ・一般環境大気測定局等における常時監視の結果、本県の大気環境はおおむね良好な状況が続いています。
- ・一方、光化学オキシダントについては、大陸からの影響を受けていると考えられ、近年、春季に注意報発令基準に近い濃度が観測されており、令和元(2019)年5月には本県で初めて注意報を発令しました。
- ・大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、揮発性有機化合物<sup>95)</sup> 排出施設及び水銀排出施設等に対する立入検査等の監視・指導を行っています。

<sup>89)</sup> 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)：硫黄分の燃焼により生じる無色の刺激性の気体で、金属腐食性と還元性が強く、火山ガスの一種でもある。急性毒性症状は塩素や臭素等と同じであるが、慢性毒性は繰り返し曝露による歯牙酸食、気管支炎、ぜんそく、胃腸障害、結膜炎、味覚・臭覚障害、全身疲労、さらに高じると酸欠症による症状が現れる。

<sup>90)</sup> 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)：燃焼や硝酸の製造などから発生する窒素酸化物の一つで、代表的な大気汚染物質である。ボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源がある。

<sup>91)</sup> 浮遊粒子状物質 (SPM)：大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が10μm以下のもので、大気中に長期間滞留し、肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。工場・事業場やディーゼル自動車等から排出される人為的なもののほか、土壌粒子、海塩粒子などの自然界に存在するものがある。

<sup>92)</sup> 微小粒子状物質 (PM2.5)：大気中に浮遊している2.5μm以下の小さな粒子のことで、浮遊粒子状物質よりも小さな粒子のこと。PM2.5は非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、その組成にかかわらず呼吸器系への影響のほか、循環器系への影響があるといわれている。

<sup>93)</sup> 一酸化炭素 (CO)：炭素又は炭素化合物の不完全燃焼によって発生する。都市における最大の発生源は、自動車の排出ガスである。一酸化炭素は、血中ヘモグロビンと結合して、血液の酸素輸送を阻害する。

<sup>94)</sup> テレメータシステム：環境濃度等の自動測定機で測定したデータを、無線や専用電話回線を利用して監視室に送信し、得られたデータを集中管理するシステムのこと。

<sup>95)</sup> 揮発性有機化合物：常温常圧で空气中に容易に揮発する有機化合物で、主に人工合成されたものを指し、英語表記の頭文字をとってVOCと略されている。土壌・地下水の汚染や、大気中のオキシダントや浮遊粒子状物質の発生に影響しているといわれている。平成16(2004)年に「大気汚染防止法」が改正され、VOCの排出が規制されるようになった。

○有害大気汚染物質等の状況

- ・人の健康に有害な影響をもたらすおそれのある有害大気汚染物質のうち、環境基準が定められているベンゼン<sup>96)</sup>、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン<sup>97)</sup>及びジクロロメタン<sup>98)</sup>については、毎月1回の常時監視を行っており、令和6（2024）年度は全ての測定地点で環境基準を達成しています。
- ・有害大気汚染物質等の監視、排出事業者に対する立入検査による指導を行っています。

○騒音・振動・悪臭の状況

- ・令和6（2024）年度の騒音苦情件数は109件で、発生源が明らかな苦情の中では建設業に起因するものが29.4%と最も多くなっています。
- ・令和6（2024）年度の振動苦情件数は10件で、発生源が明らかな苦情の中では建設業が30.0%と最も多くなっています。
- ・令和6（2024）年度の悪臭苦情件数は110件で、発生源が明らかな苦情の中では牧畜養豚養鶏業に起因するものが18.2%と最も多くなっています。
- ・これらの公害苦情に対しては、市町村と連携して対応しています。

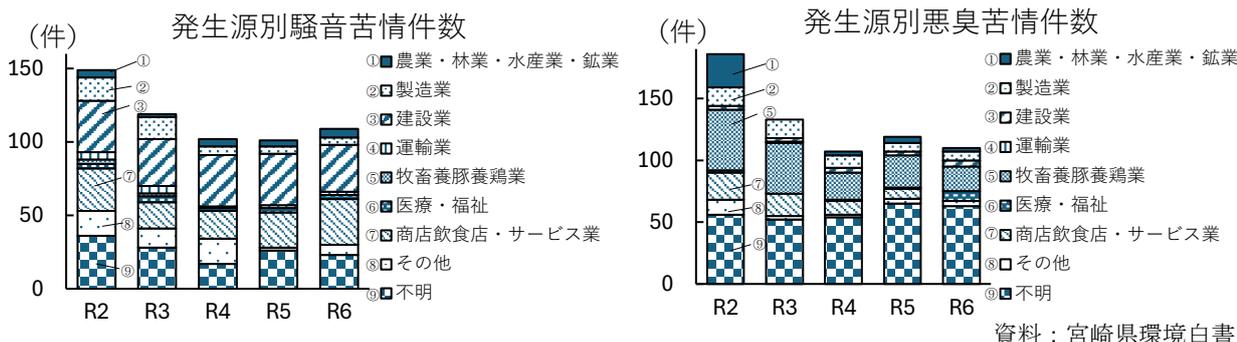


図 31 発生源別苦情件数（騒音・悪臭）

○オゾン層<sup>99)</sup> 保護

- ・フロン類によるオゾン層の破壊及び地球温暖化を防止するため、第一種フロン類充填回収業者等に対して指導や立入検査を実施し、フロン類の管理の適正化を図っています。

<sup>96)</sup> ベンゼン：広範囲の化学工業製品の合成原料や抽出剤として用いられる、特有の芳香を持つ揮発性有機化合物で、ガソリンに微量含まれる。労働環境における高濃度曝露において発ガン性（白血病等）が認められており、また、中枢神経作用や皮膚・粘膜刺激、骨髄毒性等も報告されている。

<sup>97)</sup> トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン：主に、金属・機械部品などの脱脂洗浄剤や、ドライクリーニング用の洗浄剤として使われていた揮発性有機塩素化合物のこと。労働環境における高濃度曝露による神経系への影響が認められるほか、発ガン性や肝臓・腎臓障害等も報告されている。

<sup>98)</sup> ジクロロメタン：洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤などとして多岐にわたり用いられる無色揮発性のエタノール様臭を持つ物質のこと。別名、塩化メチレンともいう。労働環境等における高濃度曝露による神経系への影響が明らかとなっており、また、非常な高濃度吸引がある場合には精巣毒性を発揮する可能性がある。

<sup>99)</sup> オゾン層：地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約 10～50km 上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。

○酸性雨に関する取組

- ・酸性雨モニタリング調査として、平成3（1991）年度から酸性雨の実態調査を実施しており、令和6（2024）年度の結果は、令和5（2023）年度の全国の平均値と同じレベルでした。

○その他生活環境に関する取組

- ・本県では光害を防止するため、投光器を特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用してはならないと条例で規定しています。

表9 地球環境、大気環境の保全に係る環境指標の現状

環境指標項目	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
大気環境基準達成率						
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	%	100	88.2	94.1	88.2	91.2
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	%	100	100	100	100	100
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	%	0	0	0	0	0
浮遊粒子状物質 (SPM)	%	100	100	100	100	100
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	%	96.7	100	100	100	100
一酸化炭素 (CO)	%	100	100	100	100	100
有害大気汚染物質の環境基準達成率						
ベンゼン	%	100	100	100	100	100
トリクロロエチレン	%	100	100	100	100	100
テトラクロロエチレン	%	100	100	100	100	100
ジクロロメタン	%	100	100	100	100	100
自動車騒音の環境基準達成率 面的評価 <sup>100)</sup>	%	96.6	97.9	99.7	96.4	99.8
航空機騒音の環境基準達成率	%	80.0	60.0	80.0	40.0	60.0

**課 題**

- 大陸からの影響が懸念される光化学オキシダントや微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) を引き続き常時監視するとともに、光化学オキシダント等の原因物質である揮発性有機化合物等の排出事業者に対して立入検査等の監視・指導を行う必要があります。
- 建築物等の解体等工事におけるアスベスト<sup>101)</sup> の飛散を防止するため、特定粉じん排出等作業に対して立入検査等による監視・指導を行う必要があります。

<sup>100)</sup> 面的評価：道路に面する地域における騒音の評価方法のことで、住居ごとに騒音予測を行い、沿道における環境基準を達成した住居等の戸数とその割合により、環境基準の達成状況を評価すること。

<sup>101)</sup> アスベスト：石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物で、軟らかく、耐熱・対磨耗性に優れているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されてきたが、肺がんや中皮腫の原因になる発ガン物質であることが判明している。現在、「大気汚染防止法」により吹付けアスベスト等が使用された建築物の解体工事等に対してアスベストの飛散防止対策を義務づけるとともに、「労働安全衛生法」により石綿含有製品の製造、使用等が原則禁止されている。

- 人の健康に有害な影響をもたらすおそれのあるベンゼン等の有害大気汚染物質の監視を引き続き行っていく必要があります。
- 騒音・振動・悪臭は日常生活に最も関係が深い公害であり、県民の健康的で快適な日常生活を維持するため、引き続き市町村と連携して対応していく必要があります。
- 引き続きオゾン層の破壊物質である特定フロン及び温室効果のある代替フロンの回収を進める必要があります。

## **(2) 施策の方向**

### **①大気汚染防止対策の推進**

- 大気汚染の監視体制を維持し、常時監視を行います。
- 光化学オキシダントや微小粒子状物質 (PM2.5) などについては、高濃度時に注意報等を発令し、県民に注意を呼びかけます。
- テレメータシステムにより大気汚染の状況をホームページで情報提供します。
- 大気汚染物質の排出源となるばい煙発生施設、一般粉じん発生施設及び水銀排出施設に対して立入検査等による監視・指導を行います。
- 光化学オキシダントや微小粒子状物質 (PM2.5) の原因物質である揮発性有機化合物を排出する施設に対して立入検査等による監視・指導を行います。
- 建築物等の解体等工事におけるアスベストの飛散を防止するため、特定粉じん排出等作業に対して立入検査等による監視・指導を行います。
- 路線バスなどの公共交通機関の利用やエコドライブ等の実践、低公害車<sup>102)</sup>の導入等の啓発を通じて、自動車交通による大気汚染の防止に努めます。

### **②有害大気汚染物質等の対策の推進**

- 人の健康に有害な影響をもたらすおそれのあるベンゼン等の有害大気汚染物質を監視するとともに、排出事業者に対して立入検査による指導を行います。

### **③騒音・振動・悪臭対策の推進**

- 自動車交通騒音及び航空機騒音の継続的な監視を行います。
- 騒音の環境基準の地域類型指定や土地利用状況の変化等に応じた騒音等の規制区域等の見直しを行います。

### **④地球環境の保全**

- 業務用のエアコン及び冷蔵・冷凍機器からのフロン類の排出を抑制するため、管理者や第一種

<sup>102)</sup> 低公害車：従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物、粒子状物質、二酸化炭素などといった大気汚染物質や温室効果ガスの排出が少ない、又は全く排出しない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車などがある。

フロン類充填回収業者等に対して指導や立入検査を実施し、フロン類の管理の適正化を図ります。

- 使用済自動車からのフロン類の排出を抑制するため、事業者に対して必要な指導や助言を実施し、フロン類を適正に回収します。(再掲)
- グリーン購入の取組などを通じてノンフロン製品の普及を推進します。

### (3) 各主体に求められる役割

<p><b>県民・団体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共交通機関の利用促進や低公害車の購入、アイドリングストップなどエコドライブの実践による自動車からの排出ガスの抑制</li> <li>○日常生活における騒音・振動・悪臭の発生防止</li> <li>○フロン類を含まない機器・製品の使用</li> <li>○家電リサイクル法等に基づく使用済のエアコン、冷蔵・冷凍機器、自動車等の適正処理</li> </ul>
<p><b>事業者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ばい煙等の大気汚染物質の削減や、工場・事業場からの騒音・振動・悪臭防止のための管理の徹底</li> <li>○低公害車の導入やアイドリングストップなどエコドライブの実践による、自動車からの排出ガスの抑制</li> <li>○建築物等の解体等工事におけるアスベストの飛散防止</li> <li>○業務用のエアコン及び冷蔵・冷凍機器のフロン類の漏えい防止のための適正管理</li> <li>○フロン類を使用しない機器・製品の使用</li> <li>○廃棄等を行おうとするエアコン、冷蔵・冷凍機器、使用済自動車等のフロン排出抑制法等に基づく適正処理</li> </ul>
<p><b>市町村</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○光化学オキシダントや微小粒子状物質 (PM2.5) などの注意報発令等の緊急時における住民、学校等への注意喚起</li> <li>○公共事業の実施に伴う大気汚染や騒音・振動・悪臭対策</li> <li>○低公害車の導入やアイドリングストップなどエコドライブの実践による、自動車からの排出ガスの抑制</li> <li>○低騒音舗装や沿道における緩衝緑地、緩衝工作物など騒音防止設備の整備</li> <li>○騒音・振動・悪臭の発生源となる工場等に対する指導等の実施</li> <li>○オゾン層保護に関する普及啓発</li> <li>○業務用のエアコン及び冷蔵・冷凍機器のフロン類の漏えい防止のための適正管理</li> <li>○フロン類を使用しない機器・製品の率先使用</li> <li>○フロン排出抑制法等に基づく廃棄等を行おうとするエアコン、冷蔵・冷凍機器、使用済自動車等の適正処理</li> </ul>

#### (4) 環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	基準値	現況値	目標値 (R12 年度)
大気環境基準達成率				
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	%	88.2 [R1]	91.2 [R6]	100
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	%	100 [R1]	100 [R6]	100
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	%	0 [R1]	0 [R6]	100
浮遊粒子状物質 (SPM)	%	100 [R1]	100 [R6]	100
微小粒子状物質 (PM2.5)	%	100 [R1]	100 [R6]	100
一酸化炭素 (CO)	%	100 [R1]	100 [R6]	100
有害大気汚染物質の環境基準達成率				
ベンゼン	%	100 [R1]	100 [R6]	100
トリクロロエチレン	%	100 [R1]	100 [R6]	100
テトラクロロエチレン	%	100 [R1]	100 [R6]	100
ジクロロメタン	%	100 [R1]	100 [R6]	100
自動車騒音の環境基準達成率 面的評価	%	95.9 [R1]	99.8 [R6]	100
航空機騒音の環境基準達成率	%	20.0 [R1]	60.0 [R6]	100

## 3-2 水環境の保全



### (1) 現状と課題

#### 現 状

##### ○水質の状況

- ・河川、海域などの公共用水域の水質の状況を確認するため、常時監視を行っており、本県の水質は、おおむね良好な状況にあります。
- ・令和6（2024）年度における河川、海域等の公共用水域の環境基準の達成状況について、生活環境項目（河川：BOD（生物化学的酸素要求量）<sup>103)</sup>、海域：COD（化学的酸素要求量）<sup>104)</sup>）は、環境基準類型のあてはめられた89水域（河川79、海域10）のうち1水域で環境基準を未達成でしたが、ほかの水域では達成していました。また、カドミウム等の健康項目については、令和6（2024）年度に86地点で測定を実施し、2地点で砒素が環境基準を未達成でした。
- ・地下水については、令和6（2024）年度に調査した井戸では新たな汚染はありませんでしたが、過去に汚染が判明している一部の井戸で砒素、揮発性有機化合物、硝酸性窒素<sup>105)</sup>及び亜硝酸性窒素並びにふっ素が環境基準を未達成でした。
- ・PFAS<sup>106)</sup>（有機フッ素化合物）のうち、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）<sup>107)</sup>が、令和5（2023）年度以降、地下水で指針値<sup>108)</sup>を超える事例が

<sup>103)</sup> BOD (Biochemical Oxygen Demand) (生物化学的酸素要求量)：水中の有機物などは、溶存酸素を消費することなどにより、水中生物の成育を阻害する。このような有機物などによる水質汚濁の指標として、現在、BOD及びCODが採用されている。これらの有機汚濁指標は、いずれもmg/Lで表され、数値が高いほど汚濁が著しいことを示す。BODは、水中の汚濁物質（有機物）が微生物によって酸化分解されるときに必要なとされる酸素量をもって表し、環境基準では河川の汚濁指標として採用されている。

<sup>104)</sup> COD (Chemical Oxygen Demand) (化学的酸素要求量)：水中の汚濁物質（主として有機物）を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をもって表し、環境基準では、海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

<sup>105)</sup> 硝酸性窒素：あらゆる場所の土壌、水、野菜を含む植物中に広く存在しており、水中の硝酸性窒素の由来は肥料の使用、家畜排泄物、腐敗した動植物、生活排水、下水汚泥の陸上処分、工場排水などである。硝酸性窒素による地下水汚染は、乳幼児の酸素欠乏症（メトヘモグロビン血症）を引き起こす原因とされている。

<sup>106)</sup> PFAS：有機フッ素化合物のうち、高度にフッ素化されたペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称で、1万種類以上の物質があるとされている。撥水・撥油性、熱・化学的安定性等の物性を持つことから、撥水・撥油剤、界面活性剤、半導体用反射防止剤等に使用されてきた。中でも、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）、PFHxS（ペルフルオロヘキサンスルホン酸）は幅広い用途に使用されてきた。一方で、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があり、環境や人の健康に影響を及ぼす可能性が指摘されている。

<sup>107)</sup> PFOS・PFOA：有機フッ素化合物（PFAS）の一種で、PFOSは半導体用反射防止剤・レジスト、金属メッキ処理剤、泡消火剤などに、PFOAはフッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤などに主に使われていたが、現在は製造や輸入が禁止されている。PFOS・PFOAは健康への影響が懸念されており、飲用水に係る水質管理目標設定項目の暫定目標値及び水質汚濁に係る要監視項目の指針値として、PFOS・PFOAの合算値としていずれも50ng/Lが設定されている。

<sup>108)</sup> 指針値：要監視項目（人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとして定められた項目のことで、公共用水域では27項目、地下水では25項目が設定されている。）において、長期間に摂取した場合の健康への影響を考慮して算出された数値。

確認されています。

- ・公共用水域の水質保全のため、工場及び事業場（畜産業を営む事業場を含む。）への定期的な立入検査等により排出水の監視や事業者に対する指導等を行っています。

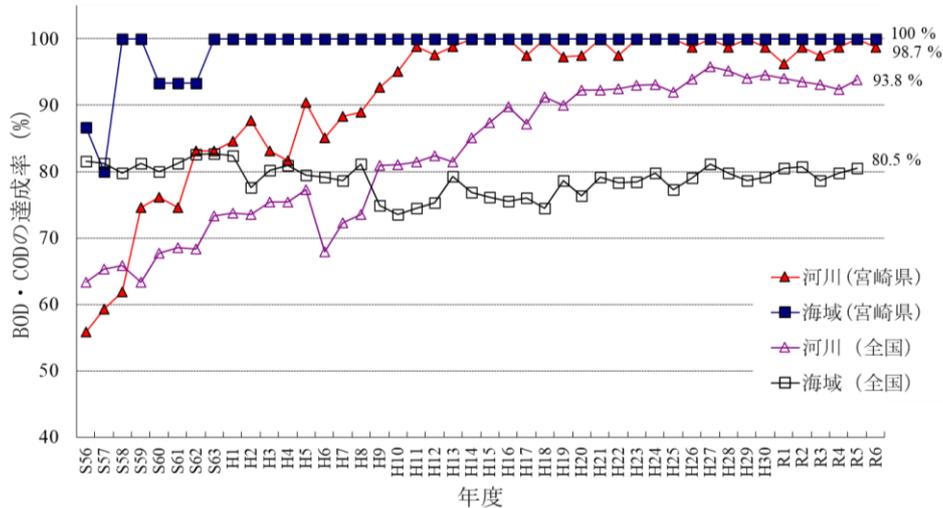


図 32 本県及び全国の水質汚濁（公共用水域水質）に係る環境基準達成率の推移

#### ○生活排水対策

- ・河川等の公共用水域における水質汚濁の主な要因の一つは、家庭の台所や浴室等からの未処理のまま排出される生活雑排水であることから、市町村と連携して公共下水道<sup>109)</sup>、浄化槽等の生活排水処理施設の整備を計画的に進めています。

#### ○県民による河川浄化等の取組

- ・県民に身近な川への理解を深め、河川浄化保全活動に取り組めるよう、わかりやすく実感しやすい本県独自の水辺環境指標を活用した河川環境の評価を行っています。

#### ○都城盆地硝酸性窒素削減対策

- ・都城盆地の良質な地下水を保全するため、継続的な地下水のモニタリングを実施するとともに、家畜排せつ物対策や施肥対策などの硝酸性窒素削減対策に、関係機関が一体となって計画的に取り組んでいます。

<sup>109)</sup> 公共下水道：主に市街地において生活排水等の汚水を処理するための、市町村などの自治体が管理する下水道を指し、終末処理場で処理又は流域下水道に接続するもので、かつ汚水を排除する排水施設のほとんどが地下に埋設されたもの。

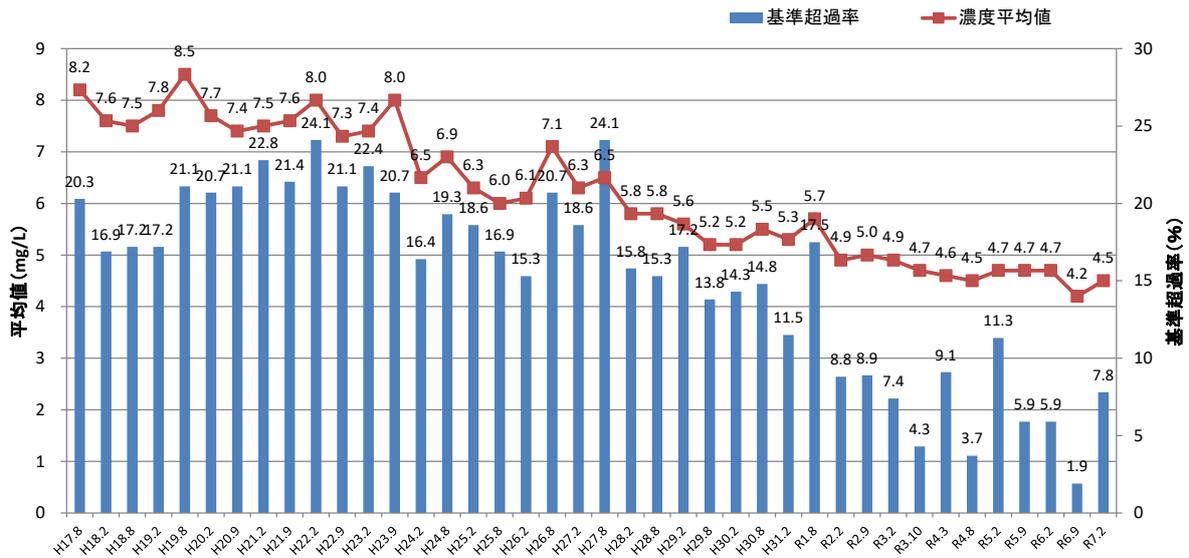


図 33 都城盆地地下水の硝酸性窒素濃度の基準超過測定割合及び平均濃度値の経年変化

○一ツ瀬川及び小丸川の濁水軽減等対策

- ・一ツ瀬川及び小丸川の濁水の長期化を軽減するため、関係機関が一体となって、計画的に対策に取り組んでいます。

○土壌汚染対策

- ・令和 6（2024）年度末現在、県内で土壌汚染対策法に基づく特定有害物質に汚染されている地域として指定された地域は 23 か所あります。

○水系別の総合的な水環境保全対策

- ・公共用水域水質の環境基準が未達成の水域が確認された場合には、汚濁原因等についての調査を行い、その詳細な把握を行っています。
- ・大淀川上流域においては、国や関係機関と一体となって、河川浄化のための対策に計画的に取り組んでいます。

表 10 水環境の保全に係る環境指標の現状

環境指標項目	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
水質環境基準達成率						
生物化学的酸素要求量 (BOD)	%	98.7	97.5	98.7	100	98.7
化学的酸素要求量 (COD)	%	100	100	100	100	100
地下水における環境基準達成率	%	86.4	89.7	91.2	90.0	88.2
生活排水処理率						
公共下水道	%	55.1	55.7	56.3	56.7	57.3
合併処理浄化槽	%	23.9	24.2	24.8	25.1	25.6
農(漁)業集落排水施設	%	3.7	3.7	3.7	3.7	3.6
浄化槽法定検査受検率						
7 条検査 (設置後の検査)	%	100	100	100	100	100
11 条検査 (年に 1 回の定期検査)	%	56.4	57.1	57.4	59.3	59.4

**課 題**

- 県内の公共用水域水質は、全体としておおむね良好であるものの、一部で環境基準が未達成となっており、地下水質に係る環境基準が未達成の地点や PFOS・PFOA が指針値を超過した地点も含め、引き続き監視していく必要があります。
- 工場及び事業場からの排水水について、今後とも継続して計画的に監視・指導を行う必要があります。
- 本県の生活排水処理率は年々向上しているものの、全国平均を下回っていることから公共下水道、浄化槽等の生活排水処理施設を一層整備していく必要があります。また、浄化槽については、河川等の水質悪化の原因とならないよう、維持管理を適切に行うとともに、生活排水全体を処理できる合併処理浄化槽への転換を図る必要があります。
- 県民一人ひとりが自主的・積極的な河川浄化・保全活動に取り組むよう身近な川への理解を一層深める必要があります。
- 都城盆地の地下水について、硝酸性窒素を削減するには長期間を要することから、引き続き関係機関が一体となって対策を講ずる必要があります。
- 一ツ瀬川及び小丸川の濁水の長期化を軽減するため、引き続き関係機関が一体となって計画的に取り組む必要があります。
- 土壤汚染対策法において義務づけられている一定規模以上の土地の形質の変更に係る届出等について、事業者等への周知及び徹底を図る必要があります。

## **(2) 施策の方向**

### **①水質汚濁防止対策の推進**

- 良好な水質を保全するため、河川や海域等の公共用水域や地下水の水質測定を実施します。また、測定項目や測定地点を適宜見直すなど、監視体制の充実を図ります。
- 河川や海域等の公共用水域における水質汚濁、利水の状況及び水生生物の生息状況の適応性に応じて、水域ごとに適用される類型指定の見直しを行うなど、適切かつより良好な水質環境の保全に努めます。
- 水質汚濁物質の排出源となる工場や事業場に対して、立入検査による指導を行います。
- 水質の監視結果をホームページに掲載するなど、水環境に関する情報提供を行います。

### **②生活排水対策の推進**

- 「第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画」及び「宮崎県汚水処理事業に係る広域化・共同化計画」に基づき、市町村との連携による地域の特性に応じた公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備や統廃合、及び適切な維持管理など総合的・計画的な生活排水対策を推進します。
- 浄化槽の整備については、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進します。
- 市町村が設置主体となって合併処理浄化槽を計画的に整備し、維持管理を行う公共浄化槽等整備推進事業の導入を促進します。
- 浄化槽設置者講習会等の開催や法定検査未受検者に対する受検啓発、「浄化槽適正管理推進月間」を中心とした関係機関の連携による適正管理啓発活動等の取組により、浄化槽の適正な維持管理を推進します。
- 家庭でできる生活排水対策の実践を促進するため、啓発イベントの実施や県民への情報提供等による県民意識の向上を図ります。

### **③河川浄化等の県民活動の推進**

- 宮崎県独自の水辺環境指標を使った河川環境の評価により、県民が身近な川への理解を深めることで、さらに美しい川づくりの取組を推進します。
- 「大淀川サミット」などの流域単位の取組やNPO、ボランティア団体等の河川浄化活動の支援、県民に対する河川浄化等の意識啓発に努めます。

### **④都城盆地硝酸性窒素削減対策の推進**

- 家畜排せつ物の適正処理、農地における適正施肥、生活排水対策など、総合的な硝酸性窒素削減対策を推進します。

### ⑤一ツ瀬川及び小丸川の濁水軽減等対策の推進

- 適切な間伐や山腹崩壊地の復旧の実施など、健全な森林の整備・保全に努めるとともに、一ツ瀬川及び小丸川流域における「環境保全の森林（もり）整備事業」に取り組むなど、濁水の長期化の抑止に努めます。
- 電気事業者に対して、濁水を早期排除するダム貯水池の運用や新たな放流設備の設置・運用など、より効果的な濁水軽減対策に関する指導・助言を行います。

### ⑥土壌汚染対策の推進

- 土壌汚染対策法に基づき、一定規模以上の土地の形質の変更届出、土壌汚染状況調査の実施、汚染の除去等の措置及び汚染土壌の適正処理等の適切な実施を指導し、土壌汚染による健康被害の防止に努めます。

### ⑦水系別の総合的な水環境保全のための連携

- 公共用水域の水質の環境基準が未達成の水域が確認された場合には、水質汚濁の原因等について詳細な調査を実施し、その結果を踏まえ、原因者に対する指導を強化するなど、効果的な対策を実施します。
- 国が進める「清流ルネッサンスⅡ」と連携して、関係機関が一体となって大淀川上流域の河川浄化対策を一層推進します。

## （３）各主体に求められる役割

### 県民・団体

- 生活排水による水質汚濁の現状を理解し、公共下水道や農業・漁業集落排水施設への接続、合併処理浄化槽の設置とその適正管理を行うなど、家庭から出る生活排水の浄化
- 身近な河川の浄化活動や森林保全活動など、良好な河川・森林環境づくりへの積極的な参加

### 事業者

- 工場・事業場における排水処理設備の整備や適正管理など、事業活動に伴い発生する汚水等の浄化
- 節水や雨水の利用などによる水資源の有効活用
- 身近な河川の浄化活動や森林保全活動など、良好な河川・森林環境づくりへの積極的な参加
- 農業における農薬の適正な使用のほか、適正な施肥や家畜排せつ物の適正処理などによる硝酸性窒素の削減
- 適正な森林施業やダム貯水池運用などによる濁水長期化の軽減

市町村

- 公共事業の実施に伴う水質汚濁や土壌汚染の対策
- 関係機関・団体と連携した河川、海域、地下水等の水質保全
- 公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備や住民などに対する生活排水対策に関する普及啓発
- 農薬や化学肥料の使用低減を図る環境にやさしい農業の推進
- 住民と実施する水辺環境調査などによる、美しい川づくりの推進

(4) 環境指標 (数値目標)

環境指標項目	単位	基準値	現況値	目標値 (R12年度)
水質環境基準達成率				
生物化学的酸素要求量 (BOD)	%	96.2 [R1]	98.7 [R6]	100
化学的酸素要求量 (COD)	%	100 [R1]	100 [R6]	100
地下水における環境基準達成率	%	87.9 [R1]	88.2 [R6]	100
生活排水処理率				
公共下水道	%	54.7 [R1]	57.3 [R6]	62.2
合併処理浄化槽	%	23.6 [R1]	25.6 [R6]	26.4
農(漁)業集落排水施設	%	3.7 [R1]	3.6 [R6]	3.2
浄化槽法定検査受検率				
7条検査(設置後の検査)	%	100 [R1]	100 [R6]	100
11条検査(年に1回の定期検査)	%	55.6 [R1]	59.4 [R6]	75.0

### 3-3 化学物質対策



#### (1) 現状と課題

##### 現 状

##### ○ダイオキシン類対策

- ・ダイオキシン類の環境中の実態把握を行うため、大気、水質、地下水、底質、土壌等について調査を行っており、令和6（2024）年度における結果では、全ての測定地点において環境基準を達成しています。
- ・ダイオキシン類の発生源対策として、工場・事業場における排出基準の遵守徹底を図るため、届出の審査及び立入検査により指導を行っています。

表 11 環境中ダイオキシン類濃度実態調査結果（令和6（2024）年度）

環境媒体		調査地点数	平均	最小値	最大値	単位
大気	宮崎県	3	0.0088	0.0056	0.015	pq-TEQ/m <sup>3</sup>
	全国	521	0.013	0.0025	0.13	
公共用水域水質	宮崎県	16	0.059	0.026	0.12	pq-TEQ/m <sup>3</sup>
	全国	1304	0.18	0.0081	2.9	
公共用水域底質	宮崎県	14	0.79	0.084	3.0	pq-TEQ/m <sup>3</sup>
	全国	1078	5.6	0.0092	410	

資料：令和6（2024）年度ダイオキシン類調査結果 宮崎県  
令和5（2023）年度ダイオキシン類に係る環境調査結果 環境省

##### ○その他の化学物質対策

- ・事業者の監視・指導體制の強化を推進していくため、PRTR<sup>110)</sup> 制度において、特定化学物質の排出状況の把握、事業者の化学物質対策についての監視・指導を行っています。

##### ○化学物質に関するリスクコミュニケーション<sup>111)</sup> の推進

- ・県民の化学物質への関心は高く、化学物質の製造・使用・廃棄等の実態と環境や人への影響な

<sup>110)</sup> PRTR (Pollutant Release and Transfer Register)：化学物質排出移動量届出制度。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に報告を行い、国は、事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表する仕組み。

<sup>111)</sup> リスクコミュニケーション：化学物質などの環境リスクなどに関する情報を住民、事業者、行政などの関係者間で共有し、意見交換を通じて意思疎通と相互理解を図ること。

どの情報把握、環境リスク<sup>112)</sup>の低減に向けた情報交換（リスクコミュニケーション）の推進に努めています。

表 12 化学物質対策に係る環境指標の現状

環境指標項目	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
ダイオキシン類に係る環境基準の達成率						
大気	%	100	100	100	100	100
公共用水域水質	%	100	100	100	100	100
公共用水域底質	%	100	100	100	100	100
地下水	%	100	100	100	100	100
土壌	%	100	100	100	100	100

### 課題

- 本県の良好な環境の状況を維持するため、ダイオキシン類については、特定施設等に対する監視や施設の適切な維持管理の指導等による排出防止対策を引き続き行うとともに、環境調査を継続する必要があります。
- その他の化学物質については、PRTR 制度に基づき、排出等の状況を把握し、事業者の化学物質対策について監視・指導を行う必要があります。
- 化学物質の製造・使用・廃棄等の実態や人の健康又は生活環境への影響等の情報を県民へ提供するため、引き続き事業者から積極的な情報提供や、県民・行政・事業者が一体となった化学物質に関する情報交換（リスクコミュニケーション）に努める必要があります。

## （２）施策の方向

### ①化学物質の環境調査の継続的实施

- ダイオキシン類等について継続して環境調査を行うなど、化学物質の継続的な実態把握に努めます。

### ②事業者の監視・指導體制の強化

- ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境中のダイオキシン類濃度の監視を行うとともに、工場・事業場における排出基準の遵守徹底を図るため、届出の審査及び立入検査により指導を行います。
- 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）」に基づき、特定化学物質の排出等の状況を把握し、事業者の化学物質対策について監視・指導を行います。

<sup>112)</sup> 環境リスク：人間の活動による環境への負荷によって、環境への影響や支障が引き起こされ、人の健康や生態系に影響が生じる可能性のこと。人の健康や生態系への影響を未然に防ぐには、影響の生じる可能性（環境リスク）を管理し、可能性が限りなく小さい状態を維持することが求められる。

### ③化学物質に関する情報の把握と情報交換（リスクコミュニケーション）の推進

○化学物質の製造・使用・廃棄等の実態や人の健康又は生活環境への影響などの情報を把握するとともに、環境リスクの低減に向けて、化学物質の正しい理解に基づいた適切な対策が図られるような情報交換（リスクコミュニケーション）を推進します。

#### （３）各主体に求められる役割

<b>県民・団体</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物の適正処理によるダイオキシン類等の発生抑制</li> <li>○化学物質に関する説明会や意見交換会への参加など、化学物質の性質や人の健康や環境に及ぼす影響等に関する正しい理解の習得</li> </ul>
<b>事業者</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○化学物質の適正な処理や排出防止対策の実践など、化学物質の適正管理</li> <li>○廃棄物処理施設等の適切な維持管理など、ダイオキシン類等の発生抑制</li> <li>○事業活動で使用する化学物質の情報公開や、地域住民・行政など地域が一体となった化学物質に関する情報交換（リスクコミュニケーション）の推進</li> </ul>
<b>市町村</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物処理施設等の適切な維持管理など、ダイオキシン類等の発生抑制</li> <li>○事業者への説明会や意見交換会の開催を要請するなど、住民、団体、事業者、行政等が連携した化学物質に関する情報交換（リスクコミュニケーション）の推進</li> </ul>

#### （４）環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	基準値	現況値	目標値 (R12年度)
ダイオキシン類に係る環境基準の達成率				
大気	%	100 [R1]	100 [R6]	100
公共用水域水質	%	100 [R1]	100 [R6]	100
公共用水域底質	%	100 [R1]	100 [R6]	100
地下水	%	100 [R1]	100 [R6]	100
土壌	%	100 [R1]	100 [R6]	100

### 3-4 環境負荷の低減等



#### (1) 現状と課題

##### 現 状

###### ○環境影響評価

- ・本県では、平成 12 (2000) 年に制定した「宮崎県環境影響評価条例」により、「環境影響評価法」の対象外となる事業についても別途基準を定め、幅広く評価の対象としています。



環境影響評価手続を経て開始された風力発電事業（串間市）

###### ○公害健康被害対策

- ・本県では、高千穂町土呂久地区にかつてあった鉱山の操業に起因した公害健康被害の対策として、毎年、健康観察検診等を行っています。

##### 課 題

- 環境影響評価制度の周知に引き続き努めるとともに、近年、導入が進む再生可能エネルギーの大規模開発事業についても、自然環境に配慮した形での事業実施を促進していく必要があります。
- 土呂久公害の公害健康被害対策としての検診対象者が高齢化していることから、より負担が少なく効率的な検診を実施していく必要があります。

#### (2) 施策の方向

##### ①環境影響評価

- 環境を取り巻く動向に配慮しながら環境影響評価制度を適切に運用し、開発事業による環境への影響の回避・低減を図ります。
- 本県が実施する公共事業（土木工事、建築工事）については、「環境影響評価法」や「宮崎県環境影響評価条例」の対象外の事案についても、以下のような「環境配慮事項」に基づき、環境への影響ができる限り回避・低減されるよう、適切な対策を実施します。

■環境配慮事項の対象となる公共事業

区分	内容
土木工事	道路整備事業、港湾・漁港整備事業、土地区画整理事業、工業団地造成事業、住宅団地整備事業、河川・ダム整備事業、砂防工事事業、ほ場整備事業、公園整備事業
建築工事	公共建築物・施設整備事業、水道施設整備事業、下水処理施設整備事業、廃棄物処理施設整備事業

■環境配慮項目とその内容

環境配慮項目	内容
大気汚染	大気汚染防止・大気浄化への配慮
水質汚濁	水質汚濁防止・水質浄化への配慮
土壌地下水汚染	土壌地下水汚染の防止・改善効果、地下水涵養 <sup>かん</sup> 効果への配慮
騒音	騒音防止・防音効果への配慮
振動	振動防止・防振効果への配慮
悪臭	悪臭防止効果への配慮
生態系への影響	動植物、地形・地質等の保全、保護効果への配慮
廃棄物の排出	廃棄物の削減効果
資源の枯渇	省資源効果
地球温暖化	燃料、電気等の省エネ効果、フロン <sup>フロン</sup> の回収・分解
酸性雨	窒素酸化物、硫黄酸化物等の削減効果
オゾン層の破壊	特定フロン <sup>フロン</sup> の回収・分解

②公害健康被害対策

- 高千穂町土呂久地区の公害健康被害者の救済と住民の健康保持を図るため、「公害健康被害の補償等に関する法律」の適切な運用と保健指導を行います。
- 土呂久地区は、国内でも数少ない砒素<sup>ひ</sup>による公害健康被害地域であり、同種公害の未然防止に資するため、研究成果や記録を次世代に継承していきます。
- 公害は健康被害や環境破壊など地域に甚大な影響を及ぼすものであり、その未然防止のため、大気環境や水環境等の保全に関する施策を着実に推進していきます。

### (3) 各主体に求められる役割

<b>県民・団体</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境保全への関心に基づいた積極的な情報収集と提供</li> <li>○公害の未然防止や環境に配慮した開発事業の重要性に対する理解の向上</li> </ul>
<b>事業者</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の一員としての意識を持ち、環境面で県民にアピールができるような事業の計画及び実施</li> <li>○地域住民、関係者等へのきめ細かな説明と活発な情報交流の促進</li> </ul>
<b>市町村</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境情報の収集・提供及び環境保全に関する制度等の普及啓発</li> <li>○環境に配慮した公共事業の実施</li> </ul>

### (4) 環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	基準値	現況値	目標値 (R12年度)
大気環境基準達成率（再掲）				
二酸化硫黄（SO <sub>2</sub> ）	%	88.2 [R1]	91.2 [R6]	100
二酸化窒素（NO <sub>2</sub> ）	%	100 [R1]	100 [R6]	100
光化学オキシダント（O <sub>x</sub> ）	%	0 [R1]	0 [R6]	100
浮遊粒子状物質（SPM）	%	100 [R1]	100 [R6]	100
微小粒子状物質（PM2.5）	%	100 [R1]	100 [R6]	100
一酸化炭素（CO）	%	100 [R1]	100 [R6]	100
水質環境基準達成率（再掲）				
生物化学的酸素要求量（BOD）	%	96.2 [R1]	98.7 [R6]	100
化学的酸素要求量（COD）	%	100 [R1]	100 [R6]	100

## 第4節 生物多様性の保全

### 4-1 生物多様性の健全性の確保



#### (1) 現状と課題

##### 現 状

###### ○生物多様性の重要性

- ・ 空気、水、土壌など全ての生命の存続基盤は、生態系が維持され、生物多様性が保全されることにより成立しています。しかし、その生物多様性は、人間による自然環境の乱開発や動植物の乱獲、生活様式の変化による身近な自然の荒廃、外来生物による生態系の攪乱かくらんなどにより、急激に劣化しています。
- ・ 令和5（2023）年3月に策定された生物多様性国家戦略では、生物多様性の損失を止め反転させる「2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現を目指すことを掲げており、「30by30目標」を含めた、自然資本を守り活用するための行動を全ての国民と実行していくための戦略と行動計画が示されています。
- ・ 本県では、平成27（2015）年3月に生物多様性の保全を推進するため「みやざき自然との共生プラン（生物多様性みやざき戦略）」を策定しておりますが、この計画を生物多様性基本法第13条第1項に基づく「地域戦略」として位置づけ直し、「2030年ネイチャーポジティブ」の実現を目指すこととしました。
- ・ 生物多様性地域戦略の対象地域は宮崎県全域とします。

###### ○希少野生動植物

- ・ 本県は三方を山地に囲まれ、東部は太平洋に面した場所に位置しており、標高は海拔0mから1,756mの祖母山までの高低差があります。
- ・ そのような地形条件の中で、山地帯では県固有種のツチビノキやノカイドウなどの希少な植物及び、祖母・傾・大崩山系固有種のソボサンショウウオや日本の南限地にあたるニホンカモシカが生息するほか、海岸では枇榔島のカムリウミスズメの世界最大の繁殖地もあるなど、多種多様な自然環境の中で、様々な動植物が生息しています。
- ・ 県では、野生生物の実態を把握し、その保全を広く県民に呼びかけるために、絶滅のおそれがある野生生物をリスト化した上で、宮崎県版レッドデータブックとして公表しています。三訂・宮崎県版レッドデータブック（2020年度版）では、絶滅のおそれのあるもの（絶滅危惧Ⅰ類及び絶滅危惧Ⅱ類）として1,343種（植物1,029種、動物314種）が掲載されており、その種類数はリストを見直す度に増加しています。

- また、本県では「宮崎県野生動植物の保護に関する条例」に基づき、指定希少野生動植物種<sup>113)</sup>を指定しており、原則、捕獲、採取等を禁止しています。
- 令和6（2024）年度現在、指定希少野生動植物は、植物40種、哺乳類2種、鳥類2種、両生類1種、魚類1種、陸淡水産貝類1種、昆虫類2種の計49種が指定されています。
- 本県の希少な野生動植物を保護するため、その重要な生息地を「重要生息地」として指定し、地域住民が中心となって保護に取り組んでいます。令和6（2024）年度末現在、その重要生息地は15か所となっています。
- 近年、県内各地でニホンジカ（以下「シカ」という。）が増えており、天然林等の希少な野生植物を含む下層植生がシカの食害によって大きな被害を受け、下層植生の消失や地面の乾燥が進行しています。そのため、そこに生息する動物相にも大きな影響を与えています。
- 近年、シカ、イノシシ、サル、カワウ等の個体数増加や分布域の拡大により、農林水産業への被害が深刻化しており、令和6（2024）年度の野生鳥獣による農林作物等の被害額は約4億2百万円で被害額の約7割がイノシシ及びシカによる被害となっています。
- シカの食害は山地だけでなく里地里山でも進み、人間生活との関わりで成立した貴重な生態系が衰退するほか、集落で栽培している農林作物への被害も拡大しています。

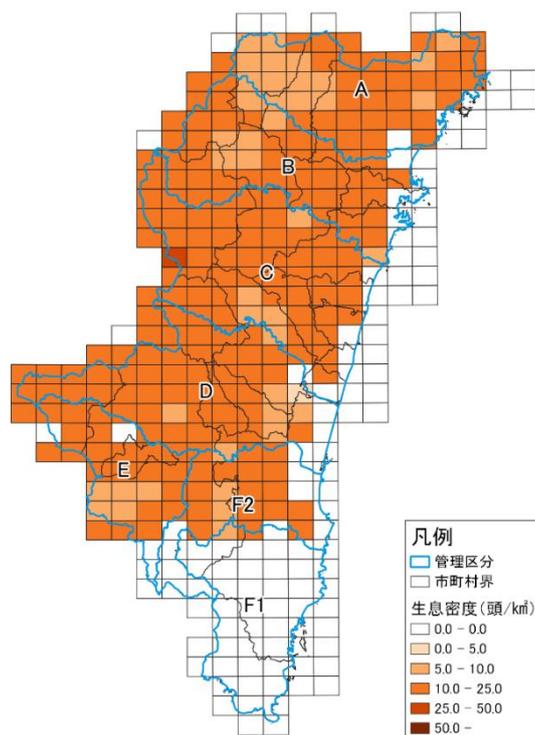


図 34 宮崎県におけるシカの分布（令和 5（2023）年度）

<sup>113)</sup> 指定希少野生動植物種：「宮崎県野生動植物の保護に関する条例」第 11 条の規定に基づき、県内に生息・生育する絶滅危惧種の中から、特に保護する必要のある種が指定されている。指定希少野生動植物は、県内において捕獲、採取、殺傷、損傷ができず、また、条例に違反して捕獲等された指定希少野生動植物を所持し、譲り渡し、譲り受けたりすることもできない。これらに違反すると罰則（懲役又は罰金）が適用される。

# 宮崎県の指定希少野生動植物

～捕獲や採取などが禁止されています～

## 維管束植物



(ウマノスズクサ科)  
**オナガカンアオイ**  
花が特徴的な宮崎県の固有植物。乱獲のため生育地が極めて少ない。



(ユキノシタ科)  
**ヤシャビシヤク**  
ブナ帯の樹幹に着生する落葉性の小低木。採取や森林伐採により激減。



(ユキノシタ科)  
**モミジセンダイソウ**  
陰湿な岩上に生育し、白い花を付ける小型の草本。自生地がごく限られている。



(バラ科)  
**ノカイドウ**  
リンゴの仲間で淡紅色後に真っ白となる花を咲かせる。霧島山に固有な落葉性の小高木。



(ユリ科)  
**ヒメユリ**  
山地の草原に生育し、花は朱赤色で上向きに開く。自生地がごく限られている。



(ユリ科)  
**ササユリ**  
淡紅色の大きな花を咲かせる本県南限のユリ。採取等により激減。



(ユリ科)  
**ミヤマゼキショウ**  
高所の岩石地に生育し、白い花をつける宮崎県の固有植物。採取等により激減。



(ユリ科)  
**キバナノツキヌキホトギス**  
黄色い花をつけ茎が葉を貫く独特の形態をした宮崎県の代表的な固有種。採取等により減少。



(ラン科)  
**クマガイソウ**  
袋状の花弁が源氏武者の母衣に見立てられる夏緑性の地生ラン。採取等により激減。



(ラン科)  
**キバナノセッコク**  
照葉樹林内に生育し、黄緑色の花をつける着生ラン。採取等により減少。



(ラン科)  
**オサラン**  
常緑樹林内の樹上または岩上に生える着生ラン。採取等による絶滅が危惧される。



(ラン科)  
**サギソウ**  
白鷺を思わせる花を開く湿原のラン科植物。採取や環境悪化等により激減。

図 35-1 宮崎県の指定希少野生動植物



**カザグルマ** (キンポウゲ科)  
林縁等に生育するつる性植物。5月頃白や薄紫色の花をつける。採取等により激減。

**ベニバナヤマシャクヤク** (ボタン科)  
日当たりの良い草原等に生育し、6月頃淡紅色の花を開く。採取等により絶滅が危惧される。

**サクラソウ** (サクラソウ科)  
草原に生育し、4月にサクラに似た5弁花をつける。採取等により生育地も個体数も激減。

**エヒメアヤメ** (アヤメ科)  
草原に生える小型のアヤメで、一寸アヤメとも呼ばれる。採取等により激減。



**カンラン** (ラン科)  
常緑広葉樹林に生育する地生ラン。花は芳香があり、晩秋から初冬に開花する。採取等により激減。



**ツチビノキ** (ジンチョウゲ科)  
淡紅色の花をつける宮崎県に固有な落葉性の低木。生育地が減少している。



**イワサクラ** (サクラソウ科)  
ピンクの花を咲かせる本県南限のサクラソウの仲間。採取等により激減。



**シシラン** (イワタバコ科)  
照葉樹林の樹幹に着生する小低木。採取等により激減。ゴイシツバメシジミ (天然記念物の蝶) の食草。



**ツクシイワシャジン** (キキョウ科)  
山地の岩上に生育し、紫色で鐘形の花をつける。生息地が極めて少ない。



**キリシマエビネ** (ラン科)  
白色又は淡紅色の花を幾分垂れ気味につけるエビネ類。採取等により激減。



**ダルマエビネ (ヒロハノカラン)** (ラン科)  
常緑樹林内に生育し、純白色の花をつける地生ラン。採取等により激減。



**キエビネ** (ラン科)  
エビネに似ているが全体的に大型で花色は黄色。採取等により激減。



**サルメンエビネ** (ラン科)  
エビネの仲間では唇弁が赤くサルの顔に見える。生育地が極めて少ない。



**アキザキナギラン** (ラン科)  
常緑広葉樹林に生育し、緑色の花をつける地生ラン。生育地が極めて少ない。



**フウラン** (ラン科)  
白色の花をつけ芳香がある照葉樹林の着生ラン。採取等により激減。

図 35-2 宮崎県の指定希少野生動植物



**オオバヨウウラクラン** (ラン科)  
淡黄褐色の小花を多数密につける樹幹着生ラン。採取等により激減。



**ウチョウウラン** (ラン科)  
山地の湿った岩壁や樹上に生え、紅紫色の花をつける小型のラン。採取等により激減。



**ガンゼキラン** (ラン科)  
照葉樹林内に生育し、黄色い花をつける地生ラン。個体数が激減している。



**ムカデラン** (ラン科)  
つる状の茎に並んだ葉がムカデに見立てられる小型の着生ラン。生育地が極めて少ない。



**ナゴラン** (ラン科)  
紅紫色の斑紋をつけた花を開く照葉樹林の着生ラン。採取等により激減。



**ヤクシマネッタイルン** (ラン科)  
亜熱帯性照葉樹林内に生育し、白い花をつける地生ラン。採取等により減少。



**スギラン** (ヒカゲノカズラ科)  
スギの小枝に似ている常緑性の着生シダ。森林伐採や採取等により激減。



**ヒモラン** (ヒカゲノカズラ科)  
茎がひも状に垂れ下がる常緑性の着生シダ。採取等により激減。



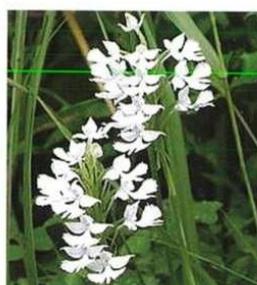
**ハナゼキショウ** (ユリ科)  
宮崎県のみ固有種であることが判明。7~8月に白い花を付ける。採取により減少。



**ヒュウガオウレン** (キンポウゲ科)  
低山の自然林内に生え、2月頃に白い花を付ける。採取により減少。



**ウバタケギ波士** (ユリ科)  
脊梁山地の岩上に生え、紫色の花を付ける。シカの食害や採取により減少。



**ダイサギソウ** (ラン科)  
山地の草原に生え、8~10月に茎頂に白色の花を穂状に多く付ける。採取により減少。



**シコクフクジュソウ** (キンポウゲ科)  
山地の落葉樹林の林床に生え、オレンジ色の花を付ける。採取により減少。

図 35-3 宮崎県の指定希少野生動植物

【 哺乳類 】



**ニホンカモシカ** (ウシ科)  
 県中北部の山地に生息する頭胴長100cm程度のウシ科の動物。近年、環境悪化により激減。



**ヤマネ** (ヤマネ科)  
 山地の天然林に生息するネズミの仲間。環境悪化により生息地が減少。

【 鳥 類 】



**コアシサシ** (カモメ科)  
 砂浜や河川の中州に営巣するアシサシの仲間。近年、個体数が大きく減少。



**ヤイロチョウ** (ヤイロチョウ科)  
 広葉樹林に渡来する八色の羽毛を持った鳥。環境悪化等により個体数が減少。

【 両生類 】



(サンショウウオ科)  
**ベッコウサンショウウオ**  
 清冽な源流に生息する黒地にベッコウ模様のサンショウウオ。採取や環境悪化により減少。



(アカメ科)  
**アカメ (地方名：マルカ)**  
 眼が赤く、河口など汽水域に生息する大型魚。捕獲や環境悪化により減少。



(ナンバンマイマイ科)  
**サダマイマイ**  
 本県の照葉樹林のみに生息するカタツムリ。採取により減少。

【 昆虫類 】



(シジミチョウ科)  
**ゴマシジミ**  
 ワレモコウが生育する草原に生息するチョウ。食草であるワレモコウの荒廃により減少。



(シロチョウ科)  
**ヒメシロチョウ**  
 食草のある火山性草原に生息し、細長い体の特徴。食草の荒廃により減少。

写真のご協力

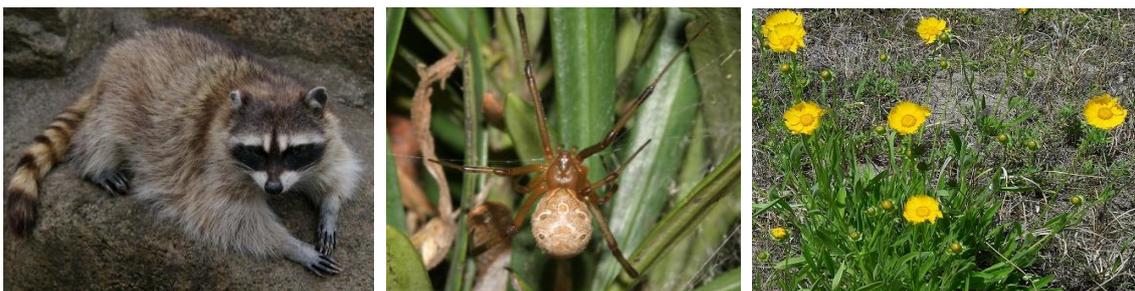
(敬称略)

- 赤木 康
- 岩崎 郁雄
- 岩槻 幸雄
- 黒木 秀一
- 齋藤 政美
- 竹下 完
- 土屋 公幸
- 津曲 睦己
- 中島 義人
- 中原 聡
- 西 邦雄
- 南谷 忠志

図 35-4 宮崎県の指定希少野生動植物

## ○外来種

- ・外来種は、元々その地域に生息していなかった動植物が、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことをいいます。それには外国から入ってきた「国外由来の外来種」のほか、国内の元々その地域にいなかったものが他地域に入ってきた動植物も「国内由来の外来種」として含まれます。
- ・飼育していた動物の放棄などにより生じた外来種の増加は、生態系への影響ばかりでなく、農林水産業や生活にも問題を生じさせています。
- ・その中でも特に、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものについては、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（通称：外来生物法）に基づき、特定外来生物に指定されており、令和6（2024）年度末現在、本県で確認されている特定外来生物は、オオキンケイギクやアライグマなど現在26種類です（条件付特定外来生物2種含む）。
- ・特定外来生物で県内に広く分布が確認されているオオキンケイギクや港湾区域を中心に分布が見られるハイイロゴケグモなどについては、土地の管理者や事業者等に対して駆除の協力を依頼しています。
- ・アライグマについては、県内での農林作物等の被害は確認されていませんが、目撃、捕獲等が相次いでいることから、「宮崎県アライグマ防除実施計画」を策定しました。
- ・平成29（2017）年に国内で初めて大淀川水系内での生息が確認されたコウライオヤニラミについては、本県固有種であるオオヨドシマドジョウをはじめとした在来生物や生態系への影響が懸念されています。
- ・コウライオヤニラミの分布拡大を防ぐため、県の内水面漁場管理委員会における移動制限措置や県ホームページ等による分布拡大防止の啓発活動を実施しています。



県内で確認されている主な特定外来生物  
(左からアライグマ、ハイイロゴケグモ、オオキンケイギク 宮崎県 HP より引用)



コウライオヤニラミ（県水産試験場内水面支場撮影）

## 課 題

- 「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向け、本県における生物多様性の増進に係る活動を進める必要があります。
- 希少野生動植物種についてはレッドデータブック掲載種が増加していることから、実効性のある保護対策を立案し実施する必要があります。
- 外来種の侵入・増加により、生態系や在来種への影響が懸念されており、外来種を防除し、又は広げないためのより強力な対策を進める必要があります。
- 生態系や農林水産業などに影響を及ぼしている特定の野生鳥獣について、より効果的な個体数調整などの対策を立て、実施する必要があります。

## (2) 施策の方向

### ①野生生物の適切な保護管理

- 本県の希少な野生生物の把握及び保護を目的として、宮崎県版レッドリスト及びレッドデータブックを定期的に改訂し、県ホームページへ公表するとともに、レッドデータブックについては県内の学校や図書館等に寄贈するほか、一般販売を通じて広く県民に対し、野生生物や自然保護活動に対する普及・啓発を行います。
- 「宮崎県野生動植物の保護に関する条例」に基づき指定している指定希少野生動植物について、必要に応じて追加指定等を行い、保護を進めるとともに、その重要性及び規制、罰則等を周知します。
- 県内の希少野生動植物の生息状況等について継続的に調査を行い、今後の自然保護対策のための基礎資料を収集し、それらを系統的にデータベース化した上で、必要に応じて関係機関で情報を共有します。
- 指定希少野生動植物の生息地や重要生息地等における監視・指導、保護の重要性についての啓発、生息等の状況調査などを行う野生動植物保護監視員を委嘱し、野生動植物を保護します。
- 希少植物の食害やヤマビルが増加の原因、農林作物被害の主な要因となっているシカやイノシシについては、「第二種特定鳥獣管理計画」に基づき、生息密度の低減及び農林作物被害の低減を目的として積極的な狩猟、有害鳥獣捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業を積極的に実施します。

### ②外来種防除の対策

- 外来生物法による特定外来生物を含む外来種については、宮崎県外来種リスト等を活用し、県内に生息する外来種の存在を県民へ周知するほか、該当する外来種の確認された地域や分布情報をホームページ等で周知する、専門家を派遣する等により防除・駆除方法の指導を行い、団体や自治体での防除活動を推進します。
- 生態系又は農林業に被害を及ぼす外来鳥獣については「第13次鳥獣保護管理事業計画」に基づき、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を促進し、鳥獣の適正な個体数管理を実施します。

- 外来種については、「(国内に) 入れない」、「(飼育しているものを) 捨てない」、「(他の地域に) 拡げない」の外來種被害予防三原則を改めて関係機関や県民に向け周知します。
- アライグマについては、「宮崎県アライグマ防除実施計画」に基づき、効果的かつ継続的な防除体制の確保を推進します。
- コウライオヤニラミ等新たに本県で生息が確認された外来種については生息域の拡大を防止するため、県民向けにホームページやチラシにて野外放出や他地域への運搬禁止を広報するとともに、関係機関等と協力して積極的な防除活動を実施します。

### (3) 各主体に求められる役割

#### 県民・団体

- 生物多様性の価値についての認識の向上
- 地域に固有の野生動植物保護のため、外来種問題を正しく認識し、ペット（外来種等）の野外への放出、外来魚の放流、国内の他地域から持ち込んだ野生動植物の放出を行わないなど意識の向上
- 行政と地域が一体となった、野生鳥獣被害防止対策の実施
- 野生動植物の保護のため、自然公園等における規制を遵守するとともに、希少な野生動植物の採取、持ち帰りや違法な売買を行わないという意識の向上
- 重要生息地等における地域の保護活動への積極的な参加

#### 事業者

- 事業実施の際に、野生動植物の生息・生育環境への十分な配慮
- 野生動植物の違法売買の排除
- ペットショップ等外来種を取り扱う事業者における「外来種被害予防三原則」の徹底
- 地域で取り組む野生動植物の保全活動への積極的な協力

#### 市町村

- 住民、団体、事業者が連携し、必要に応じて野生動植物の生息・生育状況等の調査を実施
- 外来種の防除、外来種問題についての広報・啓発活動の推進
- アライグマ防除体制の整備
- 侵入初期外来種の生息域拡大抑制についての広報・啓発
- 効果的な野生鳥獣被害防止対策の推進
- 被害状況に応じた有害鳥獣捕獲の実施
- 公共事業実施時における野生動植物の生息・生育環境の保全対策の向上
- 状況や必要に応じた生物多様性地域戦略の策定

#### (4) 環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	基準値	現況値	目標値 (R12 年度)
レッドリスト指数 <sup>114)</sup>	—	0.483 [H27]	0.492 [R2]	0.550
シカ推定生息数	頭	101,000 [H30]	88,000 [R5]	47,000
外来種に関する研修会及び専門家等による指導回数	回	—	52 [R6]	55

<sup>114)</sup> レッドリスト指数：種群間の絶滅リスク総量の変化を測定する指数。レッドリスト指数の値は1（すべての種が「ランク外」として分類される）から0（すべての種が「絶滅」に分類される）の範囲にあり、種のセットが、全体的に消滅に向かってどれだけ動いたかを示す。宮崎県版レッドリストのデータを基にその指数を算出した。

## 4-2 県土の区分に応じた生物多様性の保全



### (1) 現状と課題

#### 現 状

○宮崎県の森林地域、水域の保全

##### 森林地域

- ・本県の県土の76%、59万haが森林で占められており、そのうち約7割が民有林（私有林、市町村有林、県有林など）です。民有林のうち56%、23万haが人工林で、うち21万haがスギやヒノキ等の針葉樹であり、残り2万haがクスギ、コナラ等の広葉樹です。
- ・本県の天然林は、おおむね1,000mを境に、下部の照葉樹林と上部の夏緑樹林に大別できるほか、県南部の海岸線にはビロウなどの亜熱帯植物群集も見られ、本県のレッドデータブックに掲載されている植物の多くも天然林内に存在しています。
- ・人工林については、林業採算性の悪化や森林所有者の高齢化等から、伐採後の適切な更新や、間伐などの手入れが十分行われない森林が発生しており、水源涵養や土砂流出防止などの公益的機能や野生動植物の生息・生育環境としての質の低下などが懸念されています。
- ・公益的機能の高い森林については、森林法に基づく保安林に指定しており、本県は水源涵養保安林など、約29万haを指定しています。

##### 水域

- ・本県の河川は、そのほとんどが西部の脊梁山脈を分水嶺として東流し、森林の豊かな栄養分を日向灘に注いでいます。
- ・本県の一級水系は大淀川水系等5水系241河川、二級水系は一ツ瀬川水系等53水系239河川あり、総延長は約2,797kmとなっています。
- ・本県の河川は、奥山の森林域から沿岸域までをつなぐ生態系ネットワークの軸となっており、そこから多くの支流や農業用水路などが伸び、多くの生態系を支えています。
- ・本県の河川には、オオヨドカワゴロモ、カワラハハコ、カワネズミ、ツバメチドリ、アユカケなどの絶滅が危惧される生物も生息・生育しています。
- ・本県の沿岸域は、北部及び南部が海食崖を連ね、中央部は砂丘海岸が発達した直線的で単調な海岸であり、海岸線の総延長は400kmに及びます。
- ・本県の沿岸域は、リアス海岸と砂浜が発達しているため、様々な植生が見られるほか、天然記念物の植物群落やサンゴ群集が分布し、砂浜はアカウミガメ等の希少な動物の産卵や繁殖の場となっているなど、生物多様性の保全について重要な地域となっています。

○重要地域の保全

- ・自然公園は、景観に優れ、その自然状態を保持すべき地域が多く存在するため、生物多様性の保全には特に重要となる地域です。
- ・県内には「霧島錦江湾国立公園」をはじめとする国立・国定公園が5箇所、県立自然公園が6箇所の合計11か所の自然公園が指定されており、その面積は合計92,024ha（陸域面積91,919ha）で、県土の面積の約12%を占めています。また、日南海岸・日豊海岸国定公園の中で、サンゴなどが生息する海中景観の優れた海域公園が12地区、合計105ha指定されています。
- ・自然公園以外にも、保全すべき地域として、「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」に基づき、自然環境保全地域が2か所、合計184ha、緑地環境保全地域が4か所、合計21haそれぞれ指定されています。
- ・希少な野生動植物が生息・生育しているなど、野生生物の保護のため重要と認める区域について、「宮崎県野生動植物の保護と創出に関する条例」に基づく重要生息地を指定しており令和6（2024）年度末現在15箇所を指定しています。
- ・野生鳥獣の保護上重要な区域について、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区に指定しており、「霧島鳥獣保護区（国指定）」など98箇所、約60,000haを指定しています。
- ・動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもののうち、重要なものについては「文化財保護法」に基づく天然記念物に指定しており、本県では、国指定の特別天然記念物、天然記念物、県指定の天然記念物など73が指定されています。
- ・これらの重要地域は、法に基づく保護地域として、令和2（2020）年現在国内においては陸域の20.5%、海域の13.3%が位置づけられていますが、「30by30」目標の達成に向けては、現在の重要区域に加えて、地域生物多様性増進法に基づく認定制度等を介した「保護地域以外での生物多様性の保全に資する地域（OECM）」の設定が重要になります。

表 13 宮崎県内の自然公園指定状況

	箇所数	名称	面積 (ha)		箇所数	名称	面積 (ha)
国立公園	1	霧島錦江湾	13,006	県立自然公園	6	祖母傾	26,970
国定公園	4	日南海岸（陸域）	3,503		尾鈴	13,301	
		〃（海域）	56		西都原杉安峡	745	
		祖母傾	11,760		母智丘関之尾	560	
		日豊海岸（陸域）	4,224		わにつか	4,701	
		〃（海域）	49		矢岳高原	668	
		九州中央山地	12,481				
		国定公園面積計	32,073		県立自然公園面積計	46,945	
自 然 公 園			面 積	総 計		92,024	

表 14 重要生息地の指定状況

指定地名称	所在市町村	指定年度	指定地名称	所在市町村	指定年度
五ヶ所高原重要生息地	高千穂町	平成 19 年度	一ツ葉入江重要生息地	宮崎市	平成 27 年度
高鍋湿原重要生息地	高鍋町	平成 19 年度	庵川東入江重要生息地	門川町	平成 28 年度
笠祇・古竹草原重要生息地	串間市	平成 19 年度	友内川重要生息地	延岡市	平成 30 年度
家田・川坂湿原重要生息地	延岡市	平成 20 年度	鍋倉湿原重要生息地	えびの市	令和 2 年度
黒岳重要生息地	諸塚村	平成 21 年度	関之尾神田湿地重要生息地	都城市	令和 2 年度
和石田園重要生息地	宮崎市	平成 21 年度	熊野江川河口海浜域重要生息地	延岡市	令和 3 年度
本城干潟重要生息地	串間市	平成 24 年度	妙見・櫛津干潟重要生息地	延岡市	令和 6 年度
鳥屋岳重要生息地	高千穂町	平成 25 年度	指定箇所数 15 箇所		



県指定天然記念物

「アカウミガメ及びその産卵地」



令和 6 (2024) 年度指定

「妙見・櫛津干潟重要生息地」

## 課題

- 本県の代表的な天然林である照葉樹林等については、保全と復元を行う必要があります。
- 人工林については、森林の多面的機能<sup>115)</sup>を持続的に発揮するため、適切な森林整備等の推進が必要です。
- 公益的機能の高い森林について、保安林への指定を継続する必要があります。
- 河川の整備に際しては、河川に生息・生育する生物へのきめ細かい配慮が必要です。
- 沿岸域における侵食の防止と砂浜の再生を着実に進める必要があります。
- 自然公園や自然環境保全地域などの保護地域における生物多様性確保のための取組が必要です。
- 希少な野生生物が生息・生育する場所について重要生息地への継続的な指定が必要です。
- 保護地域以外での生物多様性に資する区域 (OECM) を設定する必要があります。

<sup>115)</sup> 森林の多面的機能：森林の持つ国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、保健・レクリエーション、地球温暖化の防止、林産物の供給などの機能のこと。

## (2) 施策の方向

### ①森林地域の保全

- 九州森林管理局、宮崎県、綾町、公益財団法人日本自然保護協会、一般社団法人てるはの森の会が事業主体となって「綾川流域照葉樹林帯保護・復元計画（綾の照葉樹林プロジェクト）」を推進し、国内最大級の照葉樹自然林を保護するとともに、周辺部の二次林や人工林をかつての照葉樹林へ復元します。
- 天然林の適正な配置や保護に努め、自然の力を活用した天然更新を主体的に行うなど、生物多様性の保全に配慮した森林の維持管理を行います。
- 生産性の高い森林については、「伐って、使って、植えて、育てる」という持続可能な森林資源の循環利用システムを確立します。
- 循環利用に適した森林以外の森林においては、生物多様性の保全に寄与し、花粉症対策にもなる広葉樹の植栽を積極的に進めます。
- 複層林<sup>116)</sup>化、針広混交林化、適正な保育管理により、健全な樹木の育成と下層、林床の豊かな森林づくりを進め、表層崩壊の防止や保水力の向上などの公益的機能を高めます。
- 水源の涵養、土砂流出の防止など、公益的機能の維持のほか、生物多様性の保全にも重要な森林について、引き続き保安林への指定を進めます。

### ②水域の保全

- 河川に生息・生育する生物は河川に特有な自然環境に依存していることを考慮し、各河川に特徴的な自然環境の保全・再生に努めます。
- 人工的な護岸整備が行われていない自然海岸や海浜については、生物多様性に十分配慮した保全を図るとともに、残された自然環境の保全に努めます。
- 海岸侵食防止と砂浜の回復のため、問題の抜本的な解決のための工法検討とともに、山地から海岸までの一貫した総合的土砂管理に取り組みます。特に、海岸の衰退を止めるため、河川から海域に流れる土砂を増やす取組を進めます。
- 海中景観や海洋生態系が健全に維持される上で、サンゴ群集の保全が必要な地域について、関係者や市町村と連携し、保全を行います。

### ③重要地域の保全と管理

- 自然公園の中でも特別保護地区など、特に重要な自然が残されている地域を中心に、引き続き保護と管理を行います。
- 自然環境保全地域や緑地環境保全地域の保全及び生物資源を保護するとともに、生物多様性に触れられる貴重な場として保護と管理を行います。

---

<sup>116)</sup> 複層林：原則として、人工造林により造成した森林において、森林の構成する林木を部分的に伐採し、跡地に植栽することにより樹齢、樹高が異なる複数の樹冠（樹木の枝や葉の茂っている部分）層を有する森林のこと。

- 希少な野生生物の保護のため重要と認める区域については重要生息地として引き続き指定し、その保護・保全について地域一帯となった活動を推進します。
- 農林水産業の活動と鳥獣の適切な関係の構築が図られるよう、専門家や地域関係者等との合意を図りながら鳥獣保護区の指定を進めます。
- 鳥獣保護区のうち生物多様性を確保するために特に必要な区域については、伐採等に規制を設ける特別保護地区として指定します。
- 地域住民や民間事業者等による生物多様性を増進する活動に対して、地域生物多様性増進法に基づく認定制度を周知し、その活動を実施している団体等に対して認定を推進します。

### (3) 各主体に求められる役割

<p><b>県民・団体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○森林所有者等による植栽や間伐などの適切な森林施業の実施</li> <li>○水辺の重要性に関心を持ち、その維持管理活動や保全活動への積極的な参加</li> <li>○重要生息地等における地域の保護活動への積極的な参加</li> </ul>
<p><b>事業者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○森林の有する多面的機能の持続的発揮に務めるため、長伐期施業<sup>117)</sup>や複層林施業の導入、適地適木による更新、適切な間伐の実施</li> <li>○森林の管理、伐採等の施業における環境の保全の十分な配慮</li> <li>○開発事業における森林環境や水辺環境の保全の十分な配慮</li> <li>○重要地域内の開発事業における自然環境への十分な配慮</li> <li>○生物多様性を増進する活動への積極的な取組や、地域での取組に対する支援</li> </ul>
<p><b>市町村</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○照葉樹林等の保全と復元を目指し多様な主体との協働を推進</li> <li>○適地適木による森林の更新や、適切な間伐事業の実施</li> <li>○県民・事業者の水辺環境への関心を高めるとともに、県民、団体、事業者、行政等が連携した水辺の整備体制の構築</li> <li>○住民による河川、ため池等の管理に対する支援</li> <li>○地域における重要地域内の保護・保全活動の実施に対する積極的な協力、支援</li> </ul>

<sup>117)</sup> 長伐期施業：通常の主伐林齢（スギの場合 35 年程度）のおおむね 2 倍に相当する林齢を超えて主伐する森林施業のこと。

**(4) 環境指標 (数値目標)**

環境指標項目	単位	基準値	現況値	目標値 (R12 年度)
再造林率	%	75 [R1]	79 [R6]	90
間伐実施面積 (再掲)	ha	2,606 [R1]	2,991 [R6]	6,000
自然環境の保全・創出に取り組む河川割合	%	100 [R1]	100 [R6]	100
自然公園面積	ha	92,024 [R1]	92,024 [R6]	92,024
自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の面積	ha	205 [R1]	205 [R6]	205
重要生息地 (累計)	箇所	11 [R1]	15 [R6]	21
保安林指定率	%	29.9 [R1]	32.0 [R6]	33.5

## 4-3 社会活動における生物多様性の増進



### (1) 現状と課題

#### 現 状

##### ○本県の地域資源とその活用

- ・本県は、海、山、川などの豊かな自然を有しており、その自然環境を地域資源とした農林水産業及びバイオマス資源を利用した産業などの振興や、生活環境の整備が進み、生物多様性に配慮した方法で有効に資源や土地が利用されています。
- ・霧島山と加久藤カルデラを中心とした地域は、火山の噴火史によって遷移の段階が異なることにより、多様な植物相が見られるなど、地質や地形、生物多様性に触れ、学べる地域として、平成 22（2010）年に日本ジオパークに認定されています。
- ・綾地域においては、日本最大級の原生的な照葉樹林の保護と復元への取組や、半世紀にわたる有機農業などと連携したまちづくりを通じ、自然と人間の共生に配慮した地域振興策が行われていることが評価され、平成 24（2012）年にユネスコエコパークに登録されました。
- ・本県北部においては、平地が少ない山間地において、針葉樹による木材生産と広葉樹を活用したいだけ栽培、和牛や茶の生産、焼畑等を組み合わせた複合経営により、森林と農林業との調和が図られていることや、森林資源が良好に保たれている地域として、平成 27（2015）年に高千穂郷・椎葉山地域が世界農業遺産に登録されました。
- ・そのほか、平成 29（2017）年に祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク、令和 3（2021）年に日南市及び田野・清武地域の日本農業遺産への登録など、人と自然が共生する地域として評価を受けています。

##### ○地域住民や民間事業者等による生物多様性の増進に関する活動

- ・地域住民や民間事業者等が主体となった、生物多様性の増進を進める活動が県内各地で実施されています。
- ・県民参加の森林づくりを推進する森林ボランティア<sup>118)</sup>等による森林づくり活動への支援や、みどり豊かな住みよい郷土づくりを目指した県民緑化推進運動を進めています。
- ・森林ボランティア参加団体数は増加しており、広葉樹の植栽、海岸松林の整備等、多様な森林づくりが進められています。
- ・各土木事務所において、地域住民を身近な水辺のモニターに委嘱し、職員とともに身近な水辺環境について、五感を使った水辺環境調査などのモニター調査を行っています。

<sup>118)</sup> 森林ボランティア：植栽や下刈り等の森林づくりに自主的に参加する市民又は市民グループのこと。

- ・環境省は、民間事業者等による生物多様性の増進に資する活動地域について、「自然共生サイト」として登録しており、令和5（2023）年度から令和6（2024）年度にかけて、本県においても、7箇所が自然共生サイトに登録されました。
- ・「30by30」目標の達成に向けて、令和7（2025）年度から施行された「地域生物多様性増進法」に基づく、民間事業者等による生物多様性の増進に資する活動への「増進活動認定」を目指す事業が進められています。

表 15 宮崎県内の自然共生サイト登録一覧

No.	サイト名	地域	申請者	面積	登録年度
1	大栄環境宮崎三股山林	三股町	大栄環境株式会社	493.24 ha	令和5年度
2	東洋紡「綾の森」	綾町	東洋紡株式会社	135.25 ha	令和5年度
3	コカ・コーラボトラーズ ジャパン水源の森えびの	えびの市	コカ・コーラボトラーズジャパン 株式会社	203.23 ha	令和5年度
4	綾町イオンの森と割付 地区の日向夏畑	綾町	公益財団法人イオン環境財団、 宮崎県綾町	29.90 ha	令和6年度
5	MRTの森及び好隣梅	宮崎市	株式会社宮崎放送	20.27 ha	令和6年度
6	日向・平岩クロメの海 の森	日向市	平岩探介藻グループ	23.20 ha	令和6年度
7	Base 谷の杜から	三股町	Base 谷の杜から	0.64 ha	令和6年度
合 計				905.73 ha	

○事業活動による生物多様性への配慮

- ・近年、木材需要の高まりにより、木材生産を目的とした伐採が増えている一方で、林業採算性の悪化や森林所有者の経営意欲の低下などにより再生林が進まないなどの問題があります。
- ・また、伐採時の搬出路として開設する作業道が、豪雨の際などに崩壊することにより、河川等への土砂の流出が発生しています。この土砂の流出は、山地の河川生態系の劣化、斜面の崩壊を招いています。
- ・県では、森林の伐採による生物多様性の保全への影響や土壌流出の防止などを踏まえた路網整備などに関する事項を示した「宮崎県伐採、搬出及び再生林ガイドライン」を定め、適正な森林管理を推進しています。
- ・森林内における開発行為については「宮崎県林地開発許可基準」を定め、開発によって生じる可能性のある洪水等の防止措置や開発区域の野生生物調査及び、必要に応じた保全計画の策定を明記しており、環境に配慮した開発行為を推進しています。
- ・河川域、沿岸域については、護岸改修による環境改変や水質汚濁等による生態系等への影響や、海浜の後退によるアカウミガメなどの繁殖への影響が懸念されるほか、県南部では、オニヒトデ等の食害によるサンゴ群集の劣化等が報告されており、他地域への被害拡大のおそれがあります。
- ・すべての河川事業において多自然川づくりを全県的に取り組んでいくため、NPOとともに「宮崎県自然豊かな水辺の工法研究会」を設立し、多自然川づくりに配慮した河道掘削・樹木伐採に

ついでに講習会を開催しています。

- ・県内の一部の海岸では侵食が見られるため、宮崎海岸においては、侵食の防止や砂浜の回復に向けた対策を実施しています。
- ・綾ユネスコエコパーク内の県道工事において、有識者や関係機関の意見を聞きながら、工事に伴う伐採及び掘削範囲を最小限で計画するなど、豊かな自然環境に配慮した道路整備を実施しています。
- ・環境影響評価条例に基づき、環境影響評価法の対象とされていない種類の事業や比較的小規模な事業について、環境影響評価を義務づけています。
- ・人の生活の場であり、田畑やため池などの場所が生物多様性の場所としても重要となっている里地里山・田園地域では、人口減少に伴う農林水産業の低迷により、管理が不十分となり、生物多様性の保全に影響を与えています。
- ・農業者の確保対策とした就農説明会やオンライン相談会を実施し、農業者の確保に努めています。
- ・耕作放棄地の解消のため、農地中間管理事業を推進し、県内の担い手への農地集積を進めています。
- ・農業農村整備事業の実施区域においては、事業採択前に環境情報協議会を開催し、計画区域内での動植物保護の必要性を協議しています。

## 課題

- 本県の貴重な地域資源の重要性について、県民へ広く周知するとともに継続的な保全や活用が必要です。
- 民間事業者等による生物多様性を増進する区域や活動について、県民へ周知するとともに、そのような活動への積極的な参加の推進が必要です。
- 適正な林業施業について、伐採後の速やかな再生林や、自然環境に配慮した作業道の整備を推進する必要があります。
- 河川や沿岸域での整備について、そこに生息・生育する生物への配慮が必要です。
- 開発行為や公共事業においては、自然環境への配慮が必要です。
- ため池には絶滅が危惧される生物をはじめ、多くの動植物が生息・生育しているため、これを保全するとともに、自然環境に配慮した整備・管理を行う必要があります。

## (2) 施策の方向

### ①地域資源の活用

- 生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）や農業遺産などの取組を支援し、生態系の保全に向けた県民意識の醸成や地域活動の推進を図ります。

- 地域資源に直接触れてもらうことでその価値を再認識するために、エコツーリズム<sup>119)</sup>、グリーン・ツーリズム、農泊等を推進します。
- 地域的生態系の適切な管理を図ることで、生態系由来の防災・減災効果（Eco-DRR<sup>120)</sup>）の維持に努めます。

### **②民間事業者等による生物多様性の保全**

- 地域生物多様性増進法に基づく増進活動計画の認定制度について、民間事業者等へ周知し、活動を推進します。
- 増進活動計画の認定を検討している民間事業者等に対して、認定に向けた指導等を実施します。
- 本県の自然共生サイトや増進計画の認定を受けた活動について、県民に広く周知し、県民の生物多様性増進活動への積極的な参加を促します。

### **③事業活動における生物多様性への配慮**

- 適正な林業施業の実施のため、「宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン」に沿った森林整備を実施するよう、林業事業者等へ働きかけます。
- 植栽未済地の解消や植栽後の適正な森林管理を実施するため、森林整備事業や水と緑の森林づくり税を活用した支援を行います。
- 道路工事に関して、野生生物の生息環境に配慮した整備を実施します。
- 堰など河川横断構造物を設置又は改修する場合は、生物の移動に配慮した河川づくりに努めます。
- 河川整備に際しては、濁水防止を行うなど水質保全に努めます。
- 海岸の整備に際しては、そこに生息・生育しているアカウミガメなどの生物に十分配慮します。
- 海岸整備に際しては、濁水防止を行うなど水質保全に努めます。
- ため池の整備に際しては、そこに生息・生育している生物に十分配慮します。
- 県内外での就農相談会やオンライン相談会等を実施し、新規就農者の確保を支援します。
- 農地中間管理事業を推進し、耕作放棄地の抑制に取り組みます。
- 農業農村整備事業の実施区域については事業採択前に環境情報協議会を開催し、計画区域内での動植物保護の必要性を協議します。

---

<sup>119)</sup> エコツーリズム：地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

<sup>120)</sup> Eco-DRR（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）：生態系の保全・再生を通じて防災・減災や生物多様性を含めた地域の課題を複合的に解決しようとする考え方。

### (3) 各主体に求められる役割

#### 県民・団体

- 生物多様性の価値の認識
- エコツーリズム、グリーン・ツーリズム等への積極的な参加
- 地域等で実施している自然環境保全活動への積極的な参加
- 日常生活における自然環境への配慮

#### 事業者

- 事業実施の際における野生生物の生息・生育環境への配慮
- 生物多様性の増進に資する活動への積極的な取組と活動の認定取得
- 事業実施の際に各種基準等に示された自然環境への配慮に関する内容の遵守
- 環境影響評価対象外の小規模開発行為における自然環境への配慮

#### 市町村

- 地域資源の価値の再認識及びその資源の活用
- 地域住民や民間事業者等による生物多様性の増進に資する活動への支援
- 公共事業実施時の自然環境への配慮

### (4) 環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	基準値	現況値	目標値 (R12年度)
生物多様性の増進に資する活動を実施している団体数(自然共生サイト含む。)	団体	—	7 [R6]	9
ネイチャーポジティブ宣言参加団体数	団体	—	1 [R6]	3
森林ボランティア参加団体数	団体	206 [R1]	193 [R6]	250
自然環境の保全・創出に取り組む河川割合	%	100 [R1]	100 [R6]	100

## 第5節 環境保全のために行動する人づくり

### 5-1 環境教育の推進



#### (1) 現状と課題

##### 現 状

○学校、家庭、地域、職場における環境教育

- ・県では、次世代を担う子どもの環境に対する知識や理解を段階的に深め、環境に配慮した地球にやさしい行動ができるよう、「環境情報発信強化事業」を実施し、環境教育を推進しています。
- ・各学校では、各教科や総合的な学習（探究）の時間等をはじめ教育活動全体を通して、環境に対する関心や環境問題についての理解を深め、よりよい環境を創造していく実践的な態度の育成を目指して環境教育に取り組んでいます。
- ・地域における環境教育を支援するため、地域で開催される環境保全に関する学習会、講演会等に対して環境保全に関する専門的知識を有した「環境保全アドバイザー」を派遣しています。
- ・高千穂町の旧土呂久鉦山で起きた砒素公害の問題提起から半世紀以上が経過する中、被害者等関係者も高齢化し、歴史の風化が進行していることから、公害の経験と教訓を継承する取組を行っています。
- ・水環境に係る環境教育の一環として、小中学生や地域の子どもたち等を対象に、市町村等と連携して、河川などの身近な水辺の自然の音、自然の風景、水の透明度、水のおいしさ、水のきれいさ及び水生生物を調査する「水辺環境調査」や、水辺環境調査に事前学習とまとめを加えた「水辺の学習」を実施しています。
- ・昭和 55（1980）年から、地域の環境保全に関し、特に顕著な功績のあった個人や事業者を表彰しており、令和 7（2025）年度までに 413 の個人・団体を表彰しています。

○環境教育の情報提供

- ・6月の環境月間には「ノーマイカーデー」や「環境の日キャンペーン」など様々なイベントを開催し、環境保全の意識啓発を図っています。
- ・環境に関する施策や話題、県内の環境保全の取組などを紹介した環境情報誌「eco みやざき」を発行しています。
- ・環境保全イベントや環境に関する各種データなどの情報を発信するホームページ「みやざきの環境」を運営しています。

○環境教育指導者

- ・地域における環境教育を支援するため、平成5（1993）年度から環境保全に関する専門的知識を有した人材を「環境保全アドバイザー」として登録しています。

○環境教育拠点

- ・県では、県民の自然や生活環境問題に対する知識・情報の普及や、環境に関する教育・学習や活動を支援する拠点として「宮崎県環境情報センター」を設置しています。
- ・「宮崎県環境情報センター」は令和元（2019）年7月1日に地域ESD活動推進拠点（地域ESD拠点）として登録されました。



宮崎県環境情報センター

○森林環境教育

- ・森林の多面的な機能に対する理解を得るとともに、地球温暖化の緩和及び循環型社会を構築するために大変有効であることから、本県では森林を活用した体験型の学習である森林環境教育に取り組んでいます。

表 16 環境教育の推進に係る環境指標の現状

環境指標項目	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
環境教育推進校指定校数	校	8	10	10	14	14
水生生物調査（水辺環境調査） 参加団体数	団体	25	37	39	39	44
環境保全アドバイザー講座等受講者 数	人	1,230	2,079	2,348	2,003	2,167
ホームページ「みやぎきの環境」へ のアクセス件数	件	211,390	350,355	343,159	275,817	99,729
環境情報センター利用者数	人	9,856	10,951	16,896	23,448	25,833
森林環境教育実践校（団体）数	校・団体	33	50	57	52	50
森林づくり団体公募活動支援数	団体	31	36	42	41	41

## 課 題

- ライフステージに応じた環境教育や県民の自主的な環境学習を推進する必要があります。
- 環境教育に役立つ情報を効果的に提供する工夫が求められます。
- 環境教育を指導する人材の養成・確保が必要です。
- 環境教育拠点の整備と機能充実を図る必要があります。
- 本県の地域特性を生かした森林環境教育を一層推進する必要があります。

## (2) 施策の方向

### ①家庭、学校、地域等における環境教育の推進

- 子どもから高齢者までが参加できる環境教育・学習の場づくりに努め、ライフステージに応じた環境保全意識を醸成するとともに、生涯学習としての環境教育を推進します。
- 次世代を担う子どもたちの環境に対する知識や理解を段階的に深めるため、幼児に対する環境教育や、総合的な探究の時間等を通じた児童・生徒に対する環境教育など、子どもたちの発達の段階に応じた環境教育を推進します。
- 学校において、各教科等における環境に関する内容の指導の充実を図ります。
- 学校において、自然とのふれあいを通じた様々な体験や環境教育関連施設の見学を実施するとともに、家庭や地域において、子どもたちが学校等で学んだ環境教育の取組を保護者や地域住民と一緒に実践できるよう、学校と家庭・地域が連携した体験参加型の環境教育を推進します。
- 環境教育推進校等のモデル校による先駆的な環境教育の推進を図るとともに、同様の取組を他校にも広げるため、優良な取組事例の公表を行います。
- 家庭での環境意識を高めるため、地球温暖化防止活動推進員の派遣を行い、助言や省エネ診断等を行います。
- 地域、団体、事業所等が行う環境に関する講演会や研修会等に対し、環境保全アドバイザーを派遣し、県民の環境に対する理解を深める等の支援を行います。
- 環境教育の推進に関する行動計画等の作成や公表を行う市町村を支援します。
- 持続可能な開発のための教育（ESD）<sup>121)</sup>の視点を取り入れ、環境・社会・経済との関わりを盛り込んだ環境教育を推進し、広い視野で環境について考えることのできる人づくりを目指します。
- 次代を担う若年層が県内の身近な題材を通して環境問題を学習する機会を享受できるよう、土呂久公害を踏まえた環境教育事業を実施します。
- 小中学生や地域の子どもたちを対象に、市町村等と連携して、河川などの身近な水辺の自然の音、自然の風景、水の透明度、水のおいしさ、水のきれいさ及び水生生物を調査する「水辺環境調査」や、水辺環境調査に事前学習とまとめを加えた「水辺の学習」を実施します。

<sup>121)</sup> 持続可能な開発のための教育（ESD）：持続可能な社会づくりの担い手を育む教育。

## **②環境教育に関する情報の提供**

- 県民一人ひとりの環境教育に役立つ情報の提供を行うため、各種環境啓発紙等の充実を図ります。
- 地域における環境保全意識を高めるため、環境保全活動を実践する各主体の活動事例を、ホームページ「みやざきの環境」等に掲載するなど、関係団体や環境保全アドバイザー等の様々な主体による情報発信を促し、情報提供体制の充実を図ります。
- 環境保全活動に積極的に取り組む各主体間の交流研修会を実施することにより、相互の情報共有や人的交流を深めるとともに、各主体が一体となった協働取組を推進します。

## **③環境教育を担う人材の養成・確保**

- 教職員を対象とした環境教育の研修会を行うなど、環境教育に関する指導力向上を図ります。
- 希少野生動植物の保護監視活動を行っていただく方を野生動植物保護監視員として委嘱し、県内の希少野生動植物の保護及び県民に対しての普及・啓発活動を行います。
- 県民が自ら自然環境の保護と創出を推進するため、自然を守り育てるボランティア及び地域のリーダーとして自然保護推進員を委嘱し、研修会の開催や情報提供により活動を支援します。
- 地域における温暖化対策の推進を図るため、地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、自ら率先して温暖化防止に取り組むとともに、地域住民に対し温暖化に関する情報の提供・助言等を行います。
- 県に登録又は委嘱されている環境保全アドバイザーや推進員、学生等を対象とする研修会等を開催することにより、環境教育指導者の指導力向上を図るとともに、次世代を担う学生や指導者間の連携体制を構築します。

## **④環境教育拠点の整備、機能充実**

- 環境情報センターにおいて、県民の幅広い環境教育ニーズに応えられるような環境教育拠点機能の充実を図るとともに、より多くの県民に利用してもらうため、県政番組やホームページ等の情報媒体を用いて、環境情報センターの周知を図ります。
- 市町村施設や民間施設等と協力し、「体験の機会の場」として整備する等、環境教育の拠点機能の充実を図ります。
- 「宮崎県次世代エネルギーパーク」を活用し、再生可能エネルギーをはじめとした次世代のエネルギーを実際に見て触れることで、エネルギーへの理解を深めるとともに、環境保全の意識の向上を図ります。

## **⑤森林環境教育の推進**

- 森林とのふれあいを通し、多くの県民が森林の大切さを理解し、県民参加の森林づくりを実践できるよう、「ひなもり台県民ふれあいの森」、「森の科学館」など、森林環境教育の実践フィールドの整備を図ります。

- 森林での体験研修や木工教室の開催など、森林環境教育の一層の充実を図ります。
- 地域や学校が取り組む森林環境教育実践のための相談窓口を設置するとともに、自然体験活動等の指導者を派遣するなど子どもたちを対象とした森林環境教育の実践活動を支援します。
- 森林ボランティア団体が実施する森林環境教育や活動を支援します。
- みどりの少年団の活動支援を通じて、次代を担う心豊かな青少年の育成を図ります。
- 森林環境教育の実践活動や研修等を通じ、森林環境教育の指導者の養成を図ります。

### (3) 各主体に求められる役割

<b>県民・団体</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○講習会、講演会、自然観察会等への参加など、自発的・積極的な教育の推進</li> <li>○環境教育に関する、自らの知識や経験を生かした、様々な場や機会での発言や助言</li> <li>○各主体の相互理解に基づく、環境教育に関するネットワークづくり</li> </ul>
<b>事業者</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○従業員等に対する研修制度に環境問題を取り入れるなど、職場全体での環境教育の推進</li> <li>○事業者が有する環境保全技術の紹介や人材の派遣、環境教育の場として施設の公開など、地域の環境教育の推進</li> </ul>
<b>市町村</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○各主体が保有する環境教育に関する教材や教育機会、人材、施設等の情報収集を通じた、効率的な環境教育の推進</li> <li>○環境教育に関する教材や教育機会の提供、指導者の育成・派遣、拠点施設の整備など、各主体が自主的に取り組む環境教育の支援</li> <li>○環境に関する職員研修の実施による、職員一人ひとりの環境意識の向上</li> <li>○地域社会における環境教育の推進、各地域間のネットワーク化や地域での環境活動のサポート</li> </ul>

### (4) 環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	基準値	現況値	目標値 (R12年度)
環境教育推進校指定校数	校	8 [R1]	14 [R6]	14
水生生物調査（水辺環境調査）参加団体数	団体	41 [R1]	44 [R6]	60
環境保全アドバイザー講座等受講者数	人	4,243 [R1]	2,167 [R6]	4,800
ホームページ「みやぎの環境」へのアクセス件数	件	183,521 [R1]	99,729 [R6]	110,000
環境情報センター利用者数	人	40,968 [R1]	25,833 [R6]	47,000
森林環境教育実践校（団体）数	校・団体	56 [R1]	50 [R6]	65
森林づくり団体公募活動支援数	団体	34 [R1]	41 [R6]	45

## 5-2 環境保全活動の推進



### (1) 現状と課題

#### 現 状

○各主体の環境保全活動とパートナーシップ<sup>122)</sup>

- ・本県では、県民、団体、事業者、行政等様々な主体による環境保全活動が行われています。
- ・これまで、県民、団体、事業者、行政等の協働による環境保全活動を推進する組織である「環境みやざき推進協議会」が推進する県民総ぐるみの清掃活動「クリーンアップ宮崎」には、毎年10万人以上の県民が参加しています。
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づき、県及び市町村は、自らが行う事務及び事業によって排出される温室効果ガスの削減に関する計画（＝地方公共団体実行計画（事務事業編））を策定する義務があります。



「クリーンアップ宮崎」の様子

表 17 環境保全活動の推進に係る環境指標の現状

環境指標項目	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定した市町村の割合（累計）	%	96.2	96.2	96.2	96.2	96.2
地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定した市町村の割合（累計）	%	23.1	23.1	19.2	38.5	42.3
環境みやざき推進協議会参加会員数（累計）	団体等	459	440	428	422	399

<sup>122)</sup> パートナーシップ：対等な協力関係のこと。行政や県民、ボランティア団体、企業などの相互の関係において、従属や依存した関係でないこと。

## 課 題

- 各主体が自発的に行う環境保全活動を一層推進する必要があります。
- 環境保全活動を行う各主体間のより一層強力なパートナーシップを形成する必要があります。

## (2) 施策の方向

### ①各主体が自発的に行う環境保全活動の支援

- 河川浄化や森林ボランティア等の地域の実践活動への支援、行政との協働事業の実施、活動内容の県民への紹介など、地域や団体等が自発的に行う環境保全活動を支援します。
- エコアクション 21<sup>123)</sup>等の環境マネジメントシステムに関する情報提供や普及啓発など、事業者の自主的な環境保全活動を支援します。
- 地方公共団体実行計画の進捗管理やグリーン購入の徹底など、市町村における率先的な環境保全行動を支援します。
- 県自らも一事業者として「宮崎県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」や「宮崎県グリーン購入基本方針」に基づき、職員一人ひとりの環境保全の取組を推進します。
- 各主体が実施する環境保全活動において、顕著な功績のあった者に対し、その功績を表彰するとともに、取組内容を広く県民に紹介することにより、環境保全活動に対する県民の関心と理解を深めます。
- 森林づくり活動によって得られた二酸化炭素吸収量を認証し社会貢献活動として評価するなど、企業等の森林づくり活動への参加を促進します。
- 地域での環境美化活動等の環境保全活動やエコツーリズム等の地域活性化の取組、子どもたちが自然と触れあう場の提供など多様な主体が環境保全活動に参加できる機会を増やします。
- 内水面漁業団体が行う種苗放流、産卵場造成、石倉設置等の水産資源増殖活動を支援します。

### ②多様な主体が相互に協力して行う協働取組の推進

- 各主体がお互いを理解し、協働して環境保全活動に取り組むことを支援するため、環境保全に取り組む多様な各主体が一同に集うイベントを開催するなど、異なる地域や立場の人々が交流、情報交換する機会の創出を図ります。
- 各主体が協働して、地球温暖化対策を中心とした環境保全活動に取り組む環境みやぎき推進協議会への支援を行い、会員の拡大や取組内容の一層の充実を図ります。
- 森林づくりに関する情報提供や企業の森の誘致活動に取り組む「みやぎき森づくりコミッション」の活動等を通じて、企業や団体、森林所有者等が連携した森林づくりを推進します。

<sup>123)</sup> エコアクション 21 (EA21)：環境マネジメントシステムの構築、運用等に容易に取り組むことができる ISO14001 の簡易版であり、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づき、認証・登録を行う制度のこと。

### (3) 各主体に求められる役割

#### 県民・団体

- 日常生活における環境に配慮した取組の実践
- 県民、団体、行政等が実施する地域の環境保全活動への積極的な参加
- 各主体間の連携に積極的に関わり、複数の団体間のコーディネーター<sup>124)</sup> 役を努めるなど、協働による環境保全活動の促進

#### 事業者

- エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの導入など、事業活動における環境配慮の自主的な取組の推進
- 環境みやざき推進協議会に入会するなど、県民、団体、行政等が実施する地域の環境保全活動への積極的な参加・協力

#### 市町村

- 環境に関する情報や活動の場の提供など、住民、団体、事業者における自主的・積極的な環境保全の実践活動の促進
- 各主体が連携し、一体となって環境保全の実践活動に取り組むための体制づくり

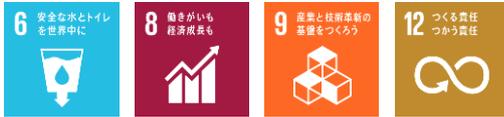
### (4) 環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	基準値	現況値	目標値 (R12 年度)
地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定した市町村の割合（累計）	%	92.3 [R1]	96.2 [R6]	100
地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定した市町村の割合（累計）	%	15.4 [R1]	42.3 [R6]	50.0
環境みやざき推進協議会参加会員数（累計）	団体等	453 [R1]	399 [R6]	600

<sup>124)</sup> コーディネーター：物事を調整しまとめる役割を担う人のこと。

## 第6節 環境と調和した地域・社会づくり

### 6-1 環境にやさしい地域・産業づくり



#### (1) 現状と課題

##### 現 状

##### ○農山漁村の有する多面的機能

- ・農山漁村地域は、美しい景観や自然環境、伝統文化など、豊かな地域資源を有するとともに、水源の涵養や国土保全、食料の供給など多面的かつ公益的機能を併せ持っています。
- ・一方、農山漁村地域においては、過疎化や高齢化等の進行により、地域内の活力低下が進みつつあり、農山漁村地域の持つ多面的機能の低下が懸念されています。

##### ○水循環

- ・大淀川や五ヶ瀬川などの代表的な河川を中心に豊かな水量が保たれるとともに、河川や流域の水質も良好な状態が維持されるなど、おおむね健全な水循環が保たれています。

##### ○環境保全型の農林水産業

- ・本県では、持続可能な農林水産業の発展という視点から、持続的農業や資源管理型漁業等の推進に努めています。
- ・農業においては、「環境保全」「労働安全」「食品安全」等についてリスク評価に基づき改善を行う GAP<sup>125)</sup>（農業生産工程管理）の実践を推進しています。
- ・林業においては、適正な森林整備・保全や、再生可能な森林資源の有効活用による森林の循環利用システムの確立に向けた取組を推進しています。
- ・水産業においては、養殖場等の漁場環境の保全や廃棄魚の肥料化、海底清掃や藻場干潟の保全が進められています。
- ・環境と調和する農林水産業の振興は、地域経済を活性化させるとともに、農地や森林、漁場等の保全・管理により国土保全などの公益的機能の維持・向上に貢献することから、その発展と環境への配慮の促進が期待されています。

<sup>125)</sup> GAP (Good Agricultural Practice) : 農産物の食品安全性や品質確保、環境負荷低減、農作業安定等を目的に適切な農業生産を実践する取組。

○本県の地域特性を生かした体験・交流型観光

- ・本県では、優れた自然環境や歴史的・文化的資源、豊かな自然の恵みが育む農林水産業など、地域特性を生かした体験・交流型観光の普及促進に取り組んでおり、コロナ禍以降、都市部やインバウンド等の観光需要は回復傾向であるため、農泊の新規の開業に向けた取組等を推進します。

○環境ビジネス<sup>126)</sup>

- ・我が国においても ESG 投資残高が平成 28（2016）年から令和元（2019）年の 3 年間で約 6 倍に増加するなど、ESG 金融が世界の潮流となる中、環境に配慮する企業が評価され、事業者はこれまで以上に環境を重視するようになっていきます。
- ・環境と経済を一体的に捉え、環境保全を通じて経済に利益をもたらす、経済活動を通じて環境保全に寄与するというような、環境と経済をともに向上させる環境ビジネスへの期待が高まっています。

表 18 環境にやさしい地域・産業づくりに係る環境指標の現状

環境指標項目	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
農泊軒数（累計）	軒	189	177	178	164	176

**課 題**

- 地域住民の人口減少により農林水産業及び農山漁村の有する多面的機能の維持・保全と機能発揮が危惧されています。
- 健全な水循環の次世代への継承が求められています。
- 環境への負荷を低減し、環境と調和した農林水産業が求められています。
- 本県の地域特性を生かした体験・交流型観光の展開が求められています。
- 環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現のため、環境ビジネスの育成・振興が求められています。
- 太陽光・風力・水力などの地域エネルギー、バイオマス資源、豊かな自然環境や観光資源などの地域資源を活用した産業を地域が主体となって進めることが求められています。

**(2) 施策の方向**

**①魅力ある農山漁村等づくり**

- 農村における農地や農道、生活排水処理施設等の整備など、環境との調和に配慮した整備を推

<sup>126)</sup> 環境ビジネス：環境の汚染状況を把握し、その予防、削減、改善するための製品・サービスを提供する活動といわれており、具体的には環境汚染防止装置・サービス、廃棄物処理関連産業、環境保全や資源リサイクルに適した製品等の開発・製造・販売などから、持続可能な農林水産業、再生可能エネルギー、エコツーリズムまで、幅広い分野がある。

進めます。

- 農地・農業用施設の適切な管理や農村景観の良好な保全・形成を図る地域の共同活動を推進します。
- 農山漁村の豊富な資源をバイオマス発電や小水力発電等の再生可能エネルギーとして活用し、農林漁業経営の改善や地域への利益還元を進め、農山漁村の活性化を図ります。
- 自然環境の保全や生物多様性への配慮、親水性の確保などを考慮した多自然川づくりの整備を推進します。
- 漁村における生活環境の向上を図るため、緑地広場等の環境施設の整備を推進します。
- 森林や農地、農山村地域が有する水源涵養<sup>かん</sup>や土砂流出防止、生物の多様性の確保など、国土保全に貢献する公益的機能についての県民の理解を深めるため、情報発信や普及啓発を推進します。
- 国土保全機能の維持向上を図るため、森林の適切な保全・管理とともに、国土保全上重要な農山村地域の公共資産の維持・管理や農林業の支援、里地里山や棚田<sup>127)</sup>などの保全を推進します。
- 藻場干潟等の持つ水質浄化や多様な生物の育成機能の維持向上を図るため、漁業者等による藻場干潟等の保全活動への支援を推進します。
- 養殖漁場の環境保全を図るため、配合飼料の利用や沖合域での養殖を推進します。
- 津波や高潮、塩害等の防止や自然景観の保全のため、松くい虫被害の予防、被害木の駆除など海岸保安林の整備・保全を推進します。

## **②健全な水循環の確保**

- 水源地域の水源涵養<sup>かん</sup>機能を維持するため、市町村及び森林所有者等との連携協力により水源地域の保全を推進します。
- 節水や水の合理的利用に関する普及啓発や公共施設における雨水・再生水の利用など、適切な水利用の促進を図ります。

## **③環境とともに歩む循環型農林水産業の推進**

- 土づくり・適正施肥、適正かん水を基本として、化学合成農薬のみに頼らず、天敵等の生物農薬や防除資材等を活用し、有機農業をはじめとした持続的農業を推進します。
- 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（家畜排せつ物法）に基づく家畜排せつ物の適正な処理・管理と、良質な堆肥化を推進するとともに、堆肥の流通体制の整備、耕種部門における利用の拡大を図るなど、耕種農家と畜産農家との耕畜連携による良質な土づくりを推進します。
- 農業用水利施設等を活用した小水力発電を推進します。
- 農業用廃プラスチックの回収及びリサイクルを推進します。

---

<sup>127)</sup> 棚田：急な傾斜地を耕して階段状に作った田んぼのこと。

- 農薬及び肥料の適正使用に関する情報提供や普及啓発、新たな環境負荷の低減技術の開発など、農業生産に伴う環境負荷の低減を図ります。
- 計画的な伐採と再生林の実施により、主伐林齢の多様化を進めバランスのとれた年齢構成に誘導し、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を推進します。
- 環境に配慮した持続的な森林経営が行われていることを認証する森林認証の取得を促進します。
- 森林 GIS（森林地理情報システム）を活用して、森林の適正管理に向けた森林資源の正確な情報把握に努めます。
- 森林施業の集約化等による効率的な林業経営を推進するとともに、森林所有者による適切な森林施業等が困難な森林については、施業や経営の受委託を促進します。
- 森林所有者自らが経営管理できない森林については、森林経営管理制度に基づく市町村やひなたのチカラ林業経営者による適切な森林管理を推進します。
- 適切かつ効率的な森林施業が行われるよう、自然条件を考慮した作業システムに基づく計画的な林道や作業路の整備に努めます。
- 林業生産活動で発生する木質バイオマスの活用を推進します。
- みやざき林業大学校における研修の実施や林業に関する資格等の取得支援を行うとともに、林業普及指導員による技術指導の充実を図るなど、林業従事者の育成と技能向上を推進します。
- 「緑の雇用」事業等において林業に必要な資格取得や技術習得を行った「研修修了者」や造林保育作業に従事する新規就業者の定着を促進します。
- 水産系廃棄物の回収及びリサイクルを推進します。
- 環境への負荷の少ない養殖技術の普及や藻場干潟の保全、漁民の森<sup>128)</sup>の造成や水辺林の保全など、漁場環境の整備・保全を推進します。

#### **④本県の地域特性を生かした体験・交流型観光の推進**

- 自然豊かな景勝地や歴史的・文化的資源など地域資源を整備・保全するとともに、それら資源を損なうことなく活用しながら、都市部と農山漁村部の人との交流を生み出す体験・交流型観光のエコツーリズム、グリーン・ツーリズム、農泊等を推進し、交流人口の拡大を図ります。
- 農山漁村の魅力ある地域資源や生活環境などの文化を教育分野で活用する教育旅行の活用拡大を推進します。

#### **⑤環境ビジネスの創出・育成**

- 再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの推進、資源のリサイクル、環境教育の推進、環境情報の提供など、環境への負荷低減に貢献する環境ビジネスの創出・育成等に係る支援を図ります。

---

<sup>128)</sup> 漁民の森：水産動植物を増やし、豊かな海を育むため、漁業関係者が中心となって、水の源である森づくり（植林や手入れ）を行った、あるいは、行っている森林のこと。

- 環境産業又はエネルギー産業に関する事業を行う中小企業等に対し、融資を行います。(再掲)
- 県内の排出事業者や産業廃棄物処理業者が、資源の循環的利用を目的として産業廃棄物のリサイクル施設を設置する経費の一部を支援します。(再掲)
- 生活環境の保全を目的として、産業廃棄物の適正処理、再生利用、資源循環等の事業を行う一般社団法人宮崎県産業資源循環協会と連携し、循環型社会の形成に取り組めます。(再掲)
- 産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの促進を図るため、産学官の共同研究グループが行う環境リサイクル関連分野の新商品・新技術開発を支援します。
- 県試験研究機関や大学等が連携し、県内企業による環境負荷の低減に資する研究開発等への取組に対して、技術的な支援を行います。
- セミナー等を通じた情報提供や地域と連携した再生可能エネルギー等の活用に向けた取組に対する支援を行うことにより、再生可能エネルギー関連産業の振興を図ります。
- 水素関係技術に関する情報収集や県内関係者の情報共有を行うため、外部講師を招いたセミナー・研究会を開催し、県内企業の水素関連産業への参入促進を図ります。

### (3) 各主体に求められる役割

#### 県民・団体

- 地域で生産される食材や資材を積極的に利用するなど地産地消の実践
- 健全な水循環の確保を図るため、節水や水の合理的利用など、水資源の適切な利用
- 自然環境とのふれあいや農林漁業を体験するエコツーリズム、グリーン・ツーリズム、農泊、教育旅行などへの積極的な参加
- 森林所有者等による植栽や間伐などの適切な森林施業の実施 (再掲)

#### 事業者

- 農薬や化学肥料の適正使用や低減、農業用施設（特に燃料用タンクや配管等）の適切な管理・点検など、環境に配慮した農業の実践
- 適地適木による更新や適切な間伐の実施など、森林の有する多面的機能の長期的・循環的な維持・保全に努めるとともに、木質バイオマスの積極的な活用を図るなど、環境に配慮した林業の実践
- 健全な水循環の確保を図るため、工場・事業場における節水や雨水・再生水の利用など、水資源の有効利用
- 養殖における環境負荷の低減、水産系廃棄物のリサイクルの推進など、環境に配慮した漁業の実践
- 自然環境とのふれあいや農林漁業を体験するエコツーリズム、グリーン・ツーリズム、農泊などの機会や場の提供
- 自ら排出する廃棄物の積極的な再資源化、リサイクル製品の開発、提供 (再掲)
- 本県の地域特性を生かした新たな環境ビジネスの創出

## 市町村

- 農山漁村の環境整備に際しての、環境との調和に配慮した生活環境施設の整備や、周辺の自然景観と調和した農山漁村の景観の維持
- 森林や棚田などの農地や藻場干潟がもたらす公益的機能の維持・向上、県民の理解醸成
- 健全な水循環の確保を図るため、県民の理解醸成、公共施設における節水や雨水・再生水の利用など、水資源の有効利用
- 環境に配慮した農林水産業の実践的な取組に対する支援
- 本県の地域特性を生かした新たな環境ビジネスの創出に対する支援

### (4) 環境指標 (数値目標)

環境指標項目	単位	基準値	現況値	目標値 (R12年度)
農泊軒数 (累計)	軒	192 [R1]	176 [R6]	232

## 6-2 快適な生活空間の創出



### (1) 現状と課題

#### 現 状

##### ○景観

- ・本県では、全国に先駆けて制定された沿道修景美化条例に基づき、花と緑にあふれた沿道の景観を新たに創造するなど、豊かな自然を生かした美しい県土づくりに取り組んできましたが、人口減少・少子高齢化による担い手不足から、地域の人々によって守られてきた景観が損なわれることが懸念されています。
- ・持続可能な地域づくりが求められる中、良好な景観の保全、創出又は活用による魅力ある地域づくりを推進するため、平成 29（2017）年に「美しい宮崎づくり推進条例」を施行し、地域固有の景観を生かした愛着と誇りを持てる「美しい宮崎」の創造と継承に取り組んでいます。
- ・本県における都市公園等の整備状況は、約 1,000 か所 1,940ha であり、都市計画区域内の人口 1 人当たりの都市公園等面積は約 21.0m<sup>2</sup> です。これは、全国の 1 人当たりの都市公園等面積約 10.9m<sup>2</sup>（令和 5（2023）年度末）を大幅に上回っています。

表 19 景観重要建造物及び景観重要樹木

景観重要建造物 (令和 7 年 (2025) 年 3 月末現在)

景観行政団体名※	指定年月日	建造物の名称
宮崎市	平成 20 年 12 月 1 日	宮崎県庁本館
宮崎市	平成 20 年 12 月 1 日	宮崎県庁 5 号館
宮崎市	平成 20 年 12 月 1 日	商家「旧阪本家」
宮崎市	平成 21 年 10 月 1 日	河上家武家門
宮崎市	平成 21 年 10 月 1 日	安藤家武家門

景観重要樹木 (令和 7 年 (2025) 年 3 月末現在)

景観行政団体名※	指定年月日	樹木の名称
宮崎市	平成 21 年 10 月 1 日	フェニックス（県庁本館前）
宮崎市	平成 21 年 10 月 1 日	フェニックス（県庁本館前）
延岡市	平成 26 年 12 月 4 日	センダン（三楯小学校跡地）

※景観行政団体：景観法に基づいて良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく地方公共団体。

表 20 快適な生活空間の創出に係る環境指標の現状

環境指標項目	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
市街地における緊急輸送道路の無電柱化率（累計）	%	5.6	7.0	7.0	8.1	8.1
都市公園面積 （都市計画区域人口 1 人当たり）	m <sup>2</sup> /人	20.6 [R1]	20.6 [R2]	20.8 [R3]	20.9 [R4]	21.0 [R5]

## ○文化財

- ・本県は「ひむかの国」として古くから歴史に登場し、歴史的にも文化的にも多数の優れた文化財が残されています。
- ・これらの文化財は、環境保全の観点からも、歴史的・文化的雰囲気など、快適な環境へのニーズの高まりに応えるためにも重要なものであるため、保存・活用に取り組んでいます。
- ・本県の天然記念物の数は、国指定の特別天然記念物が 4 件、天然記念物が 47 件（うち 1 件は名勝及び天然記念物）、県指定の天然記念物が 22 件、市町村指定の天然記念物が 95 件です。天然記念物は、文化財の中で特に環境の変化を受けやすい分野であり、近年懸念される問題として、アカウミガメの産卵地となっている砂浜海岸の侵食や、森林植生の変化によるニホンカモシカの生息数の激減があります。
- ・本県では、高千穂峡谷や尾鈴山の瀑布群、日南市鶴戸などが名勝として指定されています。

## 課題

- 快適な生活空間を創出するため、うるおいとやすらぎのある美しい景観の保全・創出と都市公園の整備に継続して取り組んでいく必要があります。
- ふるさとの財産である文化財の保存・活用等が求められています。

## （2）施策の方向

### ①うるおいとやすらぎある美しい景観・環境づくり

- 宮崎県景観形成基本方針及び美しい宮崎づくり推進条例に基づき、美しい景観・環境づくりの大切さや必要性について、県民や市町村への啓発周知を図ります。
- 豊かな自然景観や美しい街並みなど景観資源を把握するとともに、自然と県民の暮らしが調和した景観の保全・創出を図ります。
- 都市環境の改善や災害時の避難地の確保、増大する多様なレクリエーション需要に対応するため、都市公園の均衡ある整備を図ります。
- 沿道の修景や屋外広告物の規制、無電柱化の推進、県民参加による街並みの整備など、市街地における美しい景観の創造を推進します。
- 巨樹・巨木や県木フェニックスの保全、農山漁村地域における里地・棚田の保全など、地域を特徴づける景観の保全・創出を推進します。

- 河川沿岸の自然環境の保全や県民参加による河川浄化活動の推進など、自然の営みがかたちづくれた河川景観の保全・創造を推進します。
- 水辺空間とまち空間の融合が図られた、良好な空間形成を目指した「かわまちづくり」を推進します。
- 緑地保全地域や緑化地域、風致地区の指定等による緑地の保全、都市公園の整備や民有地の緑化の促進など、市街地における緑の保全と緑化を推進します。
- 県民や事業者の自主的・積極的な緑化活動を支援するとともに、各主体の連携による緑化や維持管理活動を支援するなど、県民参加による都市緑化の推進を図ります。
- 優れた景観の保全や創出と緑化の推進について、各主体の連携のもと各種制度の活用を図ります。

### ②本県の自然と一体となった歴史的・文化的資源の保存・活用

- 歴史的・文化的資源に関する情報発信、体験・学習や地域づくりへの活用など、県民の歴史的・文化的資源に関する普及啓発を推進します。
- 貴重な歴史的・文化的資源の調査・把握や、文化財の指定等による適切な保存・活用を推進します。

### ③環境と調和した生活空間づくり

- 工場建設の際は、工場立地法等に基づき積極的な緑地の確保を図るよう、法の周知及び遵守を通じ、工場緑化を推進します。
- 快適な生活空間の保全や創出と緑化の推進について、各主体の連携のもと計画的・体系的な保全・創出が行われるよう、推進体制の構築や推進方策についての仕組みづくりを検討します。

## (3) 各主体に求められる役割

### 県民・団体

- 住宅建築に際しての、周辺の自然景観や街並みとの調和、環境への配慮
- 住宅の敷地内での生垣や植栽への取組や、地域の緑化活動などへの積極的な参加
- 地域の歴史・文化的資源に関する学習活動や保全活動への参加

### 事業者

- 施設の整備に際しての、周辺の自然景観や街並みとの調和、環境への配慮
- 事業所敷地内の緑化への取組や、地域の緑化活動などへの積極的な参加・協力
- 開発事業の実施に際しての、文化財の保護

### 市町村

- 公共事業の実施に際し、周辺の自然景観や街並みとの調和、環境への配慮など、美しい景観づくりの実践
- 公共施設の敷地や河川における緑化、都市公園等の整備
- 歴史的・文化的資源の実態把握及び保護・継承

**(4) 環境指標 (数値目標)**

環境指標項目	単位	基準値	現況値	目標値 (R12 年度)
市街地における緊急輸送道路の無電柱化率 (累計)	%	5.6 [R1]	8.1 [R6]	12.0
都市公園面積 (都市計画区域人口 1 人当たり)	m <sup>2</sup> /人	20.6 [R1]	21.0 [R5]	21.1